

原子力規制委員会 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

九州電力株式会社

代表取締役 池 辺 和 弘  
社長執行役員

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、2019年9月27日付け、原発本第100号をもって変更認可申請（2019年12月17日付け原発本第175号で一部補正）しました、玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書について、下記のとおり一部補正いたします。

記

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の本文、別添（玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄）について、下記のとおり一部補正する。

- ・本文のうち「1. 変更の内容」、「2. 変更の理由」及び「3. 施行期日」を添付1のとおり一部補正する。
- ・別添（玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表）を添付2のとおり一部補正する。

以 上

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の本文のうち  
「1. 変更の内容」、「2. 変更の理由」及び「3. 施行期日」  
の一部補正

## 記

### 1. 変更の内容

昭和49年12月16日付けの49原第10790号で認可を受け、昭和50年6月26日付けの50原第5193号、昭和50年12月15日付けの50原第9554号、昭和51年4月26日付けの51安第2242号、昭和51年9月16日付けの51安(原規)第60号、昭和52年5月31日付けの52安(原規)第131号、昭和54年6月22日付けの54資庁第8354号、昭和54年8月3日付けの54資庁第10467号、昭和55年1月7日付けの54資庁第15477号、昭和55年11月10日付けの55資庁第12005号、昭和56年6月5日付けの56資庁第3275号、昭和56年8月20日付けの56資庁第10448号、昭和56年11月6日付けの56資庁第12949号、昭和57年2月26日付けの57資庁第2530号、昭和57年7月31日付けの57資庁第10881号、昭和58年8月15日付けの58資庁第9302号、昭和59年8月3日付けの59資庁第8966号、昭和59年8月17日付けの59資庁第10192号、昭和60年4月1日付けの60資庁第3188号、昭和60年6月18日付けの60資庁第8040号、昭和60年11月5日付けの60資庁第12363号、昭和63年2月23日付けの62資庁第16339号、平成元年3月31日付けの元資庁第3506号、平成2年3月23日付けの2資庁第1878号、平成4年3月2日付けの4資庁第1125号、平成5年3月31日付けの5資庁第570号、平成5年10月18日付けの5資庁第11120号、平成6年2月28日付けの6資庁第471号、平成6年8月18日付けの6資庁第8958号、平成7年9月7日付けの7資庁第8119号、平成7年12月5日付けの7資庁第13349号、平成8年5月22日付けの8資庁第3208号、平成8年8月19日付けの8資庁第7659号、平成9年7月23日付けの平成09・06・12資第9号、平成13年1月5日付けの平成12・09・20資第3号、平成13年2月23日付けの平成13・02・15原第20号、平成13年3月30日付けの平成13・03・23原第6号、平成13年6月26日付けの平成13・05・24原第4号、平成13年9月13日付けの平成13・08・14原第4号、平成13年10月11日付けの平成13・09・18原第5号、平成14年3月8日付けの平成14・02・08原第25号、平成14年6月20日付けの平成14・06・07原第13号、平成14年10月22日付けの平成14・09・27原第7号、平成15年6月4日付けの平成15・05・27原第6号、平成15年10月22日付けの平成15・09・12原第13号、平成16年5月18日付けの平成15・12・25原第25号、平成16年6月8日付けの平成16・06・01原第10号、平成17年2月25日付けの平成17・02・02原第4号、平成17年3月31日付けの平成17・03・15原第4号、平成17年6月28日付けの平成17・06・13原第24号、平成18年2月22日付けの平成18・01・27原第13号、平成19年12月13日付けの平成19・09・28原第25号、平成19年12月13日付けの平成19・11・30原第18号、平成20年3月19日付けの平成20・02・29原第56号、平成20年6月6日付けの平成20・05・13原第4号、平成20年8月22日付けの平成20・07・11原第10号、平成20年12月12日付け

の平成 20・10・31 原第 10 号、平成 21 年 3 月 3 日付けの平成 21・02・20 原第 27 号、平成 21 年 9 月 15 日付けの平成 21・08・03 原第 5 号、平成 22 年 2 月 22 日付けの平成 22・01・20 原第 7 号、平成 22 年 6 月 22 日付けの平成 22・05・21 原第 6 号、平成 22 年 11 月 25 日付けの平成 22・03・26 原第 2 号、平成 23 年 5 月 6 日付けの平成 23・04・04 原第 39 号、平成 23 年 5 月 11 日付けの平成 23・04・21 原第 10 号、平成 23 年 6 月 16 日付けの平成 23・05・19 原第 22 号、平成 24 年 6 月 21 日付けの平成 24・05・23 原第 4 号、平成 24 年 9 月 6 日付けの 20120717 原第 30 号、平成 25 年 2 月 13 日付けの原管 P 収第 121212001 号、平成 25 年 6 月 17 日付けの原管 P 発第 1306171 号、平成 26 年 6 月 9 日付けの原規規発第 1406092 号、平成 27 年 6 月 10 日付けの原規規発第 1506108 号、平成 28 年 3 月 24 日付けの原規規発第 16032420 号、平成 28 年 10 月 26 日付けの原規規発第 1610268 号、平成 29 年 2 月 8 日付けの原規規発第 1702088 号、平成 29 年 4 月 19 日付けの原規規発第 1704197 号、平成 29 年 9 月 14 日付けの原規規発第 1709142 号、平成 30 年 6 月 26 日付け原規規発第 1806267 号、平成 30 年 12 月 17 日付け原規規発第 1812179 号、平成 31 年 2 月 13 日付け原規規発第 1902134 号、令和元年 7 月 5 日付け原規規発第 1907055 号及び令和元年 12 月 6 日付け原規規発第 1912061 号で変更認可を受けた玄海原子力発電所原子炉施設保安規定の記述を、別添の玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。(ただし、下線部及び変更箇所表示部は含まない。)

## 2. 変更の理由

### (1) 玄海原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉の廃止措置を実施するための変更

玄海原子力発電所 2 号炉について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 34 第 2 項に基づき規定する廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 24 第 1 項及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 92 条第 3 項に基づき、2 号炉に係る保安措置を廃止措置段階の発電用原子炉施設編へ規定するとともに、関連する条文の変更を行う。

また、玄海原子力発電所 1 号炉の廃止措置計画変更認可申請の内容を反映するため、関連する条文の変更を行う。

- ・第 2 編 運転段階（停止中）の発電用原子炉施設編（2 号炉に係る保安措置）【削る】
- ・第 2 編 廃止措置段階の発電用原子炉施設編（1 号炉及び 2 号炉に係る保安措置）【改編】

第 1 条（目的）

第 5 条（保安に関する職務）

第 7 条（玄海原子力発電所安全運営委員会）

第 11 条（運転員の確保）

第 19 条（工事の計画及び実施）

第 25 条（新燃料の運搬）



第 26 条 (新燃料の貯蔵)  
第 27 条 (使用済燃料の貯蔵)  
第 29 条 (放射性固体廃棄物の管理)  
第 31 条 (放射性液体廃棄物の管理)  
第 32 条 (放射性気体廃棄物の管理)  
第 33 条 (放出管理用計測器の管理)  
第 44 条 (外部放射線に係る線量当量率等の測定)  
第 45 条 (放射線計測器類の管理)  
第 50 条 (保守管理計画)  
第 63 条 (所員への保安教育)  
第 64 条 (請負会社従業員への保安教育)  
添付 1 管理区域図 (第 35 条及び第 36 条関連)

・第 1 編 運転段階の発電用原子炉施設編 (3 号炉及び 4 号炉に係る保安措置)

第 3 条 (品質保証計画)  
第 5 条 (保安に関する職務)  
第 7 条 (玄海原子力発電所安全運営委員会)  
第 17 条 (火災発生時の体制の整備)  
第 96 条 (使用済燃料の貯蔵)  
第 98 条 (放射性固体廃棄物の管理)  
第 99 条 (放射性液体廃棄物の管理)  
第 100 条 (放射性気体廃棄物の管理)  
第 106 条 (管理区域への出入管理)  
第 112 条 (外部放射線に係る線量当量率等の測定)  
第 113 条 (放射線計測器類の管理)  
第 119 条 (原子力防災組織)  
第 130 条 (請負会社従業員への保安教育)

添付 2 火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準

添付 4 管理区域図 (第 103 条及び第 104 条関連)

(2) 玄海原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更

1 号炉及び 2 号炉共に廃止措置段階となることに伴い、玄海原子力発電所の組織体制を見直し、1 号炉及び 2 号炉の廃止作業に専念していく体制を整備する。

また、1 号炉及び 2 号炉共に廃止措置段階となることに伴い、保安及び品質保証活動業務を効率的かつ一体的な運用とするため、安全品質保証第一統括室と安全品質保証第二統括室を廃止し、安全品質保証統括室を設置する。

このため、関連する保安規定条文の変更を行う。

・第1編 運転段階の発電用原子炉施設編（3号炉及び4号炉に係る保安措置）

第3条（品質保証計画）

第4条（保安に関する組織）

第5条（保安に関する職務）

第7条（玄海原子力発電所安全運営委員会）

第8条（原子炉主任技術者の選任）

第17条（火災発生時の体制の整備）

第17条の3（その他自然災害発生時等の体制の整備）

第98条（放射性固体廃棄物の管理）

第106条（管理区域への出入管理）

第113条（放射線計測器類の管理）

第116条（請負会社の放射線防護）

第119条（原子力防災組織）

第121条（原子力防災資機材等の整備）

第130条（請負会社従業員への保安教育）

添付2 火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準

・第2編 廃止措置段階の発電用原子炉施設編（1号炉及び2号炉に係る保安措置）【改編】

第3条（品質保証計画）

第4条（保安に関する組織）

第5条（保安に関する職務）

第7条（玄海原子力発電所安全運営委員会）

第9条（廃止措置主任者の職務等）

第10条（構成及び定義）

第11条（運転員の確保）

第12条（巡視）

第13条（廃止措置管理に関する社内基準の作成）

第14条（引継）

第15条（原子炉の運転停止に関する恒久的な措置）

第16条（地震・火災等発生時の措置）

第17条（電源機能喪失時等の体制の整備）

第18条（安全貯蔵措置）

第19条（工事の計画及び実施）

第20条（工事完了の報告）

第 21 条 (使用済燃料ピットの水位及び水温)  
第 22 条 (施設運用上の基準の確認)  
第 23 条 (施設運用上の基準を満足しない場合)  
第 24 条 (施設運用上の基準に関する記録)  
第 25 条 (新燃料の運搬)  
第 26 条 (新燃料の貯蔵)  
第 27 条 (使用済燃料の貯蔵)  
第 28 条 (使用済燃料の運搬)  
第 29 条 (放射性固体廃棄物の管理)  
第 30 条 (事故由来放射性物質の降下物の影響確認)  
第 31 条 (放射性液体廃棄物の管理)  
第 32 条 (放射性気体廃棄物の管理)  
第 33 条 (放出管理用計測器の管理)  
第 35 条 (管理区域の設定・解除)  
第 36 条 (管理区域内における区域区分)  
第 37 条 (管理区域内における特別措置)  
第 38 条 (管理区域への出入管理)  
第 39 条 (管理区域出入者の遵守事項)  
第 42 条 (線量の評価)  
第 43 条 (床・壁等の除染)  
第 44 条 (外部放射線に係る線量当量率等の測定)  
第 45 条 (放射線計測器類の管理)  
第 46 条 (管理区域外等への搬出及び運搬)  
第 48 条 (請負会社の放射線防護)  
第 50 条の 2 (溶接事業者検査の実施)  
第 54 条 (原子力防災資機材等の整備)  
第 57 条 (通報)  
第 63 条 (所員への保安教育)  
第 64 条 (請負会社従業員への保安教育)  
第 65 条 (記録)  
第 66 条 (報告)

(3) 運用の明確化に伴う変更

運用の明確化に伴い、第 1 編及び第 2 編の以下の条文について変更を行う。

- ・ 第 1 編 運転段階の発電用原子炉施設編 (3 号炉及び 4 号炉に係る保安措置)  
第 5 条 (保安に関する職務)

・第2編 廃止措置段階の発電用原子炉施設編（1号炉及び2号炉に係る保安措置）【改編】

第5条（保安に関する職務）

第8条（廃止措置主任者の選任）

第13条（廃止措置管理に関する社内基準の作成）

（4）記載の適正化に伴う変更

第1編及び第2編について、記載の適正化（主語の明確化及び条文間の記載内容の整合等）を行うため変更を行う。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、令和元年9月3日付原発本第83号をもって変更認可申請した玄海原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書及び令和元年9月3日付原発本第84号をもって認可申請した玄海原子力発電所2号炉廃止措置計画認可申請書について、原子力規制委員会の認可を受けた日後、2020年4月1日より施行する。

以 上

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書のうち  
別添（玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表）  
の一部補正

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定  
変更前後比較表

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;"><b>第 1 編</b> <b>運転段階の発電用原子炉施設編</b> (3号炉及び4号炉に係る保安措置)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>運転段階とは、原子力発電所の運転を始める前に、新燃料を発電所へ搬入する時点から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の33第2項の規定に基づき認可を受け、廃止措置を実施する前までの段階をいう。(以下、第1編及び第2編において同じ)。</p> <p>また、運転段階にある玄海原子力発電所3号炉及び4号炉に係る発電用原子炉施設を運転段階の発電用原子炉施設という。</p> </div>	<p style="text-align: center;"><b>第 1 編</b> <b>運転段階の発電用原子炉施設編</b> (3号炉及び4号炉に係る保安措置)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>運転段階とは、原子力発電所の運転を始める前に、新燃料を発電所へ搬入する時点から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の34第2項の規定に基づき認可を受け、廃止措置を実施する前までの段階をいう。</p> <p>また、運転段階にある玄海原子力発電所3号炉及び4号炉に係る発電用原子炉施設を運転段階の発電用原子炉施設という。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化に伴う変更</li> <li>・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更</li> </ul>

# 亥海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>第3条 (品質保証計画)</b></p> <p>別図1</p> <p>保安規定品質保証計画に係る規定文書体系図</p>	<p><b>第3条 (品質保証計画)</b></p> <p>別図1</p> <p>保安規定品質保証計画に係る規定文書体系図</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>亥海原子力発電所1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>亥海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更</li> </ul>



# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(保安に関する組織) 第4条 運転段階の発電所の保安に関する組織は、図4-1のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">図 4-1</p>	<p>(保安に関する組織) 第4条 運転段階の発電所の保安に関する組織は、図4-1のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">図 4-1</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。また、その他の保安に関し必要となる職務に関しては、「組織・権限規程」に従って行う。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(8) 原子力技術部長は、原子力技術部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力技術部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、燃料の取替等に関する業務、3号炉及び4号炉に係る火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(14) 第一所長は、所長を補佐し、技術第一課長、安全管理第一課長、発電第一課長及び保守第一課長の所管する保安に関する業務並びに土木建築課長のうち1号炉及び2号炉の保安に関する業務を統括管理する。</p> <p>(15) 第二所長は、所長を補佐し、技術第二課長、安全管理第二課長、発電第二課長及び保守第二課長の所管する保安に関する業務並びに土木建築課長のうち3号炉及び4号炉の保安に関する業務を統括管理する。</p> <p>(16) 安全品質保証第一総括室長は、所長を補佐し、1号炉及び2号炉の発電所における保安、品質保証活動の統括に関する業務を行う。</p> <p>(17) 安全品質保証第二総括室長は、安全品質保証第一総括室長を補佐する。</p> <p>(18) 安全品質保証第三総括室長は、所長を補佐し、3号炉及び4号炉の発電所における保安、品質保証活動の統括に関する業務を行う。</p> <p>(19) 安全品質保証第四総括室長は、安全品質保証第二総括室長を補佐する。</p> <p>(20) 総務課長は、調達先の評価・選定等に関する業務を行う。</p> <p>(21) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、重大事故等及び大規模環境発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(22) 防護管理課長は、出入管理に関する業務を行う。</p> <p>(23) 技術第一課長は1号炉及び2号炉、技術第二課長は3号炉及び4号炉に係る発電所の技術関係事項の統括及び燃料管理に関する業務を行う。(以下、技術第一課長及び技術第二課長を総称する場合は「技術課長」という。)</p> <p>(24) 安全管理第一課長は1号炉及び2号炉、安全管理第二課長は3号炉及び4号炉に係る放射線管理、放射性廃棄物管理及び化学管理に関する業務を行う。(以下、安全管理第一課長及び安全管理第二課長を総称する場合は「安全管理課長」という。)</p> <p>(25) 発電第一課長は1号炉及び2号炉、発電第二課長は3号炉及び4号炉に係る原子炉施設の運転管理に関する業務を行う。(以下、発電第一課長及び発電第二課長を総称する場合は「発電課長」という。)</p> <p>(26) 発電第二課長は1号炉及び2号炉、発電第三課長は3号炉及び4号炉に係る原子炉施設の運転管理に関する当直業務を行う。(以下、発電第一課長及び発電第二課長を総称する場合は「当直課長」という。)</p> <p>(27) 保守第一課長は1号炉及び2号炉、保守第二課長は3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（土木建築設備を除く。）の保守及び燃料の取扱いに関する業務を行う。(以下、保守第一課長及び保守第二課長を総称する場合は「保守課長」という。)</p>	<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。また、その他の保安に関し必要となる職務に関しては、「組織・権限規程」に従って行う。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(8) 原子力技術部長は、原子力技術部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力技術部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係る燃料の取替等に関する業務並びに火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(14) 廃止措置施設長は、所長を補佐し、廃止措置運営課長、廃止措置安全課長、プラント管理課長及び設備管理課長の所管する保安に関する業務並びに土木建築課長のうち1号炉及び2号炉の保安に関する業務を統括管理する。</p> <p>(15) 第二所長は、所長を補佐し、技術第二課長、安全管理第二課長、発電第二課長及び保守第二課長の所管する保安に関する業務並びに土木建築課長のうち3号炉及び4号炉の保安に関する業務を統括管理する。</p> <p>(16) 安全品質保証統括室長は、所長を補佐し、発電所における保安、品質保証活動の統括に関する業務を行う。</p> <p>(17) 安全品質保証統括副室長は、安全品質保証統括室長を補佐する。</p> <p>(18) 総務課長は、調達先の評価・選定等に関する業務を行う。</p> <p>(19) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電機機器感度喪失時等の体制の整備並びに3号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、重大事故等及び大規模環境発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(20) 防護管理課長は、出入管理に関する業務を行う。</p> <p>(21) 廃止措置運営課長は、1号炉及び2号炉に係る廃止措置計画に基づく管理全般及び燃料管理に関する業務を行う。</p> <p>(22) 廃止措置安全課長は、1号炉及び2号炉に係る放射線管理、放射性廃棄物管理、化学管理及び汚染分佈調査に関する業務を行う。</p> <p>(23) プラント管理課長は、1号炉及び2号炉に係る維持設備の運転管理に関する業務を行う。</p> <p>(24) プラント管理課長直課長は、1号炉及び2号炉に係る維持設備の運転管理に関する当直業務を行う。</p> <p>(25) 設備管理課長は、1号炉及び2号炉に係る維持設備（土木建築設備を除く。）の保守、廃止措置工事及び燃料の取扱いに関する業務を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更</li> <li>・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>・運用の明確化に伴う変更</li> <li>・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更</li> </ul>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>第5条続き</b> 【(23)から(27)再掲】 (23) 技術第二課長は1号炉及び2号炉、技術第二課長は3号炉及び4号炉に係る発電所の技術関係事項の総括及び燃料管理に関する業務を行う。(以下、技術第一課長及び技術第二課長を総称する場合に「技術課長」という。) (24) 安全管理第一課長は1号炉及び2号炉、安全管理第二課長は3号炉及び4号炉に係る放射線管理、放射線廃棄物管理及び化学管理に関する業務を行う。(以下、安全管理第一課長及び安全管理第二課長を総称する場合に「安全管理課長」という。) (25) 発電第一課長は1号炉及び2号炉、発電第二課長は3号炉及び4号炉に係る原子炉施設の運転管理に関する業務を行う。(以下、発電第一課長及び発電第二課長を総称する場合に「発電課長」という。) (26) 発電第一課当直課長は1号炉及び2号炉、発電第二課当直課長は3号炉及び4号炉に係る原子炉施設の運転管理に関する業務を行う。(以下、安全管理第一課長及び安全管理第二課長を総称する場合に「当直課長」という。) (27) 保修第二課長は1号炉及び2号炉、保修第一課長は3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（土木建築設備を除く。）の保修及び燃料の取扱いに関する業務を行う。 (28) 土木建築課長は、原子炉施設のうち、土木建築設備のうち、土木建築設備の保修、廃止措置工事を総称する場合は「保修課長」という。 (29) 原子力訓練センター所長は、保安教育等の統括に関する業務を行う。</p>	<p><b>第5条続き</b> (26) 技術第二課長は、3号炉及び4号炉に係る発電所の技術関係事項の総括及び燃料管理に関する業務を行う。 (27) 安全管理第二課長は、3号炉及び4号炉に係る放射線管理、放射線廃棄物管理及び化学管理に関する業務を行う。 (28) 発電第二課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設の運転管理に関する業務を行う。 (29) 発電第二課当直課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設の運転管理に関する業務を行う。 (30) 保修第二課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（土木建築設備を除く。）の保修及び燃料の取扱いに関する業務を行う。 (31) 土木建築課長は、1号炉及び2号炉に係る原子炉施設のうち、土木建築設備の保修、廃止措置工事に並びに3号炉及び4号炉に係る原子炉施設のうち、土木建築設備の保修に関する業務を行う。 (32) 原子力訓練センター所長は、保安教育等の統括に関する業務を行う。 (33) (6)から(10)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計及び工事に関する業務を含む。 (34) (19)及び(21)から(31)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転及び保守、設計及び工事に関する業務を含む。 (35) (19)及び(21)から(31)に定める課長（以下「各課長」という。）並びに(16)、(18)、(20)及び(32)に定める安全品質保証統括室長、安全管理課長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長（以下、総称して「各課（室、センター）長」という。）は、所掌業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。 以下、各課長のうち、(19)及び(26)から(31)に定める課長をいう場合は「各第二課長」という。 また、各課（室、センター）長のうち、各第二課長並びに(16)、(18)、(20)及び(32)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長を含めた課（室、センター）長をいう場合には、「各第二課（室、センター）長」という。 (36) 各課（室、センター）長は、課（室、センター）員等を指示、指導し、所管する業務を遂行する。また、各課（室、センター）員等は各課（室、センター）長の指示、指導に従い業務を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>玄海原子力発電所1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>運用の明確化に伴う変更</li> <li>玄海原子力発電所1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> </ul>
<p><b>第5条続き</b> (23) 技術第二課長は1号炉及び2号炉、技術第二課長は3号炉及び4号炉に係る発電所の技術関係事項の総括及び燃料管理に関する業務を行う。(以下、技術第一課長及び技術第二課長を総称する場合に「技術課長」という。) (24) 安全管理第一課長は1号炉及び2号炉、安全管理第二課長は3号炉及び4号炉に係る放射線管理、放射線廃棄物管理及び化学管理に関する業務を行う。(以下、安全管理第一課長及び安全管理第二課長を総称する場合に「安全管理課長」という。) (25) 発電第一課長は1号炉及び2号炉、発電第二課長は3号炉及び4号炉に係る原子炉施設の運転管理に関する業務を行う。(以下、発電第一課長及び発電第二課長を総称する場合に「発電課長」という。) (26) 発電第一課当直課長は1号炉及び2号炉、発電第二課当直課長は3号炉及び4号炉に係る原子炉施設の運転管理に関する業務を行う。(以下、安全管理第一課長及び安全管理第二課長を総称する場合に「当直課長」という。) (27) 保修第二課長は1号炉及び2号炉、保修第一課長は3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（土木建築設備を除く。）の保修及び燃料の取扱いに関する業務を行う。 (28) 土木建築課長は、原子炉施設のうち、土木建築設備のうち、土木建築設備の保修、廃止措置工事を総称する場合は「保修課長」という。 (29) 原子力訓練センター所長は、保安教育等の統括に関する業務を行う。</p>	<p>(30) (21)及び(23)から(28)に定める課長（以下「各課長」という。）並びに(16)、(18)、(20)、(22)及び(29)に定める安全品質保証第一統括室長、安全品質保証第二統括室長、総務課長、防護管理課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長（以下、総称して「各課（室、センター）長」という。）は、所掌業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。 以下、各課長のうち、(21)及び(28)に定める防災課長及び土木建築課長を含めた第二課をいう場合は「各第二課長」という。 また、各課（室、センター）長のうち、(18)、(20)、(21)、(22)、(28)及び(29)に定める安全品質保証第二統括室長、総務課長、防護管理課長、土木建築課長、原子力訓練センター所長を含めた第二課をいう場合には、「各第二課（室、センター）長」という。 (31) 各課（室、センター）長は、課（室、センター）員等を指示、指導し、所管する業務を遂行する。また、各課（室、センター）員等は各課（室、センター）長の指示、指導に従い業務を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>玄海原子力発電所1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>運用の明確化に伴う変更</li> <li>玄海原子力発電所1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(玄海原子力発電所安全運営委員会)</p> <p>第7条 発電所に玄海原子力発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。 2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項又はあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(6) 改造の実施に関する事項（2号炉の改造の実施に関する事項及び第3編第19条第2項に関する事項を含む）</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>4 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、第5条(14)から(16)、(18)、(20)から(25)及び(27)から(29)に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>(玄海原子力発電所安全運営委員会)</p> <p>第7条 発電所に玄海原子力発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。 2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項又はあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(6) 改造の実施に関する事項（第2編第19条第2項に関する事項を含む）</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>4 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、第5条(14)から(16)、(18)から(23)、(25)から(28)及び(30)から(32)に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更</li>   <li>・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(原子炉主任技術者の選任)            第8条 社長は、原子炉主任技術者及び代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であつて、次の各号の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 原子炉施設の工事又は保守管理に関する業務</li> <li>(2) 原子炉の運転に関する業務</li> <li>(3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務</li> <li>(4) 原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務</li> </ol> <p>2 原子炉主任技術者は、原子炉ごとに選任する。</p> <p>3 原子炉主任技術者の職位は、原子炉保安監理担当とする。なお、原子炉保安監理担当は、<u>安全品質保証第二施設室長</u>、<u>安全品質保証第二施設室副室長</u>及び原子炉訓練センター所長と兼務できる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(原子炉主任技術者の選任)            第8条 社長は、原子炉主任技術者及び代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であつて、次の各号の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 原子炉施設の工事又は保守管理に関する業務</li> <li>(2) 原子炉の運転に関する業務</li> <li>(3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務</li> <li>(4) 原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務</li> </ol> <p>2 原子炉主任技術者は、原子炉ごとに選任する。</p> <p>3 原子炉主任技術者の職位は、原子炉保安監理担当とする。なお、原子炉保安監理担当は、<u>安全品質保証施設室長</u>、<u>安全品質保証施設室副室長</u>及び原子炉訓練センター所長と兼務できる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第 17 条 防災課長は、火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保安のための活動<sup>※1</sup>を行う体制の整備として、次の各号を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、火災防護計画は、添付 2 に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備の設置<sup>※2</sup></p> <p>(2) 火災発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(3) 火災発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(4) 火災発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>(5) 発電所における可燃物の適切な管理</p> <p>2 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）、保安第一課長及び発電第一課長は、前項の計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第 17 条 防災課長は、火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保安のための活動<sup>※1</sup>を行う体制の整備として、次の各号を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、火災防護計画は、添付 2 に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備の設置<sup>※2</sup></p> <p>(2) 火災発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(3) 火災発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(4) 火災発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>(5) 発電所における可燃物の適切な管理</p> <p>2 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び設備管理課長は、前項の計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉の廃止措置を実施するための変更</li> <li>・玄海原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(その他自然災害発生時等の体制の整備)</p> <p>第17条の3 防災課長は、原子炉施設内においてその他自然災害（地震、津波及び竜巻等）をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動<sup>※1</sup>を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等」に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の備</p> <p>2 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）、技術第一課長、安全管理第一課長及び保安第一課長は、前項の計画に基づき、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(その他自然災害発生時等の体制の整備)</p> <p>第17条の3 防災課長は、原子炉施設内においてその他自然災害（地震、津波及び竜巻等）をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動<sup>※1</sup>を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等」に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の備</p> <p>2 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）、廃止措置運営課長、廃止措置安全課長及び設備管理課長は、前項の計画に基づき、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第54条 削 除 (2号炉に係る保安措置)</p>	<p>第54条 削 除</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更</li> </ul>



玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第56条 削 除 (2号炉に係る保安措置)</p>	<p>第56条 削 除</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																				
<p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第96条 技術第二課長及び保安第二課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 技術第二課長は、各号炉の使用済燃料を表96-1に定める使用済燃料ピットに貯蔵し、1か月に1回以上、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認すること。また、使用済燃料ピットにおいて、水面の清浄度及び異物の混入がないことを確認すること。</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p>表96-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">各号炉の使用済燃料</th> <th style="width: 70%;">貯蔵可能な使用済燃料ピット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1号炉</td> <td style="text-align: center;">1号炉※1、4号炉</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2号炉</td> <td style="text-align: center;">2号炉※2、4号炉</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3号炉</td> <td style="text-align: center;">3号炉</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4号炉</td> <td style="text-align: center;">4号炉</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉使用済燃料ピットへの貯蔵については、第3編第27条にて実施                  ※2：2号炉使用済燃料ピットへの貯蔵については、第2編第96条にて実施</p>	各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット	1号炉	1号炉※1、4号炉	2号炉	2号炉※2、4号炉	3号炉	3号炉	4号炉	4号炉	<p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第96条 技術第二課長及び保安第二課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 技術第二課長は、各号炉の使用済燃料を表96-1に定める使用済燃料ピットに貯蔵し、1か月に1回以上、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認すること。また、使用済燃料ピットにおいて、水面の清浄度及び異物の混入がないことを確認すること。</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p>表96-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">各号炉の使用済燃料</th> <th style="width: 70%;">貯蔵可能な使用済燃料ピット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1号炉</td> <td style="text-align: center;">1号炉※1、4号炉</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2号炉</td> <td style="text-align: center;">2号炉※1、4号炉</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3号炉</td> <td style="text-align: center;">3号炉</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4号炉</td> <td style="text-align: center;">4号炉</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉及び2号炉使用済燃料ピットへの貯蔵については、第2編第27条にて実施</p>	各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット	1号炉	1号炉※1、4号炉	2号炉	2号炉※1、4号炉	3号炉	3号炉	4号炉	4号炉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更</li> </ul>
各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット																					
1号炉	1号炉※1、4号炉																					
2号炉	2号炉※2、4号炉																					
3号炉	3号炉																					
4号炉	4号炉																					
各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット																					
1号炉	1号炉※1、4号炉																					
2号炉	2号炉※1、4号炉																					
3号炉	3号炉																					
4号炉	4号炉																					

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第98条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵<sup>※1</sup>又は保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液（洗浄排水処理装置から発生した濃縮廃液は除く。）及び薬品ドレンは、発電第二課長が固化装置でドラム缶に固型化し、安全管理課長が固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）に保管する。</p> <p>洗浄排水処理装置から発生した濃縮廃液は、発電第一課長が雑固体焼却設備で焼却処理し、安全管理課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>(2) 脱塩塔使用済樹脂は、発電第二課長が使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。ドラム缶に固型化された脱塩塔使用済樹脂は、安全管理課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>(3) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、技術第二課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。</p> <p>(4) その他の雑固体廃棄物は、各課長がドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、安全管理課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>なお、ドラム缶等の容器に封入するに当たっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>ア 焼却処理する場合は、発電第一課長が雑固体焼却設備で焼却処理する。</p> <p>イ 燃焼処理する場合は、発電第二課長が燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備で燃焼処理する。</p> <p>ウ 固型化する場合は、発電第二課長が固型化装置で固型化する。</p> <p>エ 圧縮減容する場合は、安全管理第二課長がペイラで圧縮減容する。</p> <p>オ 溶融処理する場合は、発電第二課長が雑固体溶融処理設備で溶融処理する。</p> <p>2 安全管理課長は、第1項において封入又は固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表131-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号を付ける。</p> <p style="text-align: center;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第98条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵<sup>※1</sup>又は保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液（洗浄排水処理装置から発生した濃縮廃液は除く。）及び薬品ドレンは、発電第二課長が固化装置でドラム缶に固型化し、安全管理第二課長が固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）に保管する。</p> <p>洗浄排水処理装置から発生した濃縮廃液は、発電第二課長が雑固体焼却設備で焼却処理し、安全管理第二課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>(2) 脱塩塔使用済樹脂は、発電第二課長が使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。ドラム缶に固型化された脱塩塔使用済樹脂は、安全管理第二課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>(3) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、技術第二課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。</p> <p>(4) その他の雑固体廃棄物は、各課長がドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、安全管理第二課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>なお、ドラム缶等の容器に封入するに当たっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>ア 焼却処理する場合は、発電第二課長が雑固体焼却設備で焼却処理する。</p> <p>イ 燃焼処理する場合は、発電第二課長が燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備で燃焼処理する。</p> <p>ウ 固型化する場合は、発電第二課長が固型化装置で固型化する。</p> <p>エ 圧縮減容する場合は、安全管理第二課長がペイラで圧縮減容する。</p> <p>オ 溶融処理する場合は、発電第二課長が雑固体溶融処理設備で溶融処理する。</p> <p>2 廃止措置安全課長及び安全管理第二課長は、第1項において封入又は固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表131-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号を付ける。</p> <p style="text-align: center;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更</p> <p>・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																										
<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第99条 発電第二課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、安全管理第二課長の管理の下、復水器冷却水放水路より放出する。</p> <p>2 安全管理第二課長は、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水路排水中の放射性物質濃度の3か月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 復水器冷却水放水路排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が表99-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3 安全管理第二課長は、復水器冷却水放水路排水中のトリチウムの放出量が表99-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。</p> <p>4 安全管理第二課長は、表99-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。</p>	<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第99条 発電第二課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、安全管理第二課長の管理の下、復水器冷却水放水路より放出する。</p> <p>2 安全管理第二課長は、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水路排水中の放射性物質濃度の3か月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 復水器冷却水放水路排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が表99-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3 安全管理第二課長は、復水器冷却水放水路排水中のトリチウムの放出量が表99-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。</p> <p>4 安全管理第二課長は、表99-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。</p>	<p>・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更</p>																										
<p>表99-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項 目</th> <th style="width: 50%;">放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td> <td style="text-align: center;"><math>7.5 \times 10^{10}</math> Bq/年<sup>※1</sup></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	放出管理目標値	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	$7.5 \times 10^{10}$ Bq/年 <sup>※1</sup>	<p>表99-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項 目</th> <th style="width: 50%;">放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td> <td style="text-align: center;"><math>7.5 \times 10^{10}</math> Bq/年<sup>※1</sup></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	放出管理目標値	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	$7.5 \times 10^{10}$ Bq/年 <sup>※1</sup>																			
項 目	放出管理目標値																											
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	$7.5 \times 10^{10}$ Bq/年 <sup>※1</sup>																											
項 目	放出管理目標値																											
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	$7.5 \times 10^{10}$ Bq/年 <sup>※1</sup>																											
<p>表99-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項 目</th> <th style="width: 50%;">放出管理の基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td style="text-align: center;"><math>1.4 \times 10^{14}</math> Bq/年<sup>※1</sup></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	放出管理の基準値	トリチウム	$1.4 \times 10^{14}$ Bq/年 <sup>※1</sup>	<p>表99-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項 目</th> <th style="width: 50%;">放出管理の基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td style="text-align: center;"><math>1.4 \times 10^{14}</math> Bq/年<sup>※1</sup></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	放出管理の基準値	トリチウム	$1.4 \times 10^{14}$ Bq/年 <sup>※1</sup>																			
項 目	放出管理の基準値																											
トリチウム	$1.4 \times 10^{14}$ Bq/年 <sup>※1</sup>																											
項 目	放出管理の基準値																											
トリチウム	$1.4 \times 10^{14}$ Bq/年 <sup>※1</sup>																											
<p>※1：1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の合計</p>	<p>※1：1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の合計</p>																											
<p>表99-3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">分 類</th> <th style="width: 25%;">測定項目</th> <th style="width: 15%;">計測器種類</th> <th style="width: 15%;">測定頻度</th> <th style="width: 30%;">試料採取箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性液体 廃棄物</td> <td>放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>放出の都度</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃液蒸留水タンク</li> <li>・ 洗浄排水モニタタンク</li> <li>・ 1次系純水タンク</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>トリチウム濃度</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1か月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	分 類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所	放射性液体 廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	放出の都度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃液蒸留水タンク</li> <li>・ 洗浄排水モニタタンク</li> <li>・ 1次系純水タンク</li> </ul>	トリチウム濃度	試料放射能 測定装置	1か月に1回	<p>表99-3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">分 類</th> <th style="width: 25%;">測定項目</th> <th style="width: 15%;">計測器種類</th> <th style="width: 15%;">測定頻度</th> <th style="width: 30%;">試料採取箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性液体 廃棄物</td> <td>放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>放出の都度</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃液蒸留水タンク</li> <li>・ 洗浄排水モニタタンク</li> <li>・ 1次系純水タンク</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>トリチウム濃度</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1か月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	分 類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所	放射性液体 廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	放出の都度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃液蒸留水タンク</li> <li>・ 洗浄排水モニタタンク</li> <li>・ 1次系純水タンク</li> </ul>	トリチウム濃度	試料放射能 測定装置	1か月に1回	
分 類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所																								
放射性液体 廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	放出の都度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃液蒸留水タンク</li> <li>・ 洗浄排水モニタタンク</li> <li>・ 1次系純水タンク</li> </ul>																								
	トリチウム濃度	試料放射能 測定装置	1か月に1回																									
分 類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所																								
放射性液体 廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	放出の都度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃液蒸留水タンク</li> <li>・ 洗浄排水モニタタンク</li> <li>・ 1次系純水タンク</li> </ul>																								
	トリチウム濃度	試料放射能 測定装置	1か月に1回																									

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																
<p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第 100 条 発電第二課長又は保安第二課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、安全管理第二課長の管理の下、表 100-1 に示す排気筒等より放出する。</p> <p>2 安全管理第二課長は、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の 3 か月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 排気筒からの放射性物質の放出量が表 100-1 に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3 安全管理第二課長は、表 100-2 に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>4 表 100-2 に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第 104 条第 1 項(1)に定める区域における換気は、この限りでない。</p> <p>(1) 作業の所管課長は、フィルタ付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。</p> <p>(2) 安全管理第二課長は、表 100-3 に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。ただし、換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。</p>	<p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第 100 条 発電第二課長又は保安第二課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、安全管理第二課長の管理の下、表 100-2 に示す排気筒等より放出する。</p> <p>2 安全管理第二課長は、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の 3 か月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 排気筒からの放射性物質の放出量が表 100-1 に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3 安全管理第二課長は、表 100-2 に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>4 表 100-2 に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第 104 条第 1 項(1)に定める区域における換気は、この限りでない。</p> <p>(1) 作業の所管課長は、フィルタ付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。</p> <p>(2) 安全管理第二課長は、表 100-3 に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。ただし、換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。</p>	<p>表 100-1</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項 目</th> <th style="width: 50%;">放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性気体廃棄物</td> <td></td> </tr> <tr> <td>希ガス</td> <td style="text-align: center;"><math>1.0 \times 10^{15}</math> Bq/年<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td>よう素 131</td> <td style="text-align: center;"><math>3.0 \times 10^{10}</math> Bq/年<sup>*1</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の合計</p>	項 目	放出管理目標値	放射性気体廃棄物		希ガス	$1.0 \times 10^{15}$ Bq/年 <sup>*1</sup>	よう素 131	$3.0 \times 10^{10}$ Bq/年 <sup>*1</sup>								
項 目	放出管理目標値																	
放射性気体廃棄物																		
希ガス	$1.0 \times 10^{15}$ Bq/年 <sup>*1</sup>																	
よう素 131	$3.0 \times 10^{10}$ Bq/年 <sup>*1</sup>																	
<p>表 100-1</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項 目</th> <th style="width: 50%;">放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性気体廃棄物</td> <td></td> </tr> <tr> <td>希ガス</td> <td style="text-align: center;"><math>1.6 \times 10^{15}</math> Bq/年<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td>よう素 131</td> <td style="text-align: center;"><math>4.4 \times 10^{10}</math> Bq/年<sup>*1</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の合計</p>	項 目	放出管理目標値	放射性気体廃棄物		希ガス	$1.6 \times 10^{15}$ Bq/年 <sup>*1</sup>	よう素 131	$4.4 \times 10^{10}$ Bq/年 <sup>*1</sup>	<p>表 100-1</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項 目</th> <th style="width: 50%;">放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性気体廃棄物</td> <td></td> </tr> <tr> <td>希ガス</td> <td style="text-align: center;"><math>1.0 \times 10^{15}</math> Bq/年<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td>よう素 131</td> <td style="text-align: center;"><math>3.0 \times 10^{10}</math> Bq/年<sup>*1</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の合計</p>	項 目	放出管理目標値	放射性気体廃棄物		希ガス	$1.0 \times 10^{15}$ Bq/年 <sup>*1</sup>	よう素 131	$3.0 \times 10^{10}$ Bq/年 <sup>*1</sup>	<p>・玄海原子力発電所 1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更</p>
項 目	放出管理目標値																	
放射性気体廃棄物																		
希ガス	$1.6 \times 10^{15}$ Bq/年 <sup>*1</sup>																	
よう素 131	$4.4 \times 10^{10}$ Bq/年 <sup>*1</sup>																	
項 目	放出管理目標値																	
放射性気体廃棄物																		
希ガス	$1.0 \times 10^{15}$ Bq/年 <sup>*1</sup>																	
よう素 131	$3.0 \times 10^{10}$ Bq/年 <sup>*1</sup>																	

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前		変 更 後				備 考
表 100-2						
分 類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作 担当課長	・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更
放射 性 廃 棄 物	排気筒	希ガス濃度 よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	排気筒モニタ 試料放射能測定 装置	常時 1週間に 1回	発電第二課長	
	廃棄物処理建屋 排気口(燃焼式雑 固体廃棄物減容 処理設備排気口 を含む) 雑固体溶解処理 建屋排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)	試料放射能測定 装置	1週間に 1回※2	発電第二課長	
	原子炉格納容器 漏えい率検査(A 種)排気	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)	試料放射能測定 装置	1週間に 1回	発電第二課長	
	原子炉格納容器 漏えい率検査(A 種)排気	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)	試料放射能測定 装置	1週間に 1回	発電第二課長	
	原子炉格納容器 漏えい率検査(A 種)排気	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)	試料放射能測定 装置	1週間に 1回	発電第二課長	
※2：燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備排気口は設備稼働中のみ						
表 100-3						
分 類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作 担当課長	※3：作業が1週間を超える場合は1週間に1回測定する。
その他作業等に伴う換気	排気筒	希ガス濃度 よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	排気筒モニタ 試料放射能測定 装置	常時 1週間に 1回	発電第二課長	
※3：作業が1週間を超える場合は1週間に1回測定する。						

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(管理区域への出入管理)            第 106 条 安全管理第二課長は、次に示す立入者の区分により、管理区域への立入許可に係る事項を定め、所長の承認を得る。            (1) 放射線業務従事者：業務上管理区域に立ち入る者            (2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により管理区域に一時的に立ち入る者            2 安全管理第二課長は、第 1 項に基づき管理区域に立ち入る者に対して許可を与える。            3 安全管理第二課長は、第 2 項にて許可していない者を管理区域に立ち入らせない措置を講じる。            4 安全管理第二課長は、管理区域の出入管理室において、人の出入り等を監視する。            5 安全管理第二課長は、第 4 項以外の出入口には、施設等の人がみだりに立ち入りできない措置を講じる。            6 安全管理第二課長は、管理区域から退出する者又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域へ移動する者の身体及び身体に着用している物の表面汚染密度が、法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えない措置を講じる。ただし、汚染のおそれない管理区域から退出する場合は、この限りでない。</p>	<p>(管理区域への出入管理)            第 106 条 安全管理第二課長は、次に示す立入者の区分により、管理区域への立入許可に係る事項を定め、所長の承認を得る。            (1) 放射線業務従事者：業務上管理区域に立ち入る者            (2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により管理区域に一時的に立ち入る者            2 安全管理第二課長は、第 1 項に基づき管理区域に立ち入る者に対して許可を与える。            3 廃止措置安全課長及び安全管理第二課長は、第 2 項にて許可していない者を管理区域に立ち入らせない措置を講じる。            4 廃止措置安全課長及び安全管理第二課長は、管理区域の出入管理室において、人の出入り等を監視する。            5 安全管理第二課長は、第 4 項以外の出入口には、施設等の人がみだりに立ち入りできない措置を講じる。            6 廃止措置安全課長及び安全管理第二課長は、管理区域から退出する者又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域へ移動する者の身体及び身体に着用している物の表面汚染密度が、法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えない措置を講じる。ただし、汚染のおそれない管理区域から退出する場合は、この限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉の廃止措置を実施するための変更</li> <li>・玄海原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(外部放射線に係る線量当量率等の測定)            第112条 安全管理課長は、管理区域内、周辺監視区域境界付近（測定場所は図112-1に定める。）において、表112-1及び表112-2（第104条第1項②の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内に限る。）に定める外部放射線に係る線量当量率等の項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入りない措置を講じた管理区域については、この限りでない。            2 安全管理課長は、第1項の測定により異常が認められた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(外部放射線に係る線量当量率等の測定)            第112条 安全管理課長は、管理区域内、周辺監視区域境界付近（測定場所は図112-1に定める。）において、表112-1及び表112-2（第104条第1項②の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内に限る。）に定める外部放射線に係る線量当量率等の項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入りない措置を講じた管理区域については、この限りでない。            2 安全管理課長は、第1項の測定により異常が認められた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更</li> </ul>



# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																																																										
<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第113条 安全管理課長及び係長は、表113-1に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p style="text-align: center;">表113-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">分 類</th> <th style="width: 45%;">計測器種類</th> <th style="width: 20%;">担当課長</th> <th style="width: 20%;">数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">被ばく管理用計測器 放射線管理用計測器</td> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>安全管理第二課長</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>線量当量率測定用<sup>ホバ</sup>イメータ</td> <td></td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用<sup>ホバ</sup>イメータ</td> <td></td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td>安全管理第二課長</td> <td>2台<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">放射線監視用計測器</td> <td>試験放射能測定装置</td> <td></td> <td>3台<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>安全管理第一課長</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト<sup>※4</sup></td> <td>係長</td> <td>2台<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>モニタリングステーション<sup>※4</sup></td> <td>係長</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境放射能計測器</td> <td>エリアモニタ</td> <td>係長</td> <td>22台<sup>※5</sup></td> </tr> <tr> <td>試験放射能測定装置 積算線量計測定装置</td> <td>安全管理第一課長</td> <td>1台<sup>※1</sup> 1台<sup>※1</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：第2編表113-1及び第3編表45-1の計測器と共用          ※2：1台は第3編表45-1の計測器と共用          ※3：1台は表101-1の試験放射能測定装置と共用          ※4：モニタリングポスト又はモニタリングステーション故障時は、第83条（表83-18）の運転上の制限を確認する。          ※5：管理区域外測定用の1台を含む。</p>	分 類	計測器種類	担当課長	数 量	被ばく管理用計測器 放射線管理用計測器	ホールボディカウンタ	安全管理第二課長	1台 <sup>※1</sup>	線量当量率測定用 <sup>ホバ</sup> イメータ		3台	汚染密度測定用 <sup>ホバ</sup> イメータ		3台	退出モニタ	安全管理第二課長	2台 <sup>※2</sup>	放射線監視用計測器	試験放射能測定装置		3台 <sup>※3</sup>	積算線量計測定装置	安全管理第一課長	1台 <sup>※1</sup>	モニタリングポスト <sup>※4</sup>	係長	2台 <sup>※1</sup>	モニタリングステーション <sup>※4</sup>	係長	1台 <sup>※1</sup>	環境放射能計測器	エリアモニタ	係長	22台 <sup>※5</sup>	試験放射能測定装置 積算線量計測定装置	安全管理第一課長	1台 <sup>※1</sup> 1台 <sup>※1</sup>	<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第113条 廃止措置安全管理課長、安全管理第二課長は、表113-1に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p style="text-align: center;">表113-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">分 類</th> <th style="width: 45%;">計測器種類</th> <th style="width: 20%;">担当課長</th> <th style="width: 20%;">数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">被ばく管理用計測器 放射線管理用計測器</td> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>安全管理第二課長</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>線量当量率測定用<sup>ホバ</sup>イメータ</td> <td></td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用<sup>ホバ</sup>イメータ</td> <td></td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td>安全管理第二課長</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">放射線監視用計測器</td> <td>試験放射能測定装置</td> <td></td> <td>3台<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>廃止措置安全管理課長</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト<sup>※3</sup></td> <td>係長</td> <td>2台<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>モニタリングステーション<sup>※3</sup></td> <td>係長</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境放射能計測器</td> <td>エリアモニタ</td> <td>係長</td> <td>22台<sup>※4</sup></td> </tr> <tr> <td>試験放射能測定装置 積算線量計測定装置</td> <td>安全管理第二課長</td> <td>1台<sup>※1</sup> 1台<sup>※1</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：第2編表45-1の計測器と共用          ※2：1台は表101-1の試験放射能測定装置と共用          ※3：モニタリングポスト又はモニタリングステーション故障時は、第83条（表83-18）の運転上の制限を確認する。          ※4：管理区域外測定用の1台を含む。</p>	分 類	計測器種類	担当課長	数 量	被ばく管理用計測器 放射線管理用計測器	ホールボディカウンタ	安全管理第二課長	1台 <sup>※1</sup>	線量当量率測定用 <sup>ホバ</sup> イメータ		3台	汚染密度測定用 <sup>ホバ</sup> イメータ		3台	退出モニタ	安全管理第二課長	2台	放射線監視用計測器	試験放射能測定装置		3台 <sup>※2</sup>	積算線量計測定装置	廃止措置安全管理課長	1台 <sup>※1</sup>	モニタリングポスト <sup>※3</sup>	係長	2台 <sup>※1</sup>	モニタリングステーション <sup>※3</sup>	係長	1台 <sup>※1</sup>	環境放射能計測器	エリアモニタ	係長	22台 <sup>※4</sup>	試験放射能測定装置 積算線量計測定装置	安全管理第二課長	1台 <sup>※1</sup> 1台 <sup>※1</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更</li> <li>・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更</li> </ul>
分 類	計測器種類	担当課長	数 量																																																																									
被ばく管理用計測器 放射線管理用計測器	ホールボディカウンタ	安全管理第二課長	1台 <sup>※1</sup>																																																																									
	線量当量率測定用 <sup>ホバ</sup> イメータ		3台																																																																									
	汚染密度測定用 <sup>ホバ</sup> イメータ		3台																																																																									
	退出モニタ	安全管理第二課長	2台 <sup>※2</sup>																																																																									
放射線監視用計測器	試験放射能測定装置		3台 <sup>※3</sup>																																																																									
	積算線量計測定装置	安全管理第一課長	1台 <sup>※1</sup>																																																																									
	モニタリングポスト <sup>※4</sup>	係長	2台 <sup>※1</sup>																																																																									
	モニタリングステーション <sup>※4</sup>	係長	1台 <sup>※1</sup>																																																																									
環境放射能計測器	エリアモニタ	係長	22台 <sup>※5</sup>																																																																									
	試験放射能測定装置 積算線量計測定装置	安全管理第一課長	1台 <sup>※1</sup> 1台 <sup>※1</sup>																																																																									
分 類	計測器種類	担当課長	数 量																																																																									
被ばく管理用計測器 放射線管理用計測器	ホールボディカウンタ	安全管理第二課長	1台 <sup>※1</sup>																																																																									
	線量当量率測定用 <sup>ホバ</sup> イメータ		3台																																																																									
	汚染密度測定用 <sup>ホバ</sup> イメータ		3台																																																																									
	退出モニタ	安全管理第二課長	2台																																																																									
放射線監視用計測器	試験放射能測定装置		3台 <sup>※2</sup>																																																																									
	積算線量計測定装置	廃止措置安全管理課長	1台 <sup>※1</sup>																																																																									
	モニタリングポスト <sup>※3</sup>	係長	2台 <sup>※1</sup>																																																																									
	モニタリングステーション <sup>※3</sup>	係長	1台 <sup>※1</sup>																																																																									
環境放射能計測器	エリアモニタ	係長	22台 <sup>※4</sup>																																																																									
	試験放射能測定装置 積算線量計測定装置	安全管理第二課長	1台 <sup>※1</sup> 1台 <sup>※1</sup>																																																																									

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(請負会社の放射線防護)</p> <p>第 116 条 安全管理第二課長は、管理区域内で作業を行う請負会社に対して、以下に示す放射線防護上の必要な事項を定め、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 管理区域出入者の遵守事項</p> <p>ア 出入方法に関すること</p> <p>イ 個人線量計の着用に関すること</p> <p>ウ 所定の被服の着用に関すること</p> <p>エ 汚染拡大防止措置に関すること</p> <p>オ 管理区域内での飲食及び喫煙に関すること</p> <p>(2) 線量評価の項目及び頻度に関すること</p> <p>(3) 床、壁等の汚染発見時の措置に関すること</p> <p>2 各課長(当直課長を除く)、防護管理課長及び原子力訓練センター所長は、管理区域内で作業を行う請負会社に対して、第1項で定めた必要な事項を遵守させる措置を講じる。</p>	<p>(請負会社の放射線防護)</p> <p>第 116 条 安全管理第二課長は、管理区域内で作業を行う請負会社に対して、以下に示す放射線防護上の必要な事項を定め、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 管理区域出入者の遵守事項</p> <p>ア 出入方法に関すること</p> <p>イ 個人線量計の着用に関すること</p> <p>ウ 所定の被服の着用に関すること</p> <p>エ 汚染拡大防止措置に関すること</p> <p>オ 管理区域内での飲食及び喫煙に関すること</p> <p>(2) 線量評価の項目及び頻度に関すること</p> <p>(3) 床、壁等の汚染発見時の措置に関すること</p> <p>2 各課長(プラント管理課当直課長及び発電第二課当直課長を除く)、防護管理課長及び原子力訓練センター所長は、管理区域内で作業を行う請負会社に対して、第1項で定めた必要な事項を遵守させる措置を講じる。</p>	<p>・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>(原子力防災組織)</p> <p>第119条 防災課長は、原子力災害の発生又は拡大を防止するため、図119-1に示す原子力防災組織を定めるに当たり、所長の承認を得る。</p> <p>2 発電所の緊急時対策本部の本部長は、所長とする。ただし、防災課長は、所長が不在の場合に備えて代行者を定めるに当たり、所長の承認を得る。</p> <p>3 原子力災害対策特別措置法に基づき措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する(以下、本章において同じ)。</p>	<p>(原子力防災組織)</p> <p>第119条 防災課長は、原子力災害の発生又は拡大を防止するため、図119-1に示す原子力防災組織を定めるに当たり、所長の承認を得る。</p> <p>2 発電所の緊急時対策本部の本部長は、所長とする。ただし、防災課長は、所長が不在の場合に備えて代行者を定めるに当たり、所長の承認を得る。</p> <p>3 原子力災害対策特別措置法に基づき措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する(以下、本章において同じ)。</p>	<p>・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</p> <p>・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更</p>
<p>図119-1 原子力防災組織</p>	<p>図119-1 原子力防災組織</p>	
<p>図119-1 原子力防災組織</p>	<p>図119-1 原子力防災組織</p>	

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(原子力防災資機材等の整備)</p> <p>第 121 条 各第二課長（土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。）、総務課長、技術第一課長及び安全管理第二課長は、原子力防災組織の活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器等に当たり、所長の承認を得る。</p> <p>2 発電第二課長は、緊急事態における運転操作に関する社内基準を作成し、制定及び改正に当たっては、第 7 条第 2 項に基づき運営委員会の承認を得る。</p>	<p>(原子力防災資機材等の整備)</p> <p>第 121 条 各第二課長（土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。）、総務課長、陸上措置運営課長及び陸上措置安全課長は、原子力防災組織の活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器等に当たり、所長の承認を得る。</p> <p>2 発電第二課長は、緊急事態における運転操作に関する社内基準を作成し、制定及び改正に当たっては、第 7 条第 2 項に基づき運営委員会の承認を得る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉陸上措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(請負会社従業員への保安教育)</p> <p>第 130 条 各第二課長(発電第二課当直課長を除く。)、原子力訓練センター所長、防護管理課長及び総務課長は、「教育訓練基準」に基づき、次に定める事項を実施する。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(2) 各第二課長(発電第二課当直課長を除く。)、防護管理課長及び安全管理第一課長は、原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内における業務を請負会社が行う場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、安全に必要な教育が表 130-1 の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(5) 各課長(発電第二課当直課長及び発電第一課当直課長を除く。)は、原子炉施設に関する作業のうち、火災、内部溢水、火山影響等及びその他自然災害(地震、津波及び竜巻等)の補助を請負会社に行わせる場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、安全に必要な教育が表 129-1 の実施方針のうち「左記以外の技術系所員」に準じる保安教育「火災、内部溢水、火山影響等及びその他自然災害(地震、津波及び竜巻等)発生時の措置に関すること」の実施計画を定めることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得る。</p> <p>(6) 各課長(発電第二課当直課長及び発電第一課当直課長を除く。)は、(3)、(4)及び(5)の保安教育の実施計画に基づいた保安教育が実施されていることを確認し、年度ごとにその実施結果を所長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p>	<p>(請負会社従業員への保安教育)</p> <p>第 130 条 各課長(発電第二課当直課長、プラント管理課長及びプラント管理課当直課長を除く。)、原子力訓練センター所長、防護管理課長及び総務課長は、「教育訓練基準」に基づき、次に定める事項を実施する。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(2) 各第二課長(発電第二課当直課長を除く。)、防護管理課長及び廃止措置安全課長は、原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内における業務を請負会社が行う場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、安全に必要な教育が表 130-1 の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(5) 各課長(発電第二課当直課長、プラント管理課長及びプラント管理課当直課長を除く。)は、原子炉施設に関する作業のうち、火災、内部溢水、火山影響等及びその他自然災害(地震、津波及び竜巻等)発生時の措置における業務の補助を請負会社に行わせる場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、安全に必要な教育が表 129-1 の実施方針のうち「左記以外の技術系所員」に準じる保安教育「火災、内部溢水、火山影響等及びその他自然災害(地震、津波及び竜巻等)発生時の措置に関すること」の実施計画を定めることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得る、所長の承認を得る。</p> <p>(6) 各課長(発電第二課当直課長、プラント管理課長及びプラント管理課当直課長を除く。)は、(3)、(4)及び(5)の保安教育の実施計画に基づいた保安教育が実施されていることを確認し、年度ごとにその実施結果を所長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 玄海原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>• 記載の適正化に伴う変更</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 玄海原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 玄海原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉の廃止措置を実施するための変更</li> <li>• 玄海原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

## 変 更 前

## 備 考

表130-1-1

### 保安教育の実施方針（請負会社）

(1) 発電所入所時に安全に必要な教育

保安教育の内容		対象者 ※3	
大分類	中分類 (実用規程別項92条の内容)	放射線業務従事者	放射線業務従事者以外
入所時に実施する教育 ※1	原子炉施設の構造・性能に関する事項	◎	○
	非常時の場合に講ずべき処置に関する事項	◎	◎
	関係法令及び保安規定の遵守に関する事項	◎	○

(2) 放射線業務従事者に対する教育

保安教育の内容		対象者と教育時間 ※3		電離放射線障害防止規則の分類
総括表中分類との対応	内 容	放射線業務従事者	放射線業務従事者以外	
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項 ※2	①核燃料物質又は使用済燃料の種別及び性状 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の種別及び性状	◎ (0.5時間以上)	×	核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識
放射線管理に関する事項 ※2	①管理区域に関する事項			
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項 ※2	②核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序			
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項 ※2	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業の方法及び順序			
放射線管理に関する事項 ※2	④外部放射線による総量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法	◎ (1.5時間以上)	×	原子炉施設における作業の方法に関する知識
放射線管理に関する事項 ※2	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状況の確認及び汚染の除去の方法			
非常の場合に講ずべき処置に関する事項 ※2	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法			
原子炉施設の構造、性能に関する事項 ※2	⑦原子炉、放射線業務物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法	◎ (1.5時間以上)	×	原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識
放射線管理に関する事項 ※2	⑧電離放射線の種別及び性質	◎ (0.5時間以上)	×	電離放射線の生体を与える影響
放射線管理に関する事項 ※2	⑨電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響	◎ (1時間以上)	×	関係法令
関係法令及び保安規定の遵守に関する事項 ※2	法、令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の附属条項			
放射線管理に関する事項 ※2	⑩管理区域への立入り及び退去の手順			
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項 ※2	⑪核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業の保守及び点検の作業			
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項 ※2	⑫外部放射線による総量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視	◎ (2時間以上)	×	原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い
放射線管理に関する事項 ※2	⑬天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状況の確認及び汚染の除去			
原子炉施設の構造、性能に関する事項 ※2	⑭原子炉、放射線業務物の廃棄設備及びその他の設備の取扱い			
非常の場合に講ずべき処置に関する事項 ※2	⑮異常な事態が発生した場合における応急の措置			

◎：全員が教育の対象者  
○：業務に関連する者が教育の対象  
×：教育の対象外  
( )：合計の教育時間

※1：各第二課長（発電所第二課長を除く。）、原子力訓練センター所長、防護管理課長及び総務課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していることと認められた者については、該当する教育について省略することができる。

※2：各第二課長（発電所第二課長を除く。）、防護管理課長及び安全監視第二課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していることと認められた者については、該当する教育について省略することができる。

※3：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

※4：法令等の遵守とは、関係法令及び保安規定の遵守をいう。

・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

## 変 更 後

## 備 考

表130-1

### 保安教育の実施方針 (請負会社)

保安教育の内容		実施時期	対象者 ※3	
大分類	小分類 (項目)		放射線業務従事者	放射線業務従事者以外
中分類 (使用区域等の内容)	放射線業務従事者に対する教育	放射線業務従事者	放射線業務従事者以外	
原子炉施設の構造・性能に関する事項	作業上の留意事項	◎	○	
原子炉施設に講ずべき処置に関する事項	非常時の場合に講ずべき処置の概要	◎	◎	
非常の場合に講ずべき処置に関する事項	非常時の場合に講ずべき処置の概要	◎	◎	
既設法令及び保安規定の遵守に関する事項	法令等の遵守※4	◎	○	

(1) 発電所入所時に安全上必要な教育

### (2) 放射線業務従事者に対する教育

保安教育の内容		対象者と教育時間 ※3		電離放射線障害防止規則の分類
内 容	実 施 時 間	放射線業務従事者	放射線業務従事者以外	
総括的中分類との対応	放射線業務従事者	放射線業務従事者	放射線業務従事者以外	
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項 ※2	①核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の種類及び性状	◎ (0.5時間以上)	×	核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識
放射線管理に関する事項 ※2	①管理区域に関する事項			
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項 ※2	②核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序			
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項 ※2	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業の方法及び順序	◎ (1.5時間以上)	×	原子炉施設における作業の方法に関する知識
放射線管理に関する事項 ※2	④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法			
放射線管理に関する事項 ※2	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の検出及び汚染の除去の方法			
非常の場合に講ずべき処置に関する事項 ※2	⑥異常な事態が発生した場合における対応の措置の方法			
原子炉施設の構造、性能に関する事項 ※2	原子炉、放射線業務物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法	◎ (1.5時間以上)	×	原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識
放射線管理に関する事項 ※2	・放射線管理に関する事項 ※2			
放射線管理に関する事項 ※2	①電離放射線の種類及び性質 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響	◎ (0.5時間以上)	×	電離放射線の生体に与える影響
電離放射線及び保安規定の遵守に関する事項 ※2	法、令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の関係事項	◎ (1時間以上)	×	関係法令
放射線管理に関する事項 ※2	①管理区域への立入り及び退去の手順			
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項 ※2	②核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業の保守及び点検の作業			
放射線管理に関する事項 ※2	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業			
放射線管理に関する事項 ※2	④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視			
放射線管理に関する事項 ※2	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の検出及び汚染の除去			
放射線管理に関する事項 ※2	⑥汚染の除去			
原子炉施設の構造、性能に関する事項 ※2	・放射線管理に関する事項 ※2			
放射線管理に関する事項 ※2	⑦異常な事態が発生した場合における対応の措置	◎ (2時間以上)	×	原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い

◎：各第二種(発電第二種)当直員を除く。①：原子力訓練センター所長、防護管理員及び総務課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について教育を行うことができる。

※2：各第一種(発電第一種)当直員を除く。①：防護管理課長(防護監督安全課長)、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分なる知識及び技能を有している者とする。②：防護管理課長(防護監督安全課長)が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分なる知識及び技能を有している者とする。

※3：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

※4：法令等の遵守とは、関係法令及び保安規定の遵守をいう。

◎：各員が教育の対象者  
○：業務に關する者が教育の対象  
×：教育に關する者が教育の対象  
( )：合計の教育時間

・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更

## 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
附 則	附 則	
<p>(施行期日)</p> <p>1 この規定第1編は、2019年12月15日から施行する。</p> <p>2 第73条(ディーゼル発電機 ―モード1、2、3及び4以外―)の表73-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉のディーゼル発電機又は移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>3 美用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更に係る規定は、平成31年1月1日以後最初の施設定期検査を終了した日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p> <p>4 次の各号に示す原子炉施設の定期的な評価に係る規定については、施行日以後、初めて原子炉等規制法第43条の3の29の規定による届出をするまでの間、なお、従前の例による。</p> <p>(1) 第3条(品質保証計画)</p> <p>(2) 第6条(原子力発電安全委員会)</p> <p>(3) 第10条(原子炉施設の定期的な評価)</p> <p>(4) 第118条(保守管理計画)</p> <p>(5) 第129条(所員への保安教育)</p> <p>(6) 第131条(記録)</p>	<p>(施行期日)</p> <p>1 この規定第1編は、2020年4月1日から施行する。</p> <p>2 第73条(ディーゼル発電機 ―モード1、2、3及び4以外―)の表73-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉のディーゼル発電機又は移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>3 次の各号に示す原子炉施設の定期的な評価に係る規定については、施行日以後、初めて原子炉等規制法第43条の3の29の規定による届出をするまでの間、なお、従前の例による。</p> <p>(1) 第3条(品質保証計画)</p> <p>(2) 第6条(原子力発電安全委員会)</p> <p>(3) 第10条(原子炉施設の定期的な評価)</p> <p>(4) 第118条(保守管理計画)</p> <p>(5) 第129条(所員への保安教育)</p> <p>(6) 第131条(記録)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更</li> <li>・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>・運用の明確化に伴う変更</li> <li>・記載の適正化に伴う変更</li> <li>・変更前の第3項は適用済であることから削除</li> </ul>



# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>添付2 火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、火災、内部溢水、火山影響等発生時及びその他自然災害が発生した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容、並びに火山活動のモニタリング等の活動を行うために必要な体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>1 火 災</p> <p>防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.1.1項から1.5項を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）<u>、</u>保修第一課長及び発電第一課長は、火災防護計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>1.5 手順書の整備</p> <p>(1) 防災課長は、原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、以下の項目を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(2) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）<u>、</u>保修第一課長及び発電第一課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>1.6 定期的な評価</p> <p>(1) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）<u>、</u>保修第一課長及び発電第一課長は、1.1項から1.5項の活動の実施結果について、防災課長に報告する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>添付2 火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、火災、内部溢水、火山影響等発生時及びその他自然災害が発生した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容、並びに火山活動のモニタリング等の活動を行うために必要な体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>1 火 災</p> <p>防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.1.1項から1.5項を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び設備管理課長は、火災防護計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>1.5 手順書の整備</p> <p>(1) 防災課長は、原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、以下の項目を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(2) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び設備管理課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>1.6 定期的な評価</p> <p>(1) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）<u>及び</u>設備管理課長は、1.1項から1.5項の活動の実施結果について、防災課長に報告する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更</li> <li>• 玄海原子力発電所1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>添付2 続き</p> <p>5 津 波</p> <p>防災課長は、津波発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の5.1項から5.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各第二課長（発電第二課当直課長を除く）、技術第一課長、安全管理第一課長及び保修第一課長は、計画に基づき、津波発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>5.4 手順書の整備</p> <p>(1) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く）、技術第一課長、安全管理第一課長及び保修第一課長は、津波発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p>ア 津波の襲来が予想される場合の対応</p> <p>(7) 保修課長は、燃料等輸送船に関し、津波警報等が発令された場合、荷役作業を中断し、陸側作業員及び輸送物の退避に関する措置を実施する。</p> <p>(1) 技術課長、安全管理課長及び保修課長は、緊急離岸する船舶と退避状況に関する情報連絡を行う。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>5.5 定期的な評価</p> <p>(1) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く）、技術第一課長、安全管理第一課長及び保修第一課長は、5.1項から5.4項の活動の実施結果について、防災課長に報告する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>添付2 続き</p> <p>5 津 波</p> <p>防災課長は、津波発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の5.1項から5.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各第二課長（発電第二課当直課長を除く）、廃止措置運営課長、廃止措置安全課長及び設備管理課長は、計画に基づき、津波発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>5.4 手順書の整備</p> <p>(1) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く）、廃止措置運営課長、廃止措置安全課長及び設備管理課長は、津波発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p>ア 津波の襲来が予想される場合の対応</p> <p>(7) 保修課長は、燃料等輸送船に関し、津波警報等が発令された場合、荷役作業を中断し、陸側作業員及び輸送物の退避に関する措置を実施する。</p> <p>(1) 技術第二課長、廃止措置運営課長、安全管理第二課長、廃止措置安全課長、保修第二課長及び設備管理課長は、緊急離岸する船舶と退避状況に関する情報連絡を行う。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>5.5 定期的な評価</p> <p>(1) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く）、廃止措置運営課長、廃止措置安全課長及び設備管理課長は、5.1項から5.4項の活動の実施結果について、防災課長に報告する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</p>


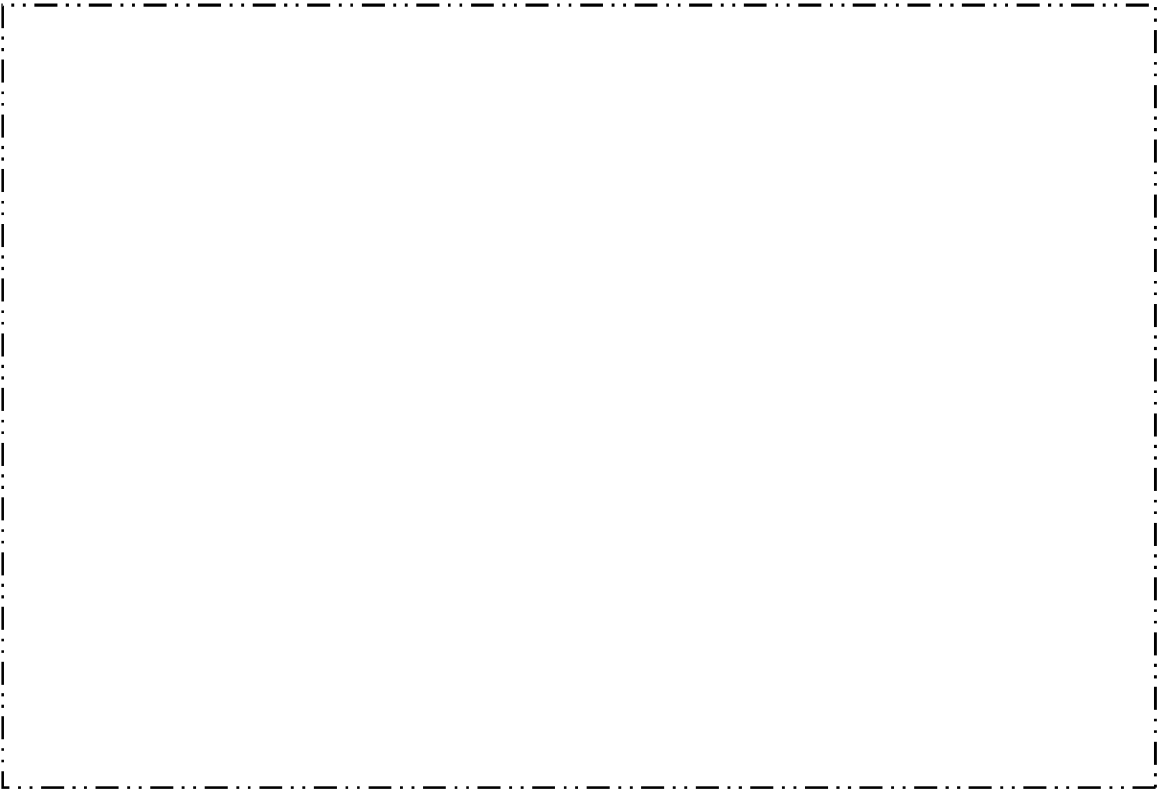
## 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>添付2 続き</p> <p>6 竜巻 防災課長は、竜巻発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の6.1項から6.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び保修第一課長は、計画に基づき、竜巻発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p>6.3 資機材の配備 (1) 保修課長は、竜巻対策として固縛及び固定に使用する資機材を配備する。</p> <p>6.4 手順書の整備 (1) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び保修第一課長は、竜巻発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p>6.5 定期的な評価 (1) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び保修第一課長は、6.1項から6.4項の活動の実施結果について、防災課長に報告する。</p> <p style="text-align: center;">＜以下、省略＞</p>	<p>添付2 続き</p> <p>6 竜巻 防災課長は、竜巻発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の6.1項から6.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び設備管理課長は、計画に基づき、竜巻発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p>6.3 資機材の配備 (1) 保修第二課長及び設備管理課長は、竜巻対策として固縛及び固定に使用する資機材を配備する。</p> <p>6.4 手順書の整備 (1) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び設備管理課長は、竜巻発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p>6.5 定期的な評価 (1) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び設備管理課長は、6.1項から6.4項の活動の実施結果について、防災課長に報告する。</p> <p style="text-align: center;">＜以下、省略＞</p>	<p>・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</p>

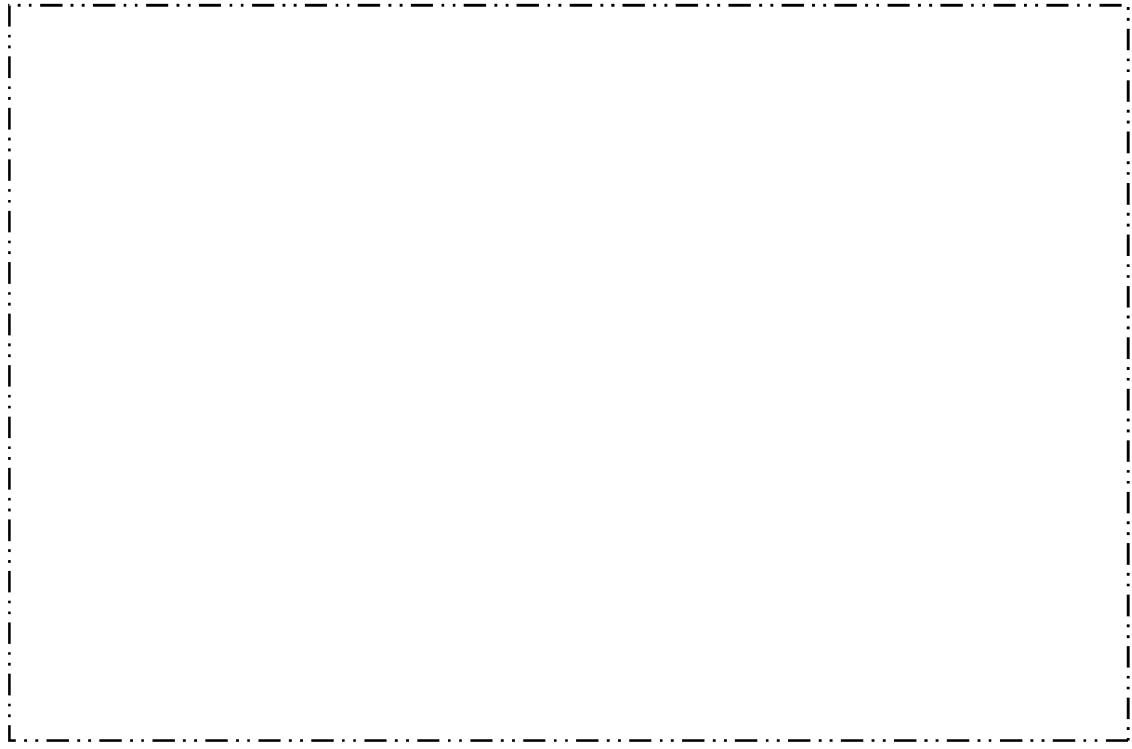
# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>添付 4 管理区域図 (第 103 条及び第 104 条関連)</p> <p style="text-align: center;">管理区域図目次</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 管理区域全体図</li> <li>2. 3、4号炉 管理区域図 その1</li> <li>3. 3、4号炉 管理区域図 その2</li> <li>4. 3、4号炉 管理区域図 その3</li> <li>5. 3、4号炉 管理区域図 その4</li> <li>6. 3、4号炉 管理区域図 その5</li> <li>7. 3、4号炉 管理区域図 その6</li> <li>8. 廃棄物処理建屋 管理区域図 その1</li> <li>9. 廃棄物処理建屋 管理区域図 その2</li> <li>10. 廃棄物処理建屋 管理区域図 その3</li> <li>11. 廃棄物処理建屋 管理区域図 その4</li> <li>12. 廃棄物処理建屋 管理区域図 その5</li> <li>13. 廃棄物処理建屋 管理区域図 その6</li> <li>14. 廃棄物処理建屋 管理区域図 その7</li> <li>15. 廃棄物処理建屋 管理区域図 その8</li> <li>16. 固体廃棄物貯蔵庫 管理区域図 その1</li> <li>17. 固体廃棄物貯蔵庫 管理区域図 その2</li> <li>18. 固体廃棄物貯蔵庫 管理区域図 その3</li> <li>19. 固体廃棄物貯蔵庫 管理区域図 その4</li> <li>20. 固体廃棄物貯蔵庫 管理区域図 その5</li> <li>21. 固体廃棄物貯蔵庫 管理区域図 その6</li> <li>22. 雑固体溶解処理建屋 管理区域図 その1</li> <li>23. 雑固体溶解処理建屋 管理区域図 その2</li> <li>24. 雑固体溶解処理建屋 管理区域図 その3</li> <li>25. 雑固体溶解処理建屋 管理区域図 その4</li> <li>26. 雑固体溶解処理建屋 管理区域図 その5</li> </ol>	<p>添付 4 管理区域図 (第 103 条及び第 104 条関連)</p> <p style="text-align: center;">管理区域図目次</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 管理区域全体図</li> <li>2. 3、4号炉 管理区域図 その1</li> <li>3. 3、4号炉 管理区域図 その2</li> <li>4. 3、4号炉 管理区域図 その3</li> <li>5. 3、4号炉 管理区域図 その4</li> <li>6. 3、4号炉 管理区域図 その5</li> <li>7. 3、4号炉 管理区域図 その6</li> <li>8. 廃棄物処理建屋 管理区域図 その1</li> <li>9. 廃棄物処理建屋 管理区域図 その2</li> <li>10. 廃棄物処理建屋 管理区域図 その3</li> <li>11. 廃棄物処理建屋 管理区域図 その4</li> <li>12. 廃棄物処理建屋 管理区域図 その5</li> <li>13. 廃棄物処理建屋 管理区域図 その6</li> <li>14. 廃棄物処理建屋 管理区域図 その7</li> <li>15. 廃棄物処理建屋 管理区域図 その8</li> <li>16. 固体廃棄物貯蔵庫 管理区域図 その1</li> <li>17. 固体廃棄物貯蔵庫 管理区域図 その2</li> <li>18. 固体廃棄物貯蔵庫 管理区域図 その3</li> <li>19. 固体廃棄物貯蔵庫 管理区域図 その4</li> <li>20. 固体廃棄物貯蔵庫 管理区域図 その5</li> <li>21. 固体廃棄物貯蔵庫 管理区域図 その6</li> <li>22. 固体廃棄物貯蔵庫 管理区域図 その7</li> <li>23. 雑固体溶解処理建屋 管理区域図 その1</li> <li>24. 雑固体溶解処理建屋 管理区域図 その2</li> <li>25. 雑固体溶解処理建屋 管理区域図 その3</li> <li>26. 雑固体溶解処理建屋 管理区域図 その4</li> <li>27. 雑固体溶解処理建屋 管理区域図 その5</li> <li>28. 雑固体焼却炉建屋 管理区域図 その1</li> <li>29. 雑固体焼却炉建屋 管理区域図 その2</li> <li>30. 雑固体焼却炉建屋 管理区域図 その3</li> <li>31. 雑固体焼却炉建屋 管理区域図 その4</li> <li>32. 雑固体焼却炉建屋 管理区域図 その5</li> <li>33. 雑固体焼却炉建屋 管理区域図 その6</li> </ol>	<p>・玄海原子力発電所 1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更</p>

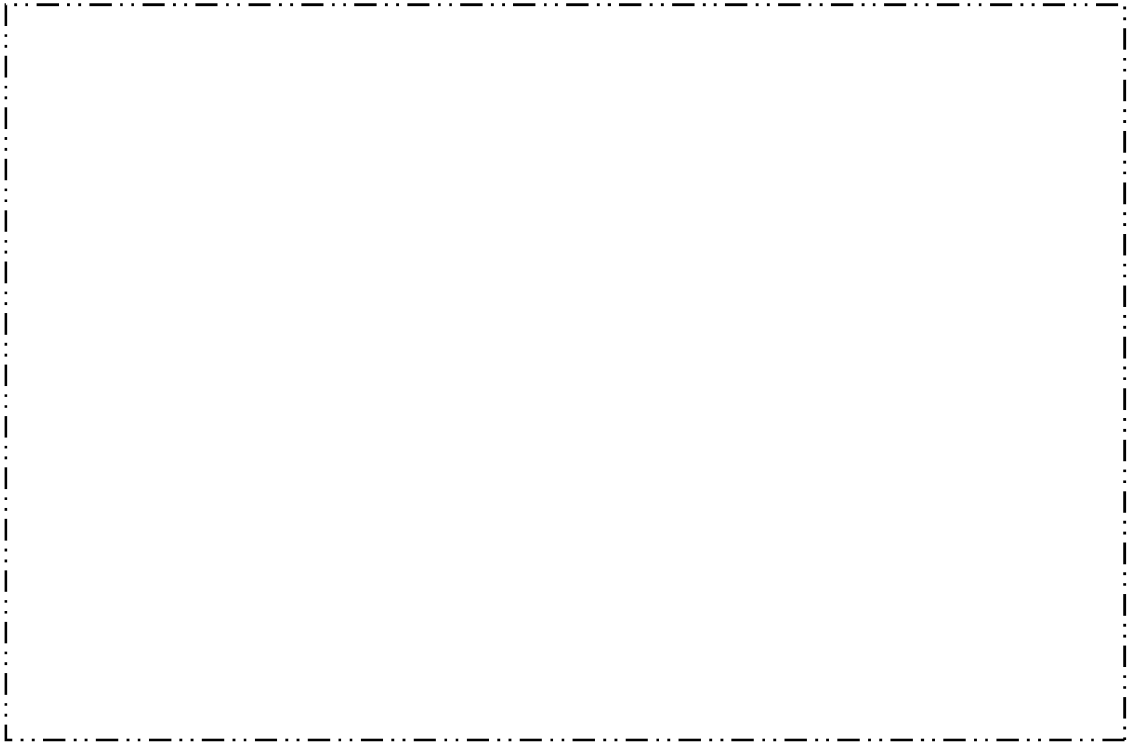
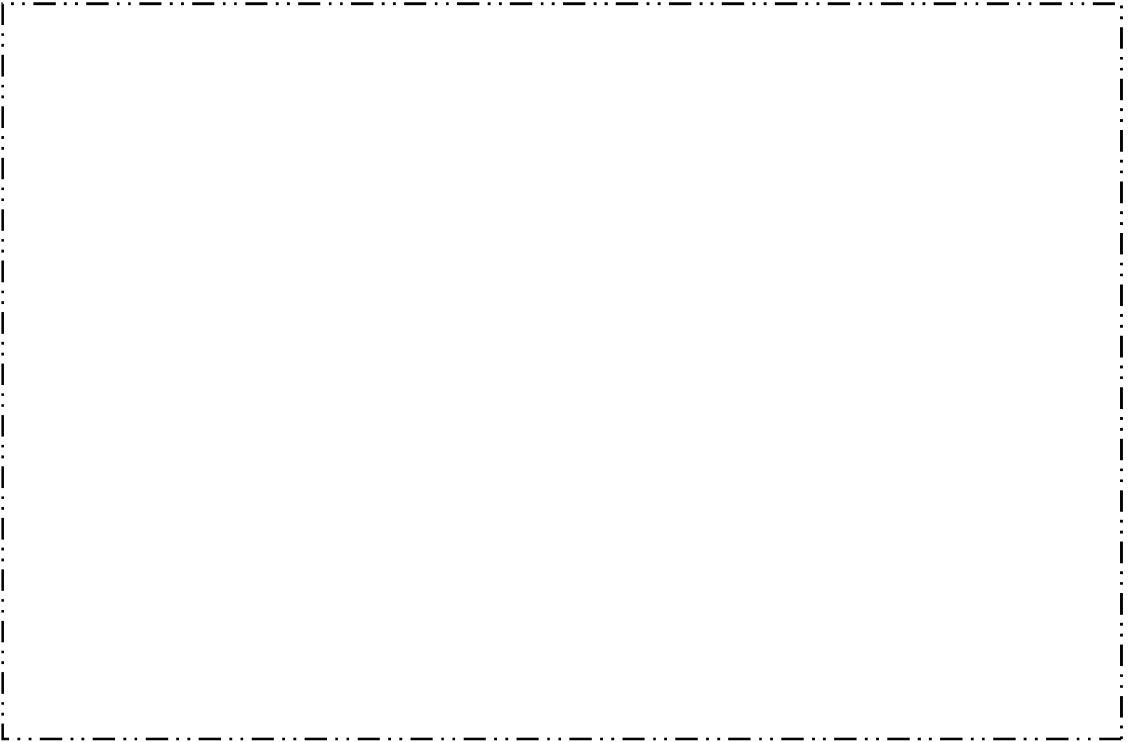
玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>1. 管理区域全体図</p> 	<p>1. 管理区域全体図</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更</li> </ul>



玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>第2編 添付2 管理区域図より移動</p>	<p>22. 固体廃棄物貯蔵庫 管理区域図 その7</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更</li> </ul>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案



変 更 前	変 更 後	備 考
<p>22. 雑固体溶解処理健康 管理区域図 その 1</p> 	<p>23. 雑固体溶解処理健康 管理区域図 その 1</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>玄海原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉の廃止措置を実施するための変更</li> </ul>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案



変更前	変更後	備考
<p>23. 雑固体溶解処理建屋 管理区域図 その2</p> 	<p>24. 雑固体溶解処理建屋 管理区域図 その2</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更</li> </ul>



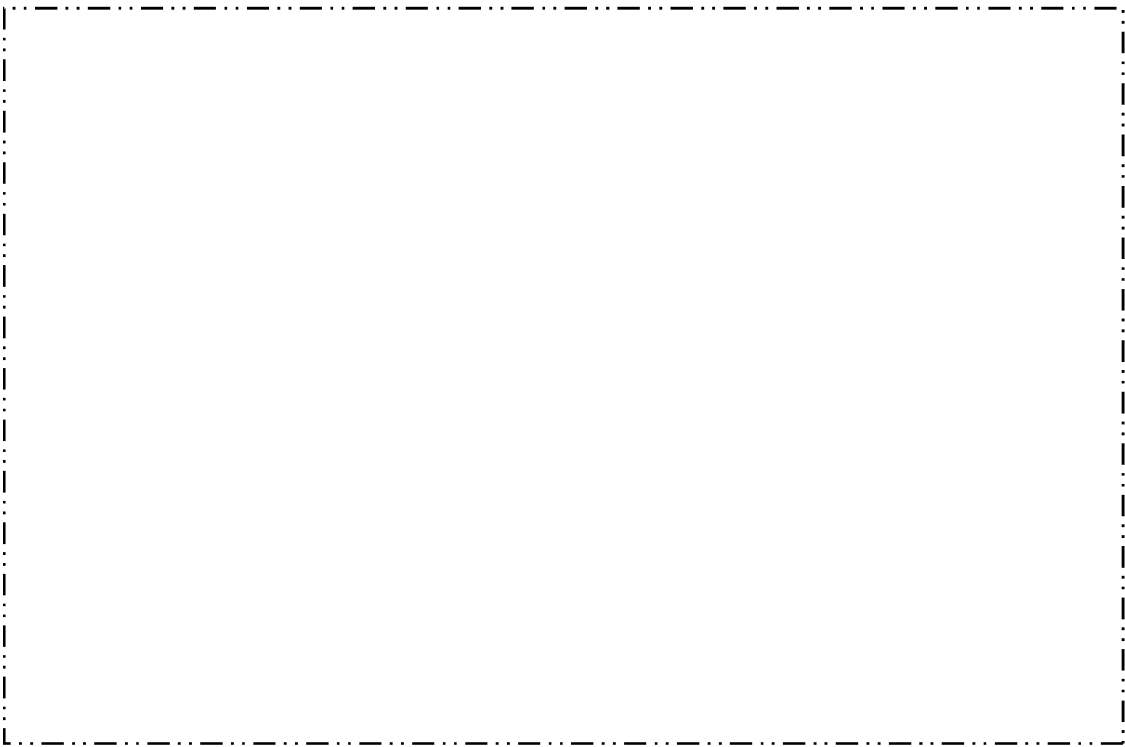

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>24. 雑固体溶解処理建屋 管理区域図 その3</p> 	<p>25. 雑固体溶解処理建屋 管理区域図 その3</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更</li> </ul>


玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>25. 雑固体溶解処理建屋 管理区域図 その4</p> 	<p>26. 雑固体溶解処理建屋 管理区域図 その4</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更</li> </ul>

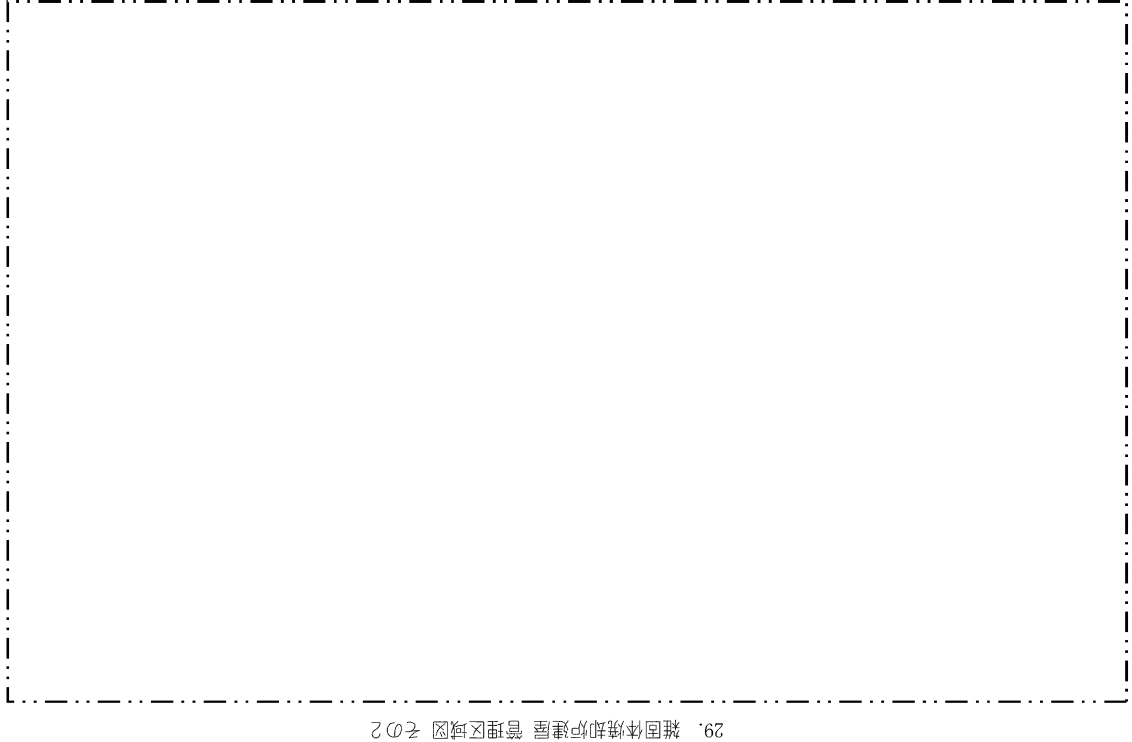
玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>26. 雑固体溶解処理健康 管理区域図 その5</p> 	<p>27. 森田核燃料処理健康 管理区域図 その5</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更</li> </ul>


玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>第2編 添付2 管理区域図より移動</p>	<p>28. 森田体焼却炉建脚 噴煙区域図 その1</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更</li> </ul>


玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>第2編 添付2 管理区域図より移動</p>	 <p>29. 雑固本焼却炉建脚 管理区域図 その2</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更</li> </ul>


玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>第2編 添付2 管理区域図より移動</p>	<p>30. 雑固体雑地炉建屋 管理区域図 その3</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更</li> </ul>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案


変更前	変更後	備考
<p>第2編 添付2 管理区域図より移動</p>	<p>31. 雑固体焼却炉建屋 貯埋区域図 その4</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更</li> </ul>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>第2編 添付2 管理区域図より移動</p>	 <p>32. 添付2 管理区域図 添付2の5</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更</li> </ul>



玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>第2編 添付2 管理区域図より移動</p>	 <p>33. 雑固体焼却炉建屋 貯埋区域図 その6</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更</li> </ul>



# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;"><b>第 1 章 総 則</b></p> <p>(目 的)            第1条 この規定第3編は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき、廃止措置段階のうち、解体工事準備期間中の玄海原子力発電所1号炉原子炉施設（本編において、以下「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（本編において、以下「保安活動」という。）を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質等（以下「原子炉」という。）又は発電用原子炉（以下「原子炉」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 1 章 総 則</b></p> <p>(目 的)            第1条 この規定第2編は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき、廃止措置段階のうち、解体工事準備期間中の玄海原子力発電所1号炉及び2号炉原子炉施設（3号炉及び4号炉との共用施設を含む。本編において、以下「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（本編において、以下「保安活動」という。）を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質等（以下「原子炉」という。）又は発電用原子炉（以下「原子炉」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更</li> <li>・ 記載の適正化に伴う変更</li> </ul>



# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																																																																																												
<p style="text-align: center;"><b>第3条 (品質保証計画)</b></p> <p>別表2 規定文書と保安規定の関連表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">規定文書</th> <th style="width: 70%;">保安規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>品質マニュアル(総則)、品質マニュアル(基準)</td> <td>第3条</td> </tr> <tr> <td>保安活動に関する文書及び記録の管理基準</td> <td>第3条、第65条</td> </tr> <tr> <td>安全委員会運営基準、安全運営委員会運営基準</td> <td>第3条、第6条、第7条</td> </tr> <tr> <td>品質保証委員会運営基準</td> <td>第3条</td> </tr> <tr> <td>マネジメントレビュー管理基準、評価改善活動管理基準</td> <td>第3条</td> </tr> <tr> <td>教育訓練基準</td> <td>第3条、第17条、第50条の2、第53条、第63条、第64条</td> </tr> <tr> <td>運転基準</td> <td>第3条、第11条~第18条、第21条~第24条、第29条~第32条、第37条、第43条、第45条、第47条、第48条、第50条、第57条、第63条~第66条</td> </tr> <tr> <td>放射線管理基準</td> <td>第3条、第16条、第18条~第20条、第29条~第33条、第35条~第39条、第42条~第48条、第50条、第54条、第57条、第63条~第66条</td> </tr> <tr> <td>化学管理基準</td> <td>第3条、第31条、第37条、第43条、第46条~第48条、第50条、第57条、第63条~第66条</td> </tr> <tr> <td>保修基準</td> <td>第3条、第13条、第15条~第17条、第19条~第21条、第23条、第25条~第29条、第32条、第39条、第37条、第43条、第45条~第48条、第50条、第54条、第57条、第63条~第66条</td> </tr> <tr> <td>土木建築基準</td> <td>第3条、第16条、第19条、第20条、第29条、第37条、第43条、第46条~第48条、第50条、第57条、第63条~第66条</td> </tr> <tr> <td>燃料管理基準</td> <td>第3条、第13条、第15条、第19条、第20条、第25条~第29条</td> </tr> <tr> <td>技術基準</td> <td>第3条、第16条、第37条、第43条、第46条~第48条、第50条、第54条、第57条、第63条~第66条</td> </tr> <tr> <td>非常事態対応基準</td> <td>第3条、第17条、第51条~第62条</td> </tr> <tr> <td>異常時迅速処理措置基準</td> <td>第3条、第66条</td> </tr> <tr> <td>防護基準</td> <td>第3条、第40条、第41条</td> </tr> <tr> <td>設計・調査管理基準</td> <td>第3条</td> </tr> <tr> <td>原子力内閣監査要則</td> <td>第3条</td> </tr> <tr> <td>試験・検査基準</td> <td>第3条</td> </tr> <tr> <td>不適合管理基準</td> <td>第3条</td> </tr> <tr> <td>予知処置基準</td> <td>第3条</td> </tr> <tr> <td>根本原因分析実施基準</td> <td>第3条</td> </tr> <tr> <td>火災防護計画(基準)</td> <td>第3条、第16条</td> </tr> <tr> <td>保守管理基準</td> <td>第3条、第50条</td> </tr> <tr> <td>廃止措置主任者の保安監督に関する事項</td> <td>第3条、第8条、第9条</td> </tr> <tr> <td>廃止措置主任者検査実施基準</td> <td>第3条、第50条の2</td> </tr> </tbody> </table>	規定文書	保安規定	品質マニュアル(総則)、品質マニュアル(基準)	第3条	保安活動に関する文書及び記録の管理基準	第3条、第65条	安全委員会運営基準、安全運営委員会運営基準	第3条、第6条、第7条	品質保証委員会運営基準	第3条	マネジメントレビュー管理基準、評価改善活動管理基準	第3条	教育訓練基準	第3条、第17条、第50条の2、第53条、第63条、第64条	運転基準	第3条、第11条~第18条、第21条~第24条、第29条~第32条、第37条、第43条、第45条、第47条、第48条、第50条、第57条、第63条~第66条	放射線管理基準	第3条、第16条、第18条~第20条、第29条~第33条、第35条~第39条、第42条~第48条、第50条、第54条、第57条、第63条~第66条	化学管理基準	第3条、第31条、第37条、第43条、第46条~第48条、第50条、第57条、第63条~第66条	保修基準	第3条、第13条、第15条~第17条、第19条~第21条、第23条、第25条~第29条、第32条、第39条、第37条、第43条、第45条~第48条、第50条、第54条、第57条、第63条~第66条	土木建築基準	第3条、第16条、第19条、第20条、第29条、第37条、第43条、第46条~第48条、第50条、第57条、第63条~第66条	燃料管理基準	第3条、第13条、第15条、第19条、第20条、第25条~第29条	技術基準	第3条、第16条、第37条、第43条、第46条~第48条、第50条、第54条、第57条、第63条~第66条	非常事態対応基準	第3条、第17条、第51条~第62条	異常時迅速処理措置基準	第3条、第66条	防護基準	第3条、第40条、第41条	設計・調査管理基準	第3条	原子力内閣監査要則	第3条	試験・検査基準	第3条	不適合管理基準	第3条	予知処置基準	第3条	根本原因分析実施基準	第3条	火災防護計画(基準)	第3条、第16条	保守管理基準	第3条、第50条	廃止措置主任者の保安監督に関する事項	第3条、第8条、第9条	廃止措置主任者検査実施基準	第3条、第50条の2	<p style="text-align: center;"><b>第3条 (品質保証計画)</b></p> <p>別表2 規定文書と保安規定の関連表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">規定文書</th> <th style="width: 70%;">保安規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>品質マニュアル(総則)、品質マニュアル(基準)</td> <td>第3条</td> </tr> <tr> <td>保安活動に関する文書及び記録の管理基準</td> <td>第3条、第65条</td> </tr> <tr> <td>安全委員会運営基準、安全運営委員会運営基準</td> <td>第3条、第6条、第7条</td> </tr> <tr> <td>品質保証委員会運営基準</td> <td>第3条</td> </tr> <tr> <td>マネジメントレビュー管理基準、評価改善活動管理基準</td> <td>第3条</td> </tr> <tr> <td>教育訓練基準</td> <td>第3条、第17条、第50条の2、第53条、第63条、第64条</td> </tr> <tr> <td>運転基準</td> <td>第3条、第11条~第18条、第21条~第24条、第29条~第32条、第37条、第43条、第45条、第47条、第48条、第50条、第57条、第63条~第66条</td> </tr> <tr> <td>放射線管理基準</td> <td>第3条、第16条、第18条~第20条、第29条~第33条、第35条~第39条、第42条~第48条、第50条、第54条、第57条、第63条~第66条</td> </tr> <tr> <td>化学管理基準</td> <td>第3条、第31条、第37条、第43条、第46条~第48条、第50条、第57条、第63条~第66条</td> </tr> <tr> <td>保修基準</td> <td>第3条、第13条、第15条~第17条、第19条~第21条、第23条、第25条~第29条、第32条、第39条、第37条、第43条、第45条~第48条、第50条、第54条、第57条、第63条~第66条</td> </tr> <tr> <td>土木建築基準</td> <td>第3条、第16条、第19条、第20条、第29条、第37条、第43条、第46条~第48条、第50条、第57条、第63条~第66条</td> </tr> <tr> <td>燃料管理基準</td> <td>第3条、第13条、第15条、第19条、第20条、第25条~第29条</td> </tr> <tr> <td>技術基準</td> <td>第3条、第16条、第37条、第43条、第46条~第48条、第50条、第54条、第57条、第63条~第66条</td> </tr> <tr> <td>非常事態対応基準</td> <td>第3条、第17条、第51条~第62条</td> </tr> <tr> <td>異常時迅速処理措置基準</td> <td>第3条、第66条</td> </tr> <tr> <td>防護基準</td> <td>第3条、第40条、第41条</td> </tr> <tr> <td>設計・調査管理基準</td> <td>第3条</td> </tr> <tr> <td>原子力内閣監査要則</td> <td>第3条</td> </tr> <tr> <td>試験・検査基準</td> <td>第3条</td> </tr> <tr> <td>不適合管理基準</td> <td>第3条</td> </tr> <tr> <td>予知処置基準</td> <td>第3条</td> </tr> <tr> <td>根本原因分析実施基準</td> <td>第3条</td> </tr> <tr> <td>火災防護計画(基準)</td> <td>第3条、第16条</td> </tr> <tr> <td>保守管理基準</td> <td>第3条、第50条</td> </tr> <tr> <td>廃止措置主任者の保安監督に関する事項</td> <td>第3条、第8条、第9条</td> </tr> <tr> <td>廃止措置主任者検査実施基準</td> <td>第3条、第50条の2</td> </tr> </tbody> </table>	規定文書	保安規定	品質マニュアル(総則)、品質マニュアル(基準)	第3条	保安活動に関する文書及び記録の管理基準	第3条、第65条	安全委員会運営基準、安全運営委員会運営基準	第3条、第6条、第7条	品質保証委員会運営基準	第3条	マネジメントレビュー管理基準、評価改善活動管理基準	第3条	教育訓練基準	第3条、第17条、第50条の2、第53条、第63条、第64条	運転基準	第3条、第11条~第18条、第21条~第24条、第29条~第32条、第37条、第43条、第45条、第47条、第48条、第50条、第57条、第63条~第66条	放射線管理基準	第3条、第16条、第18条~第20条、第29条~第33条、第35条~第39条、第42条~第48条、第50条、第54条、第57条、第63条~第66条	化学管理基準	第3条、第31条、第37条、第43条、第46条~第48条、第50条、第57条、第63条~第66条	保修基準	第3条、第13条、第15条~第17条、第19条~第21条、第23条、第25条~第29条、第32条、第39条、第37条、第43条、第45条~第48条、第50条、第54条、第57条、第63条~第66条	土木建築基準	第3条、第16条、第19条、第20条、第29条、第37条、第43条、第46条~第48条、第50条、第57条、第63条~第66条	燃料管理基準	第3条、第13条、第15条、第19条、第20条、第25条~第29条	技術基準	第3条、第16条、第37条、第43条、第46条~第48条、第50条、第54条、第57条、第63条~第66条	非常事態対応基準	第3条、第17条、第51条~第62条	異常時迅速処理措置基準	第3条、第66条	防護基準	第3条、第40条、第41条	設計・調査管理基準	第3条	原子力内閣監査要則	第3条	試験・検査基準	第3条	不適合管理基準	第3条	予知処置基準	第3条	根本原因分析実施基準	第3条	火災防護計画(基準)	第3条、第16条	保守管理基準	第3条、第50条	廃止措置主任者の保安監督に関する事項	第3条、第8条、第9条	廃止措置主任者検査実施基準	第3条、第50条の2	<p>・記載の適正化に伴う変更</p>
規定文書	保安規定																																																																																																													
品質マニュアル(総則)、品質マニュアル(基準)	第3条																																																																																																													
保安活動に関する文書及び記録の管理基準	第3条、第65条																																																																																																													
安全委員会運営基準、安全運営委員会運営基準	第3条、第6条、第7条																																																																																																													
品質保証委員会運営基準	第3条																																																																																																													
マネジメントレビュー管理基準、評価改善活動管理基準	第3条																																																																																																													
教育訓練基準	第3条、第17条、第50条の2、第53条、第63条、第64条																																																																																																													
運転基準	第3条、第11条~第18条、第21条~第24条、第29条~第32条、第37条、第43条、第45条、第47条、第48条、第50条、第57条、第63条~第66条																																																																																																													
放射線管理基準	第3条、第16条、第18条~第20条、第29条~第33条、第35条~第39条、第42条~第48条、第50条、第54条、第57条、第63条~第66条																																																																																																													
化学管理基準	第3条、第31条、第37条、第43条、第46条~第48条、第50条、第57条、第63条~第66条																																																																																																													
保修基準	第3条、第13条、第15条~第17条、第19条~第21条、第23条、第25条~第29条、第32条、第39条、第37条、第43条、第45条~第48条、第50条、第54条、第57条、第63条~第66条																																																																																																													
土木建築基準	第3条、第16条、第19条、第20条、第29条、第37条、第43条、第46条~第48条、第50条、第57条、第63条~第66条																																																																																																													
燃料管理基準	第3条、第13条、第15条、第19条、第20条、第25条~第29条																																																																																																													
技術基準	第3条、第16条、第37条、第43条、第46条~第48条、第50条、第54条、第57条、第63条~第66条																																																																																																													
非常事態対応基準	第3条、第17条、第51条~第62条																																																																																																													
異常時迅速処理措置基準	第3条、第66条																																																																																																													
防護基準	第3条、第40条、第41条																																																																																																													
設計・調査管理基準	第3条																																																																																																													
原子力内閣監査要則	第3条																																																																																																													
試験・検査基準	第3条																																																																																																													
不適合管理基準	第3条																																																																																																													
予知処置基準	第3条																																																																																																													
根本原因分析実施基準	第3条																																																																																																													
火災防護計画(基準)	第3条、第16条																																																																																																													
保守管理基準	第3条、第50条																																																																																																													
廃止措置主任者の保安監督に関する事項	第3条、第8条、第9条																																																																																																													
廃止措置主任者検査実施基準	第3条、第50条の2																																																																																																													
規定文書	保安規定																																																																																																													
品質マニュアル(総則)、品質マニュアル(基準)	第3条																																																																																																													
保安活動に関する文書及び記録の管理基準	第3条、第65条																																																																																																													
安全委員会運営基準、安全運営委員会運営基準	第3条、第6条、第7条																																																																																																													
品質保証委員会運営基準	第3条																																																																																																													
マネジメントレビュー管理基準、評価改善活動管理基準	第3条																																																																																																													
教育訓練基準	第3条、第17条、第50条の2、第53条、第63条、第64条																																																																																																													
運転基準	第3条、第11条~第18条、第21条~第24条、第29条~第32条、第37条、第43条、第45条、第47条、第48条、第50条、第57条、第63条~第66条																																																																																																													
放射線管理基準	第3条、第16条、第18条~第20条、第29条~第33条、第35条~第39条、第42条~第48条、第50条、第54条、第57条、第63条~第66条																																																																																																													
化学管理基準	第3条、第31条、第37条、第43条、第46条~第48条、第50条、第57条、第63条~第66条																																																																																																													
保修基準	第3条、第13条、第15条~第17条、第19条~第21条、第23条、第25条~第29条、第32条、第39条、第37条、第43条、第45条~第48条、第50条、第54条、第57条、第63条~第66条																																																																																																													
土木建築基準	第3条、第16条、第19条、第20条、第29条、第37条、第43条、第46条~第48条、第50条、第57条、第63条~第66条																																																																																																													
燃料管理基準	第3条、第13条、第15条、第19条、第20条、第25条~第29条																																																																																																													
技術基準	第3条、第16条、第37条、第43条、第46条~第48条、第50条、第54条、第57条、第63条~第66条																																																																																																													
非常事態対応基準	第3条、第17条、第51条~第62条																																																																																																													
異常時迅速処理措置基準	第3条、第66条																																																																																																													
防護基準	第3条、第40条、第41条																																																																																																													
設計・調査管理基準	第3条																																																																																																													
原子力内閣監査要則	第3条																																																																																																													
試験・検査基準	第3条																																																																																																													
不適合管理基準	第3条																																																																																																													
予知処置基準	第3条																																																																																																													
根本原因分析実施基準	第3条																																																																																																													
火災防護計画(基準)	第3条、第16条																																																																																																													
保守管理基準	第3条、第50条																																																																																																													
廃止措置主任者の保安監督に関する事項	第3条、第8条、第9条																																																																																																													
廃止措置主任者検査実施基準	第3条、第50条の2																																																																																																													

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(保安に関する組織)</p> <p>第4条 廃止措置段階の発電所の保安に関する組織は、図4-1のとおりとする。</p> <p>図4-1</p>	<p>(保安に関する組織)</p> <p>第4条 廃止措置段階の発電所の保安に関する組織は、図4-1のとおりとする。</p> <p>図4-1</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。また、その他の保安に関し必要となる職務に関しては、組織・権限規程に従って行う。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(3) 原子力監査室長は、本店組織及び発電所組織から独立した監査に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける独立監査業務を統括する。また、監査部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(4) 原子力総括部長は、原子力総括部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門及び廃止措置統括部門におけるコンプライアンス活動並びに原子力総括部門における安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(5) 安全・品質保証部長は、安全・品質保証部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、安全・品質保証部門における安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(6) 原子力管理部長は、原子力管理部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力建設部門における安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(7) 原子力建設部長は、原子力建設部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力建設部門における安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(8) 原子力技術部長は、原子力技術部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力技術部門における安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(9) 廃止措置統括室長は、廃止措置統括部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、廃止措置統括部門における安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(10) 原子力土木建築部長は、原子力土木建築部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力土木建築部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括する。また、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害及び火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(14) 第二所長は、所長を補佐し、技術第二課長、安全管理第二課長、発電第二課長及び保修第二課長の所管する保安に関する業務並びに土木建築課長のうち1号炉及び2号炉の保安に関する業務を統括管理する。</p> <p>(15) 第二所長は、所長を補佐し、技術第二課長、安全管理第二課長、発電第二課長及び保修第二課長の所管する保安に関する業務、並びに土木建築課長のうち3号炉及び4号炉の保安に関する業務を統括管理する。</p> <p>(16) 安全品質保証第一統括室長は、所長を補佐し、1号炉及び2号炉の発電所における保安、品質保証活動の統括に関する業務を行う。</p> <p>(17) 安全品質保証第二統括室長は、安全品質保証第二統括室長を補佐する。</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。また、その他の保安に関し必要となる職務に関しては、「組織・権限規程」に従って行う。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(3) 原子力監査室長は、本店組織及び発電所組織から独立した監査に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける独立監査業務を統括する。また、監査部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括する。また、コンプライアンス活動及び安全文化醸成活動に係る監査業務を統括する。</p> <p>(4) 原子力総括部長は、原子力総括部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門及び廃止措置統括部門におけるコンプライアンス活動並びに原子力総括部門における安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(5) 安全・品質保証部長は、安全・品質保証部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、安全・品質保証部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(6) 原子力管理部長は、原子力管理部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力建設部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害、火山活動のモニタリング等、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(7) 原子力建設部長は、原子力建設部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力建設部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(8) 原子力技術部長は、原子力技術部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力技術部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係る燃料の取替等に関する業務並びに火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(9) 廃止措置統括室長は、廃止措置統括部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、廃止措置統括部門における安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(10) 原子力土木建築部長は、原子力土木建築部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力土木建築部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害及び火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(14) 廃止措置施設長は、所長を補佐し、廃止措置運営課長、廃止措置安全課長、プラント管理課長及び設備管理課長の所管する保安に関する業務並びに土木建築課長のうち1号炉及び2号炉の保安に関する業務を統括管理する。</p> <p>(15) 第二所長は、所長を補佐し、技術第二課長、安全管理第二課長、発電第二課長及び保修第二課長の所管する保安に関する業務、並びに土木建築課長のうち3号炉及び4号炉の保安に関する業務を統括管理する。</p> <p>(16) 安全品質保証統括室長は、所長を補佐し、発電所における保安、品質保証活動の統括に関する業務を行う。</p> <p>(17) 安全品質保証統括室副室長は、安全品質保証統括室長を補佐する。</p>	<p>・ 玄海原子力発電所1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>第5条（保安に関する職務） 続き</b></p> <p>(18) 安全品質保証第二総括室長は、所長を補佐し、3号炉及び4号炉の発電所における保安、品質保証活動の統括に関する業務を行う。</p> <p>(19) 安全品質保証第二総括室副室長は、安全品質保証第二総括室長を補佐する。</p> <p>(20) 総務課長は、調達先の評価・選定等に関する業務を行う。</p> <p>(21) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行う。</p> <p>(22) 防護管理課長は、出入管理に関する業務を行う。</p> <p>(23) 技術第一課長は1号炉及び2号炉、技術第二課長は3号炉及び4号炉に係る発電所の技術関係事項の総括及び燃料管理に関する業務を行う。(以下技術第一課長及び技術第二課長を総称して「技術課長」という。)</p> <p>(24) 安全管理第一課長は1号炉及び2号炉、安全管理第二課長は3号炉及び4号炉に係る放射線管理、放射性廃棄物管理及び化学管理に関する業務を行う。(以下安全管理第一課長及び安全管理第二課長を総称して「安全管理課長」という。)</p> <p>(25) 発電第一課長は1号炉及び2号炉、発電第二課長は3号炉及び4号炉に係る原子炉施設の運転に関する業務を行う。(以下発電第一課長及び発電第二課長を総称して「発電課長」という。)</p> <p>(26) 発電第二課当直課長は1号炉及び2号炉、発電第二課当直課長は3号炉及び4号炉に係る原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。(以下発電第二課当直課長及び発電第二課当直課長を総称して「当直課長」という。)</p> <p>(27) 保修第一課長は1号炉及び2号炉、保修第二課長は3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（土木建築設備を除く。）の保修及び燃料の取扱いに関する業務を行う。(以下保修第一課長及び保修第二課長を総称して「保修課長」という。)</p> <p><b>【(23)から(27)再掲】</b></p> <p>(23) 技術第一課長は1号炉及び2号炉、技術第二課長は3号炉及び4号炉に係る発電所の技術関係事項の総括及び燃料管理に関する業務を行う。(以下技術第一課長及び技術第二課長を総称して「技術課長」という。)</p> <p>(24) 安全管理第一課長は1号炉及び2号炉、安全管理第二課長は3号炉及び4号炉に係る放射線管理、放射性廃棄物管理及び化学管理に関する業務を行う。(以下安全管理第一課長及び安全管理第二課長を総称して「安全管理課長」という。)</p> <p>(25) 発電第一課長は1号炉及び2号炉、発電第二課長は3号炉及び4号炉に係る原子炉施設の運転に関する業務を行う。(以下発電第一課長及び発電第二課長を総称して「発電課長」という。)</p> <p>(26) 発電第二課当直課長は1号炉及び2号炉、発電第二課当直課長は3号炉及び4号炉に係る原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。(以下発電第二課当直課長及び発電第二課当直課長を総称して「当直課長」という。)</p> <p>(27) 保修第一課長は1号炉及び2号炉、保修第二課長は3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（土木建築設備を除く。）の保修及び燃料の取扱いに関する業務を行う。(以下保修第一課長及び保修第二課長を総称して「保修課長」という。)</p> <p>(28) 土木建築課長は、原子炉施設のうち、土木建築設備の保修に関する業務を行う。</p> <p>(29) 原子力訓練センター所長は、保安教育の統括に関する業務を行う。</p>	<p><b>第5条（保安に関する職務） 続き</b></p> <p>(18) 総務課長は、調達先の評価・選定等に関する業務を行う。</p> <p>(19) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(20) 防護管理課長は、出入管理に関する業務を行う。</p> <p>(21) 廃止措置運営課長は、1号炉及び2号炉に係る廃止措置計画に基づく管理全般及び燃料管理に関する業務を行う。</p> <p>(22) 廃止措置安全課長は、1号炉及び2号炉に係る放射線管理、放射性廃棄物管理、化学管理及び汚染分布調査に関する業務を行う。</p> <p>(23) プラント管理課長は、1号炉及び2号炉に係る維持設備の運転管理に関する業務を行う。</p> <p>(24) プラント管理課当直課長は、1号炉及び2号炉に係る維持設備の運転管理に関する当直業務を行う。</p> <p>(25) 設備管理課長は、1号炉及び2号炉に係る維持設備（土木建築設備を除く。）の保修、廃止措置工事及び燃料の取扱いに関する業務を行う。</p> <p>(26) 技術第二課長は、3号炉及び4号炉に係る発電所の技術関係事項の総括及び燃料管理に関する業務を行う。</p> <p>(27) 安全管理第二課長は、3号炉及び4号炉に係る放射線管理、放射性廃棄物管理及び化学管理に関する業務を行う。</p> <p>(28) 発電第二課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設の運転管理に関する業務を行う。</p> <p>(29) 発電第二課当直課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設の運転管理に関する当直業務を行う。</p> <p>(30) 保修第二課長は、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（土木建築設備を除く。）の保修及び燃料の取扱いに関する業務を行う。</p> <p>(31) 土木建築課長は、1号炉及び2号炉に係る原子炉施設のうち、土木建築設備の保修、廃止措置工事、並びに3号炉及び4号炉に係る原子炉施設のうち、土木建築設備の保修に関する業務を行う。</p> <p>(32) 原子力訓練センター所長は、保安教育等の統括に関する業務を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>・記載の適正化に伴う変更</li> <li>・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更</li> <li>・記載の適正化に伴う変更</li> <li>・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更</li> <li>・記載の適正化に伴う変更</li> </ul>



# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第5条（保安に関する職務）続き</p> <p>(30) (16)、(18)及び(20)から(29)に定める安全品質保証第一統括室長、安全品質保証第二統括室長、課長及び原子力訓練センター所長（以下「各課長」という。）は、所掌業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>(31) 各課長は、課長等を指示、指導し、所管する業務を遂行する。また、各課長等は各課長の指示、指導に従い業務を実施する。</p>	<p>第5条（保安に関する職務）続き</p> <p>(33) (6)から(10)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計及び工事に関する業務を含む。</p> <p>(34) (19)及び(21)から(31)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転及び保守、設計及び工事に関する業務を含む。</p> <p>(35) (19)及び(21)から(31)に定める課長（以下「各課長」という。）並びに(16)、(18)、(20)及び(32)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長（以下、総称して「各課（室、センター）長」という。）は、所掌業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>以下、各課長のうち、(19)、(21)から(25)及び(31)で定める課長をいう場合は「各廃止措置課長」という。</p> <p>また、各課（室、センター）長のうち、各廃止措置課長並びに(16)、(18)、(20)及び(32)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長を含めた課（室、センター）長をいう場合には、「各廃止措置課（室、センター）長」という。</p> <p>(36) 各課（室、センター）長は、課（室、センター）員等を指示、指導し、所管する業務を遂行する。また、各課（室、センター）員等は各課（室、センター）長の指示、指導に従い業務を実施する。</p>	<p>・運用の明確化に伴う変更</p> <p>・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</p> <p>・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;"><b>第2節 原子力発電安全委員会及び玄海原子力発電所安全運営委員会</b></p> <p>(玄海原子力発電所安全運営委員会)</p> <p>第7条 発電所に玄海原子力発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会が審議した事項又はあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p>(6) 改造の実施に関する事項</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p>4 運営委員会は、委員長、廃止措置主任者、第5条(14)から(16)、(18)、(20)から(25)及び(27)から(29)に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p> <p><b>(廃止措置主任者の選任)</b></p> <p>第8条 所長は、廃止措置主任者を、保安活動を監督するに当たり必要な知識を有する者であって、次の各号の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 原子炉施設の工事又は保守管理に関する業務</li> <li>(2) 原子炉の運転に関する業務</li> <li>(3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務</li> <li>(4) 原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務</li> <li>(5) 原子炉施設の放射性廃棄物管理に関する業務</li> </ol> <p>2 廃止措置主任者の職位は、課長以上とする。</p> <p>3 廃止措置主任者には代行者を置くことができる。</p> <p>4 廃止措置主任者が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項及び第2項に基づき、あらかじめ廃止措置主任者を選任する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2節 原子力発電安全委員会及び玄海原子力発電所安全運営委員会</b></p> <p>(玄海原子力発電所安全運営委員会)</p> <p>第7条 発電所に玄海原子力発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会が審議した事項又はあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p>(6) 改造の実施に関する事項（第19条第3項に関する事項を含む）</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p>4 運営委員会は、委員長、廃止措置主任者、第5条(14)から(16)、(18)から(23)、(25)から(28)及び(30)から(32)に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p> <p><b>(廃止措置主任者の選任)</b></p> <p>第8条 所長は、廃止措置主任者を、保安活動を監督するに当たり必要な知識を有する者であって、次の各号の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 原子炉施設の工事又は保守管理に関する業務</li> <li>(2) 原子炉の運転に関する業務</li> <li>(3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務</li> <li>(4) 原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務</li> <li>(5) 原子炉施設の放射性廃棄物管理に関する業務</li> </ol> <p>2 廃止措置主任者又は1号炉及び2号炉で兼任することができる。</p> <p>3 廃止措置主任者の職位は、課長以上とする。</p> <p>4 廃止措置主任者には代行者を置くことができる。なお、廃止措置主任者の代行者を置く場合は、第1項から第3項に基づき選任する。</p> <p>5 廃止措置主任者が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項及び第3項に基づき、あらかじめ廃止措置主任者を選任する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更</li> <li>・ 玄海原子力発電所1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>・ 運用の明確化に伴う変更</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(<b>廃止措置主任者の職務等</b>)</p> <p>第9条 廃止措置主任者は、原子炉施設の廃止措置に関し保安の監督を誠実かつ、最優先に行うことを任務とし、次の各号に定める職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合は、所長へ意見具申する。</p> <p>(2) 原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合は、廃止措置に従事する者へ指導・助言を行う。</p> <p>(3) 第66条第1項の報告について、精査し、必要な指導・助言を行う。</p> <p>(4) 表9-1に定める事項について、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>(5) 表9-2に定める事項について、各課長からの報告内容等を確認する。</p> <p>(6) 表9-3に示す記録の内容を確認する。</p> <p>(7) その他原子炉施設の廃止措置に関し保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(<b>廃止措置主任者の職務等</b>)</p> <p>第9条 廃止措置主任者は、原子炉施設の廃止措置に関し保安の監督を誠実かつ、最優先に行うことを任務とし、次の各号に定める職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合は、所長へ意見具申する。</p> <p>(2) 原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合は、廃止措置に従事する者へ指導・助言を行う。</p> <p>(3) 第66条第1項の報告について、精査し、必要な指導・助言を行う。</p> <p>(4) 表9-1に定める事項について、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>(5) 表9-2に定める事項について、各<b>廃止措置課長</b>からの報告内容等を確認する。</p> <p>(6) 表9-3に示す記録の内容を確認する。</p> <p>(7) その他原子炉施設の廃止措置に関し保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 玄海原子力発電所1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>・ 記載の適正化に伴う変更</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考														
<p style="text-align: center;">第9条 (廃止措置主任者の職務等) 続き</p> <p style="text-align: center;">表9-3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">記 録 項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 燃料に係る記録 (1) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 (2) 使用済燃料の私出し時における放射能の量</td> </tr> <tr> <td>2. 放射線管理に係る記録 (1) 使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量当量率 (2) 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (3) 放射性物質による汚染の広がり及び除去を行った場合には、その状況</td> </tr> <tr> <td>3. 放射性廃棄物管理に係る記録 (1) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度 (2) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の場所及び方法 (3) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法 (4) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の経路</td> </tr> <tr> <td>4. 原子炉施設の巡視の結果</td> </tr> <tr> <td>5. 保安教育の実施報告書</td> </tr> <tr> <td>6. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる発電用原子炉施設の設備の名称</td> </tr> </tbody> </table>	記 録 項 目	1. 燃料に係る記録 (1) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 (2) 使用済燃料の私出し時における放射能の量	2. 放射線管理に係る記録 (1) 使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量当量率 (2) 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (3) 放射性物質による汚染の広がり及び除去を行った場合には、その状況	3. 放射性廃棄物管理に係る記録 (1) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度 (2) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の場所及び方法 (3) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法 (4) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の経路	4. 原子炉施設の巡視の結果	5. 保安教育の実施報告書	6. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる発電用原子炉施設の設備の名称	<p style="text-align: center;">第9条 (廃止措置主任者の職務等) 続き</p> <p style="text-align: center;">表9-3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">記 録 項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 燃料に係る記録 (1) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 (2) 使用済燃料の私出し時における放射能の量</td> </tr> <tr> <td>2. 放射線管理に係る記録 (1) 使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量当量率 (2) 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (3) 放射性物質による汚染の広がり及び除去を行った場合には、その状況</td> </tr> <tr> <td>3. 放射性廃棄物管理に係る記録 (1) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度 (2) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の場所及び方法 (3) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法 (4) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の経路</td> </tr> <tr> <td>4. 原子炉施設の巡視の結果</td> </tr> <tr> <td>5. 保安教育の実施報告書</td> </tr> <tr> <td>6. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる発電用原子炉施設の設備の名称</td> </tr> </tbody> </table>	記 録 項 目	1. 燃料に係る記録 (1) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 (2) 使用済燃料の私出し時における放射能の量	2. 放射線管理に係る記録 (1) 使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量当量率 (2) 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (3) 放射性物質による汚染の広がり及び除去を行った場合には、その状況	3. 放射性廃棄物管理に係る記録 (1) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度 (2) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の場所及び方法 (3) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法 (4) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の経路	4. 原子炉施設の巡視の結果	5. 保安教育の実施報告書	6. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる発電用原子炉施設の設備の名称	<p>・記載の適正化に伴う変更</p>
記 録 項 目																
1. 燃料に係る記録 (1) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 (2) 使用済燃料の私出し時における放射能の量																
2. 放射線管理に係る記録 (1) 使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量当量率 (2) 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (3) 放射性物質による汚染の広がり及び除去を行った場合には、その状況																
3. 放射性廃棄物管理に係る記録 (1) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度 (2) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の場所及び方法 (3) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法 (4) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の経路																
4. 原子炉施設の巡視の結果																
5. 保安教育の実施報告書																
6. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる発電用原子炉施設の設備の名称																
記 録 項 目																
1. 燃料に係る記録 (1) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 (2) 使用済燃料の私出し時における放射能の量																
2. 放射線管理に係る記録 (1) 使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量当量率 (2) 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (3) 放射性物質による汚染の広がり及び除去を行った場合には、その状況																
3. 放射性廃棄物管理に係る記録 (1) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度 (2) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の場所及び方法 (3) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法 (4) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の経路																
4. 原子炉施設の巡視の結果																
5. 保安教育の実施報告書																
6. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる発電用原子炉施設の設備の名称																

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(構成及び定義) 第10条 本章第3節(第22条から第24条を除く。)における条文の基本的な構成は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1項：施設運用上の基準 (2) 第2項：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合*1)に要求される事項 (3) 第3項：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合*1)に要求される措置</p> <p>2 本章において、主要な用語の定義は、各条文中に定めがない場合、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第3節において「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記の主旨を踏まえたと上で、組織的に実施する準備*2)が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか1つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。</p> <p>※1：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、次のいずれかをいう。</p> <p>ア 第2項の確認を行ったところ、施設運用上の基準を満足していないと当直課長が判断した場合 イ 第2項の確認を行うことができなかった場合 ウ 第2項にかかわらず施設運用上の基準を満足していないと当直課長が判断した場合</p> <p>※2：関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。</p>	<p>(構成及び定義) 第10条 本章第3節(第22条から第24条を除く。)における条文の基本的な構成は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1項：施設運用上の基準 (2) 第2項：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合*1)に要求される事項 (3) 第3項：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合*1)に要求される措置</p> <p>2 本章において、主要な用語の定義は、各条文中に定めがない場合、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第3節において「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記の主旨を踏まえたと上で、組織的に実施する準備*2)が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか1つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。</p> <p>※1：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、次のいずれかをいう。</p> <p>ア 第2項の確認を行ったところ、施設運用上の基準を満足していないとプラント管理課当直課長が判断した場合 イ 第2項の確認を行うことができなかった場合 ウ 第2項にかかわらず施設運用上の基準を満足していないとプラント管理課当直課長が判断した場合</p> <p>※2：関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>・記載の適正化に伴う変更</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>(運転員の確保)</b></p> <p>第11条 発電課長は、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2 発電課長は、原子炉施設の運転に当たって第1項で定める者の中から、1直当たり2名以上(当直課長を含む。)をそろえ、5直以上を編成した上で3交替勤務を行わせる。特別な事情がある場合を除き、連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。</p> <p>3 当直課長は、照射済燃料移動中において第2項で定める者のうち、1名以上を常時中央制御室に確保する。</p> <p>※1：当直課長は、1号炉及び2号炉で兼任させることができる。(以下、本条において同じ。)</p> <p><b>(巡 視)</b></p> <p>第12条 当直課長は、毎日1回以上、原子炉施設(アニュラス内及び第37条第1項で定める区域を除く。)を「運転基準」に基づき巡視する。</p> <p>2 当直課長は、「運転基準」に基づきアニュラス内及び第37条第1項で定める区域を、関連するパラメータ等による間接的な監視を行う。なお、第37条第1項で定める区域(特に立入り区域を除く。)は一定期間毎に巡視する。</p>	<p><b>(運転員の確保)</b></p> <p>第11条 プラント管理課長は、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2 プラント管理課長は、原子炉施設の運転に当たって第1項で定める者の中から、1直当たり3名以上をそろえ、5直以上を編成した上で3交替勤務を行わせる。特別な事情がある場合を除き、連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。また、3名以上のうち、1名は当直課長とする。</p> <p>3 プラント管理課長は、照射済燃料移動中において第2項で定める者のうち、1名以上を常時中央制御室に確保する。</p> <p><b>(巡 視)</b></p> <p>第12条 プラント管理課長当直課長は、毎日1回以上、原子炉施設(アニュラス内及び第37条第1項で定める区域を除く。)を「運転基準」に基づき巡視する。</p> <p>2 プラント管理課長当直課長は、「運転基準」に基づきアニュラス内及び第37条第1項で定める区域を、関連するパラメータ等による間接的な監視を行う。なお、第37条第1項で定める区域(特に立入り区域を除く。)は一定期間毎に巡視する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更</li> <li>・記載の適正化に伴う変更</li> </ul>
<p><b>(廃止措置管理に関する社内基準の作成)</b></p> <p>第13条 発電課長は、次の各号に掲げる原子炉施設の廃止措置管理に関する社内基準を作成し、制定及び改正に当たっては、第7条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <p>(1) 巡視に関する事項</p> <p>(2) 警報発生時の措置に関する事項</p> <p>(3) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</p> <p>(4) 定期的実施する試験に関する事項</p>	<p><b>(廃止措置管理に関する社内基準の作成)</b></p> <p>第13条 廃止措置運営課長、廃止措置安全課長、プラント管理課長、設備管理課長及び土木建築課長は、次の各号に掲げる原子炉施設の廃止措置管理に関する社内基準を作成し、制定及び改正に当たっては、第7条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <p>(1) 巡視に関する事項</p> <p>(2) 警報発生時の措置に関する事項</p> <p>(3) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</p> <p>(4) 定期的実施する試験に関する事項</p> <p>(5) 安全貯蔵の措置に関する事項</p> <p>(6) 廃止措置の工事計画に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>・記載の適正化に伴う変更</li> <li>・運用の明確化に伴う変更</li> </ul>
<p><b>(引 継)</b></p> <p>第14条 当直課長は、その業務を次直の当直課長に引き継ぐ際には、当直課長引継簿とともに、施設運用状況を申し送る。</p>	<p><b>(引 継)</b></p> <p>第14条 プラント管理課長当直課長は、その業務を次直の当直課長に引き継ぐ際には、当直課長引継簿を引き渡すとともに、施設運用状況を申し送る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>・記載の適正化に伴う変更</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考												
<p>(原子炉の運転停止に関する恒久的な措置) 第15条 各課長は、次の各号を遵守する。 (1) 原子炉内に燃料を装荷しないこと (2) 燃料移送管隔離弁を閉止・施錠し、管理すること (3) 燃料を表15-1に定める譲渡し先に搬出すること 2 各課長は、原子炉格納容器内から燃料移送管を経由して燃料以外を移送する場合、直ちに閉止でき、直ちに閉止できないことを条件に、前項(2)を解除することができる。なお、解除する場合は、所長の承認を得て実施する。</p> <p style="text-align: center;">表15-1</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">種 別</td> <td style="text-align: center;">譲渡し先</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">使用済燃料</td> <td style="text-align: center;">再処理事業者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新燃料</td> <td style="text-align: center;">加工事業者</td> </tr> </table>	種 別	譲渡し先	使用済燃料	再処理事業者	新燃料	加工事業者	<p>(原子炉の運転停止に関する恒久的な措置) 第15条 廃止措置運営課長及び技術第二課長は、次の各号を遵守する。 (1) 廃止措置運営課長は、原子炉内に燃料を装荷しないこと。 (2) 廃止措置運営課長は、燃料移送管隔離弁を閉止・施錠し、管理すること。 (3) 廃止措置運営課長及び技術第二課長は、燃料を表15-1に定める譲渡し先に搬出すること。 2 各廃止措置課長は、原子炉格納容器内から燃料移送管を経由して燃料以外を移送する場合、直ちに閉止でき、直ちに閉止できないことを条件に、前項(2)を解除することができる。なお、解除する場合は、所長の承認を得て実施する。</p> <p style="text-align: center;">表15-1</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">種 別</td> <td style="text-align: center;">譲渡し先</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">使用済燃料</td> <td style="text-align: center;">再処理事業者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新燃料</td> <td style="text-align: center;">加工事業者</td> </tr> </table>	種 別	譲渡し先	使用済燃料	再処理事業者	新燃料	加工事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>・記載の適正化に伴う変更</li> </ul>
種 別	譲渡し先													
使用済燃料	再処理事業者													
新燃料	加工事業者													
種 別	譲渡し先													
使用済燃料	再処理事業者													
新燃料	加工事業者													

## 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(地震・火災等発生時の措置)</p> <p>第 16 条 各課長は、地震・火災が発生した場合に次の措置を講じるとともに、その結果を所長及び廃止措置主任者に報告する。</p> <p>(1) 最寄りの気象庁震度観測点において震度 5 弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、維持すべき原子炉施設<sup>※1</sup>の損傷の有無を確認する。</p> <p>(2) 原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後、維持すべき原子炉施設の損傷の有無を確認する。</p> <p>2 各課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、以下の各号に掲げる事項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 防災課長は、発電所から消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する<sup>※2</sup>。</p> <p>(2) 防災課長は、初期消火活動を行う要員として、発電所において 10 名以上を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。</p> <p>(3) 防災課長は、初期消火活動を行うため、表 16-1 に示す化学消防自動車及び泡消火薬剤を配備する。また、初期消火活動に必要なその他資機材を定め、配備する。</p> <p>(4) 防災課長は、原子炉施設における持込物（可燃物）の管理方法を定める。</p> <p>(5) 当直課長は、第 12 条に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。</p> <p>(6) 各課長は、最寄りの気象庁震度観測点において震度 5 弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、維持すべき原子炉施設の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長及び廃止措置主任者に報告する。</p> <p>(7) 防災課長は、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な発電所としての訓練及び初期消火活動の結果を 1 年に 1 回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</p> <p>3 各課長は、山火事、台風、津波等の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、所長、廃止措置主任者及び関係課長に連絡するとともに、必要な措置について協議する。</p> <p style="text-align: right;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(地震・火災等発生時の措置)</p> <p>第 16 条 各廃止措置課長は、地震・火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに、その結果を所長及び廃止措置主任者に報告する。</p> <p>(1) 最寄りの気象庁震度観測点において震度 5 弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、維持すべき原子炉施設<sup>※1</sup>の損傷の有無を確認する。</p> <p>(2) 原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後、維持すべき原子炉施設の損傷の有無を確認する。</p> <p>2 各廃止措置課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、以下の各号に掲げる事項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 防災課長は、発電所から消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する<sup>※2</sup>。</p> <p>(2) 防災課長は、初期消火活動を行う要員として、発電所において 10 名以上を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。</p> <p>(3) 防災課長は、初期消火活動を行うため、表 16-1 に示す化学消防自動車及び泡消火薬剤を配備する。また、初期消火活動に必要なその他資機材を定め、配備する。</p> <p>(4) 防災課長は、原子炉施設における持込物（可燃物）の管理方法を定める。</p> <p>(5) プラント管理課当直課長は、第 12 条に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。</p> <p>(6) 各廃止措置課長は、最寄りの気象庁震度観測点において震度 5 弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、維持すべき原子炉施設の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長及び廃止措置主任者に報告する。</p> <p>(7) 防災課長は、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な発電所としての訓練及び初期消火活動の結果を 1 年に 1 回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</p> <p>3 各廃止措置課長は、山火事、台風、津波等の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、所長、廃止措置主任者及び関係課長に連絡するとともに、必要な措置について協議する。</p> <p style="text-align: right;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>・玄海原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</p> <p>・記載の適正化に伴う変更</p>



## 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(電源機能喪失時等の体制の整備)</p> <p>第17条 各課長は、交流電源を供給する全ての設備の機能が喪失した場合、原子炉施設内で溢水が発生した場合、火山現象による影響が発生するおそれがある場合又は発生した場合、重大事故等に至るおそれがある事故若しくは重大事故が発生した場合又は大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合で、使用済燃料ピットを冷却する全ての設備の機能が喪失した場合（以下「電源機能喪失時等」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、以下の各号に掲げる事項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する毎年度1回以上の教育訓練</p> <p>(3) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2 各課長は、前項の計画に基づき電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として必要な手順を定める。</p> <p>3 各課長は、第1項の計画に基づき、電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4 防災課長は、第3項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、所長に報告する。</p> <p>※1：重大事故とは、実用炉規則第4条に掲げる「核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷」をいう（以下、本条において同じ）。</p>	<p>(電源機能喪失時等の体制の整備)</p> <p>第17条 防災課長は、交流電源を供給する全ての設備の機能が喪失した場合、原子炉施設内で溢水が発生した場合、火山現象による影響が発生するおそれがある場合又は発生した場合、重大事故等に至るおそれがある事故若しくは重大事故が発生した場合又は大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合で、使用済燃料ピットを冷却する全ての設備の機能が喪失した場合（以下「電源機能喪失時等」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、以下の各号に掲げる事項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する毎年度1回以上の教育訓練</p> <p>(3) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2 プラント管理課長及び設備管理課長は、前項の計画に基づき電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として必要な手順を定める。</p> <p>3 プラント管理課長及び設備管理課長は、第1項の計画に基づき、電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4 防災課長は、第3項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、所長に報告する。</p> <p>※1：重大事故とは、実用炉規則第4条に掲げる「核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷」をいう（以下、本条において同じ）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>・記載の適正化に伴う変更</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>(安全貯蔵措置)</b> 第 18 条 各課長は、廃止措置計画に基づく安全貯蔵<sup>※1</sup>の対象範囲について、安全貯蔵期間中に講じる措置を定める。</p> <p>※1：安全貯蔵とは、放射能レベルが比較的高い原子炉領域の解体撤去工事を実施する前に、放射線業務従事者の被ばく量を合理的に達成可能な限り低減するため、残存放射能の時間的減衰を図ることをいう（以下、本条において同じ）。</p> <p><b>(工事の計画及び実施)</b> 第 19 条 各課長は、廃止措置計画に基づく工事<sup>※1</sup>を行う場合、以下の必要なプロセスを実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事計画</li> <li>(2) 設計管理</li> <li>(3) 調達管理</li> <li>(4) 工事管理</li> </ol> <p>2 各課長は、工事計画を策定するに当たり、工事の内容が、<u>2号炉、3号炉及び4号炉の原子炉施設</u>に影響を与えないことを確認する。</p> <p>3 各課長は、廃止措置計画に基づく工事を実施するに当たり、廃止措置計画を踏まえた、次の各号に掲げる必要な安全確保対策を講じる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 放射性物質の漏えい及び拡散防止対策</li> <li>(2) 被ばく低減対策</li> <li>(3) 事故防止対策</li> </ol> <p>4 各課長は、工事の結果について記録する。</p> <p>※1：廃止措置計画に基づく工事とは、核燃料物質による汚染の除去工事、汚染状況の調査及びその他第 50 条で定める保安対象範囲以外の設備の解体撤去工事をいう（以下、本条において同じ）。</p> <p><b>(工事完了の報告)</b> 第 20 条 各課長は、第 19 条で定めた工事が完了した場合には、工事の結果を、所長及び廃止措置主任者に報告するとともに、関係する各課長に通知する。</p>	<p><b>(安全貯蔵措置)</b> 第 18 条 廃止措置安全課長は、廃止措置計画に基づく安全貯蔵<sup>※1</sup>の対象範囲について、安全貯蔵期間中に講じる措置を定める。</p> <p>※1：安全貯蔵とは、放射能レベルが比較的高い原子炉本体等の解体撤去工事を実施する前に、放射線業務従事者の被ばく量を合理的に達成可能な限り低減するため、残存放射能の時間的減衰を図ることをいう（以下、本条において同じ）。</p> <p><b>(工事の計画及び実施)</b> 第 19 条 廃止措置運営課長、廃止措置安全課長、設備管理課長及び土木建築課長は、廃止措置計画に基づく工事<sup>※1</sup>を行う場合、以下の必要なプロセスを実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事計画</li> <li>(2) 設計管理</li> <li>(3) 調達管理</li> <li>(4) 工事管理</li> </ol> <p>2 廃止措置運営課長、廃止措置安全課長、設備管理課長及び土木建築課長は、工事計画を策定するに当たり、工事の内容が、<u>3号炉及び4号炉の原子炉施設</u>に影響を与えないことを確認する。</p> <p>3 廃止措置運営課長、廃止措置安全課長、設備管理課長及び土木建築課長は、<u>1号炉の工事計画</u>を策定するに当たり、<u>工事の内容が、2号炉の廃止措置に必要な機能に影響を与えないことを確認する。</u> また、<u>2号炉の工事計画を策定するに当たり、工事の内容が、1号炉の廃止措置に必要な機能に影響を与えないことを確認する。</u></p> <p>4 廃止措置運営課長、廃止措置安全課長、設備管理課長及び土木建築課長は、廃止措置計画に基づく工事を実施するに当たり、廃止措置計画を踏まえた、次の各号に掲げる必要な安全確保対策を講じる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 放射性物質の漏えい及び拡散防止対策</li> <li>(2) 被ばく低減対策</li> <li>(3) 事故防止対策</li> </ol> <p>5 廃止措置運営課長、廃止措置安全課長、設備管理課長及び土木建築課長は、工事の結果について記録する。</p> <p>※1：廃止措置計画に基づく工事とは、核燃料物質による汚染の除去工事、汚染状況の調査及びその他第 50 条で定める保安対象範囲以外の設備の解体撤去工事をいう（以下、本条において同じ）。</p> <p><b>(工事完了の報告)</b> 第 20 条 廃止措置運営課長、廃止措置安全課長、設備管理課長及び土木建築課長は、第 19 条で定めた工事が完了した場合には、工事の結果を、所長及び廃止措置主任者に報告するとともに、関係する各課長に通知する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海原子力発電所 1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>・記載の適正化に伴う変更</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海原子力発電所 1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>・記載の適正化に伴う変更</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海原子力発電所 1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>・記載の適正化に伴う変更</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																						
<p>(使用済燃料ピットの水位及び水温)</p> <p>第21条 使用済燃料ピットに使用済燃料が貯蔵されている期間において、使用済燃料ピットは、表21-1で定める事項を施設運用上の基準とする。</p> <p>2 使用済燃料ピットが前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、1週間に1回、使用済燃料ピットの水位及び水温を確認する。</p> <p>3 当直課長は、使用済燃料ピットが第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、表21-3の措置を講じるとともに、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、保修課長に通知する。通知を受けた保修課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>表21-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 70%;">施設運用上の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料ピット</td> <td>水位※1及び水温が表21-2で定める基準値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：照射済燃料の移動を行っていない場合は、施設運用上の基準を適用しない。</p> <p>表21-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 70%;">基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水位</td> <td>EL.+10.90m以上</td> </tr> <tr> <td>水温</td> <td>65℃以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表21-3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">条 件</th> <th style="width: 40%;">要求される措置</th> <th style="width: 30%;">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 使用済燃料ピットの水位が基準値を満足していない場合 及び A.2 保修課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する※2。</td> <td>当直課長は、使用済燃料ピットの水位を基準値内に回復させるための措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B.1 当直課長は、使用済燃料ピットの水温を基準値内に回復させるための措置を開始する。</td> <td>保修課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する※2。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	項 目	施設運用上の基準	使用済燃料ピット	水位※1及び水温が表21-2で定める基準値内にあること	項 目	基 準 値	水位	EL.+10.90m以上	水温	65℃以下	条 件	要求される措置	完了時間	A. 使用済燃料ピットの水位が基準値を満足していない場合 及び A.2 保修課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する※2。	当直課長は、使用済燃料ピットの水位を基準値内に回復させるための措置を開始する。	速やかに	B.1 当直課長は、使用済燃料ピットの水温を基準値内に回復させるための措置を開始する。	保修課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する※2。	速やかに	<p>(使用済燃料ピットの水位及び水温)</p> <p>第21条 使用済燃料ピットに使用済燃料が貯蔵されている期間において、使用済燃料ピットは、表21-1で定める事項を施設運用上の基準とする。</p> <p>2 使用済燃料ピットが前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) プラント管理課当直課長は、1週間に1回、使用済燃料ピットの水位及び水温を確認する。</p> <p>3 プラント管理課当直課長は、使用済燃料ピットが第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、表21-3の措置を講じるとともに、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、設備管理課長に通知する。通知を受けた設備管理課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>表21-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 70%;">施設運用上の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料ピット</td> <td>水位※1及び水温が表21-2で定める基準値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：照射済燃料の移動を行っていない場合は、施設運用上の基準を適用しない。</p> <p>表21-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 70%;">基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水位</td> <td>EL.+10.90m以上</td> </tr> <tr> <td>水温</td> <td>65℃以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表21-3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">条 件</th> <th style="width: 40%;">要求される措置</th> <th style="width: 30%;">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 使用済燃料ピットの水位が基準値を満足していない場合 及び A.2 設備管理課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する※2。</td> <td>プラント管理課当直課長は、使用済燃料ピットの水位を基準値内に回復させるための措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B.1 使用済燃料ピットの水温が基準値を満足していない場合</td> <td>プラント管理課当直課長は、使用済燃料ピットの水温を基準値内に回復させるための措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	項 目	施設運用上の基準	使用済燃料ピット	水位※1及び水温が表21-2で定める基準値内にあること	項 目	基 準 値	水位	EL.+10.90m以上	水温	65℃以下	条 件	要求される措置	完了時間	A. 使用済燃料ピットの水位が基準値を満足していない場合 及び A.2 設備管理課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する※2。	プラント管理課当直課長は、使用済燃料ピットの水位を基準値内に回復させるための措置を開始する。	速やかに	B.1 使用済燃料ピットの水温が基準値を満足していない場合	プラント管理課当直課長は、使用済燃料ピットの水温を基準値内に回復させるための措置を開始する。	速やかに	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>・記載の適正化に伴う変更</li> </ul>
項 目	施設運用上の基準																																							
使用済燃料ピット	水位※1及び水温が表21-2で定める基準値内にあること																																							
項 目	基 準 値																																							
水位	EL.+10.90m以上																																							
水温	65℃以下																																							
条 件	要求される措置	完了時間																																						
A. 使用済燃料ピットの水位が基準値を満足していない場合 及び A.2 保修課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する※2。	当直課長は、使用済燃料ピットの水位を基準値内に回復させるための措置を開始する。	速やかに																																						
B.1 当直課長は、使用済燃料ピットの水温を基準値内に回復させるための措置を開始する。	保修課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する※2。	速やかに																																						
項 目	施設運用上の基準																																							
使用済燃料ピット	水位※1及び水温が表21-2で定める基準値内にあること																																							
項 目	基 準 値																																							
水位	EL.+10.90m以上																																							
水温	65℃以下																																							
条 件	要求される措置	完了時間																																						
A. 使用済燃料ピットの水位が基準値を満足していない場合 及び A.2 設備管理課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する※2。	プラント管理課当直課長は、使用済燃料ピットの水位を基準値内に回復させるための措置を開始する。	速やかに																																						
B.1 使用済燃料ピットの水温が基準値を満足していない場合	プラント管理課当直課長は、使用済燃料ピットの水温を基準値内に回復させるための措置を開始する。	速やかに																																						

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考												
<p>(施設運用上の基準の確認)</p> <p>第22条 当直課長は、施設運用上の基準を満足していることを第3節第21条の第2項（以下、各条において「本章第2項」という。）で定める事項により確認する。</p> <p>2 本章第2項で定める頻度に関して、その確認の間隔は、表22-1に定める範囲内で延長することができる。ただし、確認回数<sub>0</sub>の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p> <p>3 当直課長は、本章第2項で定める頻度による確認が実施できなかつた場合は、施設運用上の基準を満足しない<sup>1</sup>と判断する。ただし、その発見時点から、速やかに当該事項の確認を実施し、施設運用上の基準を満足していることを確認することができれば、第3節第21条の第3項で定める要求される措置を開始する必要はない。</p> <p>4 当直課長は、本章第2項で定める事項が施設運用上の基準を満足していない期間、施設運用上の基準が満足してはみなさない。ただし、第23条で施設運用上の基準を満足してはならないと判断した場合を除く。</p>	<p>(施設運用上の基準の確認)</p> <p>第22条 プラント管理課当直課長は、施設運用上の基準を満足していることを第3節第21条の第2項（以下、各条において「本章第2項」という。）で定める事項により確認する。</p> <p>2 本章第2項で定める頻度に関して、その確認の間隔は、表22-1に定める範囲内で延長することができる。ただし、確認回数<sub>0</sub>の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p> <p>3 プラント管理課当直課長は、本章第2項で定める頻度による確認が実施できなかつた場合は、施設運用上の基準を満足しない<sup>1</sup>と判断する。ただし、その発見時点から、速やかに当該事項の確認を実施し、施設運用上の基準を満足していることを確認することができれば、第3節第21条の第3項で定める要求される措置を開始する必要はない。</p> <p>4 プラント管理課当直課長は、本章第2項で定める事項が施設運用上の基準を満足していない期間、施設運用上の基準が満足してはみなさない。ただし、第23条で施設運用上の基準を満足してはならないと判断した場合を除く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>・記載の適正化に伴う変更</li> </ul>												
表22-1														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">頻 度</th> <th style="width: 33%;">延 長 可 能 な 時 間</th> <th style="width: 33%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本章第2項で定める頻度 1週間に1回</td> <td>2日</td> <td>1週間＝7日 日単位の間隔で確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	頻 度	延 長 可 能 な 時 間	備 考	本章第2項で定める頻度 1週間に1回	2日	1週間＝7日 日単位の間隔で確認する。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">頻 度</th> <th style="width: 33%;">延 長 可 能 な 時 間</th> <th style="width: 33%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本章第2項で定める頻度 1週間に1回</td> <td>2日</td> <td>1週間＝7日 日単位の間隔で確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	頻 度	延 長 可 能 な 時 間	備 考	本章第2項で定める頻度 1週間に1回	2日	1週間＝7日 日単位の間隔で確認する。	
頻 度	延 長 可 能 な 時 間	備 考												
本章第2項で定める頻度 1週間に1回	2日	1週間＝7日 日単位の間隔で確認する。												
頻 度	延 長 可 能 な 時 間	備 考												
本章第2項で定める頻度 1週間に1回	2日	1週間＝7日 日単位の間隔で確認する。												

## 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(施設運用上の基準を満足しない場合)</p> <p>第 23 条 施設運用上の基準を満足しない場合は、当直課長が第 3 節第 21 条の第 1 項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合をいう。なお、当直課長は、この判断を速やかに行う。</p> <p>2 当直課長は、本章第 2 項で定める事項が実施されていない期間においても、施設運用上の基準に係る事象が発見された場合は、施設運用上の基準を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。</p> <p>3 当直課長は、施設運用上の基準を満足していないと判断した時点から、要求される措置を開始する。</p> <p>4 当直課長は、施設運用上の基準を満足していない期間中は、本章第 2 項で定める事項を実施する必要はない。ただし、本章第 2 項で定める頻度で実施しなかった事項については、施設運用上の基準を満足していると判断した後、速やかに実施するものとする。</p> <p>5 施設運用上の基準を満足しているのと判断するに当たり、本章第 2 項で定める事項の一部又は全部を実施した場合は、これを本章第 2 項で定める事項の一部又は全部に代えることができる。</p> <p>6 当直課長は施設運用上の基準を満足しない場合となつた後において、当該施設運用上していると判断した場合は、廃止措置主任者に報告する。</p> <p>7 要求される措置を実施するに当たり、緊急を要する場合、当直課長は、保修課長の所管事項であっても、この要求される措置を実施することができる。なお、この場合、その結果を設備管理課長に連絡する。</p>	<p>(施設運用上の基準を満足しない場合)</p> <p>第 23 条 施設運用上の基準を満足しない場合は、プラント管理課当直課長が第 3 節第 21 条の第 1 項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合をいう。なお、プラント管理課当直課長は、この判断を速やかに行う。</p> <p>2 プラント管理課当直課長は、本章第 2 項で定める事項が実施されていない期間においても、施設運用上の基準に係る事象が発見された場合は、施設運用上の基準を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。</p> <p>3 プラント管理課当直課長は、施設運用上の基準を満足していないと判断した時点から、要求される措置を開始する。</p> <p>4 プラント管理課当直課長は、施設運用上の基準を満足していない期間中は、本章第 2 項で定める事項を実施する必要はない。ただし、本章第 2 項で定める頻度で実施しなかった事項については、施設運用上の基準を満足しているのと判断した後、速やかに実施するものとする。</p> <p>5 施設運用上の基準を満足しているのと判断するに当たり、本章第 2 項で定める事項の一部又は全部を実施した場合は、これを本章第 2 項で定める事項の一部又は全部に代えることができる。</p> <p>6 プラント管理課当直課長は施設運用上の基準を満足しない場合となつた後において、当該施設運用上の上の基準を満足していると判断した場合は、廃止措置主任者に報告する。</p> <p>7 要求される措置を実施するに当たり、緊急を要する場合、プラント管理課当直課長は、設備管理課長の所管事項であっても、この要求される措置を実施することができる。なお、この場合、その結果を設備管理課長に連絡する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>・記載の適正化に伴う変更</li> </ul>
<p>(施設運用上の基準に関する記録)</p> <p>第 24 条 当直課長は、施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、次の各号を当直課長引継簿等に記録する。</p> <p>(1) 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、当該施設運用上の基準及び満足していないと判断した時刻</p> <p>(2) 要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果 (保修作業を含む。)</p> <p>(3) 施設運用上の基準を満足していると判断した場合は、満足しているのと判断した時刻</p>	<p>(施設運用上の基準に関する記録)</p> <p>第 24 条 プラント管理課当直課長は、施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、次の各号を当直課長引継簿等に記録する。</p> <p>(1) 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、当該施設運用上の基準及び満足していないと判断した時刻</p> <p>(2) 要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果 (保修作業を含む。)</p> <p>(3) 施設運用上の基準を満足していると判断した場合は、満足しているのと判断した時刻</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>・記載の適正化に伴う変更</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>(新燃料の運搬)</b></p> <p>第 25 条 係修課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。</p> <p>2 係課長は、発電所内において、新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、新燃料輸送容器に収納する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 係修課長は、法令に適合する容器を使用すること。</li> <li>(2) 係修課長は、補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。</li> <li>(3) 技術課長は、新燃料が臨界に達しない措置を講じること。</li> </ol> <p>3 各課長は、発電所内において、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 技術課長は、容器の車両への積付けに際し、運転中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</li> <li>(2) 係修課長は、法令に定める危険物と混載しないこと。</li> <li>(3) 技術課長は、容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</li> </ol> <p>4 技術課長は、第 3 項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面の放射性物質の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。ただし、第 36 条第 1 項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5 技術課長は、管理区域内で第 36 条第 1 項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。</p> <p>6 技術課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p><b>(新燃料の運搬)</b></p> <p>第 25 条 設備管理課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。</p> <p>2 廃止措置運営課長及び設備管理課長は、発電所内において、新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、新燃料輸送容器に収納する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 設備管理課長は、法令に適合する容器を使用すること。</li> <li>(2) 設備管理課長は、補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。</li> <li>(3) 廃止措置運営課長は、新燃料が臨界に達しない措置を講じること。燃料棒を引抜き、燃料棒表面を除染し、燃料集合体形状への再組立てを行う場合は、次の事項を遵守する。</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 取り扱う数量を燃料集合体 1 体ごとかつその 1 体分の燃料棒に制限すること。</li> <li>(2) 燃料集合体形状への再組立てを行った新燃料は、新燃料輸送容器に収納すること。</li> </ol> <p>4 廃止措置運営課長及び設備管理課長は、発電所内において、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 設備管理課長は、容器の車両への積付けに際し、運転中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</li> <li>(2) 設備管理課長は、法令に定める危険物と混載しないこと。</li> <li>(3) 廃止措置運営課長は、容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</li> </ol> <p>5 廃止措置運営課長は、第 4 項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面の放射性物質の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。ただし、第 36 条第 1 項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>6 廃止措置運営課長は、管理区域内で第 36 条第 1 項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。</p> <p>7 廃止措置運営課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉廃止措置に伴う変更</li> <li>・記載の適正化に伴う変更</li> <li>・玄海原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉の廃止措置を実施するための変更</li> <li>・玄海原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉廃止措置に伴う変更</li> <li>・記載の適正化に伴う変更</li> </ul>
<p><b>(新燃料の貯蔵)</b></p> <p>第 26 条 各課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 技術課長は、新燃料貯蔵庫又は使用済燃料ピット（以下「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること。</li> <li>(2) 技術課長は、貯蔵施設の目につきやむを得ない箇所に燃料貯蔵施設である旨及び貯蔵上の注意事項を掲示すること。</li> <li>(3) 係修課長は、補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。</li> <li>(4) 技術課長は、貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置を講じていることを確認すること。</li> <li>(5) 技術課長は、1 号炉の使用済燃料ピット内で燃料の配置変更を行う場合は、燃料が臨界に達しないことがあらかじめ評価されていることを確認すること。</li> </ol>	<p><b>(新燃料の貯蔵)</b></p> <p>第 26 条 廃止措置運営課長及び設備管理課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 廃止措置運営課長は、新燃料貯蔵庫又は使用済燃料ピット（以下「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること。</li> <li>(2) 廃止措置運営課長は、貯蔵施設の目につきやむを得ない箇所に燃料貯蔵施設である旨及び貯蔵上の注意事項を掲示すること。また、施設等により取扱者以外の方がみだりに立ち入りできない措置を講じること。</li> <li>(3) 設備管理課長は、補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。</li> <li>(4) 廃止措置運営課長は、貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置を講じていることを確認すること。</li> <li>(5) 廃止措置運営課長は、使用済燃料ピット内で燃料の配置変更を行う場合は、燃料が臨界に達しないことがあらかじめ評価されていることを確認すること。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉廃止措置に伴う変更</li> <li>・記載の適正化に伴う変更</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考						
<p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第27条 各課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 技術課長は、使用済燃料を1号炉又は4号炉の使用済燃料ピットに貯蔵すること。</p> <p>(2) 技術課長は、使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨及び貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>(3) 保修課長は、使用済燃料ピットクレーンを使用すること。</p> <p>(4) 技術課長は、使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>(5) 技術課長は、1号炉の使用済燃料ピット内で燃料の配置変更を行う場合は、燃料が臨界に達しないことがあらかじめ評価されていることを確認すること。</p>	<p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第27条 廃止措置運営課長及び設備管理課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 廃止措置運営課長は、使用済燃料を表27-1に定める使用済燃料ピットに貯蔵すること。</p> <p>(2) 廃止措置運営課長は、使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨及び貯蔵上の注意事項を掲示すること。また、施設等により取扱者以外の者がみだりに立ち入りできない措置を講じること。</p> <p>(3) 設備管理課長は、使用済燃料ピットクレーンを使用すること。</p> <p>(4) 廃止措置運営課長は、使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>(5) 廃止措置運営課長は、使用済燃料ピット内で燃料の配置変更を行う場合は、燃料が臨界に達しないことがあらかじめ評価されていることを確認すること。</p> <p>表27-1</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>各号炉の使用済燃料</th> <th>貯蔵可能な使用済燃料ピット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉</td> <td>1号炉、4号炉※1</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>2号炉、4号炉※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：4号炉使用済燃料ピットへの貯蔵については、第1編第96条にて実施</p>	各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット	1号炉	1号炉、4号炉※1	2号炉	2号炉、4号炉※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>・記載の適正化に伴う変更</li> <li>・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更</li> </ul>
各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット							
1号炉	1号炉、4号炉※1							
2号炉	2号炉、4号炉※1							

## 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(使用済燃料の運搬)</p> <p>第 28 条 保修課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにおいて、使用済燃料ピットクレーンを使用する。</p> <p>2 各課長は、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、キャスクピットにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1) 保修課長は、法令に適合する容器を使用すること。</p> <p>(2) 保修課長は、使用済燃料ピットクレーンを使用すること。</p> <p>(3) 技術課長は、使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>(4) 技術課長は、収納する使用済燃料のタイプ及び冷却期間が、容器の収納条件に適合していることを確認すること。</p> <p>3 各課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 保修課長は、容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 保修課長は、法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 保修課長は、運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立ち入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(4) 保修課長は、車両を徐行させること。</p> <p>(5) 保修課長は、核燃料物質の取扱いに關し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(6) 技術課長は、容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>4 技術課長は、第 3 項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。ただし、第 36 条第 1 項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5 技術課長は、管理区域内で第 36 条第 1 項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。</p> <p>6 技術課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>(使用済燃料の運搬)</p> <p>第 28 条 設備管理課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにおいて、使用済燃料ピットクレーン、補助建屋クレーンを使用する。</p> <p>2 廃止措置運営課長及び設備管理課長は、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、キャスクピットにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1) 設備管理課長は、法令に適合する容器を使用すること。</p> <p>(2) 設備管理課長は、使用済燃料ピットクレーン、補助建屋クレーンを使用すること。</p> <p>(3) 廃止措置運営課長は、使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>(4) 廃止措置運営課長は、収納する使用済燃料のタイプ及び冷却期間が、容器の収納条件に適合していることを確認すること。</p> <p>3 廃止措置運営課長及び設備管理課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 設備管理課長は、容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 設備管理課長は、法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 設備管理課長は、運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立ち入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(4) 設備管理課長は、車両を徐行させること。</p> <p>(5) 設備管理課長は、核燃料物質の取扱いに關し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(6) 廃止措置運営課長は、容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>4 廃止措置運営課長は、第 3 項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。ただし、第 36 条第 1 項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5 廃止措置運営課長は、管理区域内で第 36 条第 1 項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。</p> <p>6 廃止措置運営課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>・記載の適正化に伴う変更</li> </ul>



# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>(放射性固体廃棄物の管理)</b> 第 29 条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵<sup>※1</sup>又は保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液（洗浄排水処理装置から発生した濃縮廃液は除く。）及び薬品ドレンは、発電課長が固化装置でドラム缶に固型化し、安全管理課長が固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）に保管する。</p> <p>(2) 洗浄排水処理装置から発生した濃縮廃液は、発電課長が雑固体焼却設備で焼却処理し、安全管理課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>(3) 脱塩塔使用済樹脂は、安全管理課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>(4) 脱塩塔使用済樹脂は、安全管理課長が貯蔵庫に保管する。ドラム缶に固型化された脱塩塔使用済樹脂は、安全管理課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>(5) 脱塩塔使用済樹脂は、安全管理課長が貯蔵庫に保管する。ドラム缶に固型化された脱塩塔使用済樹脂は、安全管理課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>(6) イに基づき処理した後、安全管理課長が貯蔵庫に保管する。使用済樹脂処理装置での処理に伴い発生した廃液は発電課長が液体廃棄物処理設備で処理、又は固化装置でドラム缶に固型化し、安全管理課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>(7) 蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器等及び原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、保安課長が汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、安全管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。</p> <p>また、炉内構造物取替えに伴い取り外した炉内構造物等は、保安課長が遮へい機能を有する鋼製の保管容器に収納した上で、安全管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。</p> <p>(8) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、技術課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。</p> <p>(9) その他の雑固体廃棄物は、各課長がドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、安全管理課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>なお、ドラム缶等の容器に封入するに当たっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>ア 焼却処理する場合は、発電課長が雑固体焼却設備で焼却処理する。</p> <p>イ 燃焼処理する場合は、発電課長が燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備で燃焼処理する。</p> <p>ウ 圧縮減容する場合は安全管理課長がペイラで圧縮減容する。</p> <p>エ 溶融処理する場合は、発電課長が雑固体溶融処理設備で溶融処理する。</p> <p>(10) 汚染の除去に伴い発生する使用済樹脂は、保安課長が使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵又はドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、安全管理課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>2 安全管理課長は、第 1 項において封入又は固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表 65-1 の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号を付ける。</p> <p>3 各課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 安全管理課長は、貯蔵庫における放射性固体廃棄物並びに蒸気発生器保管庫における蒸気発生器等、原子炉容器上部ふた及び炉内構造物等の保管状況を確認するために、1 週間に 1 回、保管量を確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済樹脂の貯蔵状況を確認するために、1 日に 1 回、使用済樹脂貯蔵タンクの水位を確認する。</p> <p>また、安全管理課長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済樹脂の貯蔵量を 3 か月に 1 回、確認する。</p> <p>(3) 技術課長は、使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を 3 か月に 1 回、確認する。</p>	<p><b>(放射性固体廃棄物の管理)</b> 第 29 条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵<sup>※1</sup>又は保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液（洗浄排水処理装置から発生した濃縮廃液は除く。）及び薬品ドレンは、プラント管理課長が固化装置でドラム缶に固型化し、安全管理第二課長が固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）に保管する。</p> <p>(2) 洗浄排水処理装置から発生した濃縮廃液は、発電第二課長が雑固体焼却設備で焼却処理し、安全管理第二課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>(3) 脱塩塔使用済樹脂は、プラント管理課長が貯蔵庫に保管する。ドラム缶に固型化された脱塩塔使用済樹脂は、安全管理第二課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>(4) 脱塩塔使用済樹脂は、安全管理第二課長が貯蔵庫に保管する。ドラム缶に固型化された脱塩塔使用済樹脂は、安全管理第二課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>(5) 脱塩塔使用済樹脂は、安全管理第二課長が貯蔵庫に保管する。ドラム缶に固型化された脱塩塔使用済樹脂は、安全管理第二課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>(6) イに基づき処理した後、安全管理第二課長が貯蔵庫に保管する。使用済樹脂処理装置での処理に伴い発生した廃液は発電課長が液体廃棄物処理設備で処理、又は固化装置でドラム缶に固型化し、安全管理第二課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>(7) 蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器等及び原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、設備管理課長が汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、安全管理第二課長が蒸気発生器保管庫に保管する。</p> <p>また、炉内構造物取替えに伴い取り外した炉内構造物等は、設備管理課長が遮へい機能を有する鋼製の保管容器に収納した上で、廃止措置安全課長が蒸気発生器保管庫に保管する。</p> <p>(8) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、廃止措置安全課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。</p> <p>(9) その他の雑固体廃棄物は、各課長がドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、安全管理第二課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>なお、ドラム缶等の容器に封入するに当たっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>ア 焼却処理する場合は、発電第二課長が雑固体焼却設備で焼却処理する。</p> <p>イ 燃焼処理する場合は、発電第二課長が燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備で燃焼処理する。</p> <p>ウ 圧縮減容する場合は、発電第二課長が固化装置で固型化する。</p> <p>エ 溶融処理する場合は、発電第二課長が雑固体溶融処理設備で溶融処理する。</p> <p>(10) 汚染の除去に伴い発生する使用済樹脂は、設備管理課長が使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵又はドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、安全管理第二課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>2 廃止措置安全課長及び安全管理第二課長は、第 1 項において封入又は固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表 65-1 の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号を付ける。</p> <p>3 廃止措置運営課長、廃止措置安全課長及びプラント管理課長直課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 廃止措置安全課長は、蒸気発生器保管庫における蒸気発生器等、原子炉容器上部ふた及び炉内構造物等の保管状況を確認するために、1 週間に 1 回、蒸気発生器保管庫を確認するとともに、3 か月に 1 回、保管量を確認する。</p> <p>(2) プラント管理課長直課長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済樹脂の貯蔵状況を確認するために、1 日に 1 回、使用済樹脂貯蔵タンクの水位を確認する。</p> <p>また、廃止措置安全課長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済樹脂の貯蔵量を 3 か月に 1 回、確認する。</p> <p>(3) 廃止措置運営課長は、使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を 3 か月に 1 回、確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 玄海原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>・ 玄海原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉の廃止措置を実施するための変更</li> <li>・ 記載の適正化に伴う変更</li> <li>・ 玄海原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉の廃止措置を実施するための変更</li> <li>・ 玄海原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>・ 記載の適正化に伴う変更</li> </ul>

## 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>第29条（放射性固体廃棄物の管理）続き</b></p> <p>4 安全管理課長は、貯蔵庫及び蒸気発生器保管庫の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>5 保修課長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>6 安全管理課長は、第5項の運搬において、容器等の総重量当量率が法令に定める値を超えていないこと、及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第36条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7 安全管理課長は、各課長が管理区域内で第36条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8 安全管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう（以下、本条において同じ）。</p>	<p><b>第29条（放射性固体廃棄物の管理）続き</b></p> <p>4 廃止措置安全課長は、蒸気発生器保管庫の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>5 設備管理課長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>6 廃止措置安全課長は、第5項の運搬において、容器等の総重量当量率が法令に定める値を超えていないこと、及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第36条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7 廃止措置安全課長は、廃止措置運営課長、設備管理課長及びプラント管理課長が管理区域内で第36条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8 廃止措置安全課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう（以下、本条において同じ）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>・記載の適正化に伴う変更</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(事故由来放射性物質の降下物の影響確認)</p> <p>第 30 条 安全管理課長は、原子炉等規制法及び電気事業法に基づく工事計画（変更）認可申請書に記載されている設備・機器等（以下「設備・機器等」という。）について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物（以下「降下物」という。）の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。</p> <p>2 査課長は、第 1 項の確認の結果、理論検出限界曲線の検出限界値未満でなかった場合、設備・機器等を廃棄又は資源として有効利用しようとする際には、降下物により汚染されたものとして発電所内で適切に管理する。</p>	<p>(事故由来放射性物質の降下物の影響確認)</p> <p>第 30 条 廃止措置安全課長は、原子炉等規制法及び電気事業法に基づく工事計画（変更）認可申請書に記載されている設備・機器等（以下「設備・機器等」という。）について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物（以下「降下物」という。）の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。</p> <p>2 左廃止措置課長は、第 1 項の確認の結果、理論検出限界曲線の検出限界値未満でなかった場合、設備・機器等を廃棄又は資源として有効利用しようとする際には、降下物により汚染されたものとして発電所内で適切に管理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 玄海原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>・ 記載の適正化に伴う変更</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																																				
<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第 31 条 発電課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、安全管理課長の管理の下、復水器冷却水放水路より放出する。</p> <p>2 安全管理課長は、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水路排水中の放射性物質濃度の3か月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 復水器冷却水放水路排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が表 31-1 に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3 安全管理課長は、復水器冷却水放水路排水中のトリチウムの放出量が表 31-2 に定める放出管理の基準値を超えないように努める。</p> <p>4 安全管理課長は、表 31-3 に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。</p>	<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第 31 条 プラント管理課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、廃止措置安全課長の管理の下、復水器冷却水放水路より放出する。</p> <p>2 廃止措置安全課長は、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水路排水中の放射性物質濃度の3か月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 復水器冷却水放水路排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が表 31-1 に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3 廃止措置安全課長は、復水器冷却水放水路排水中のトリチウムの放出量が表 31-2 に定める放出管理の基準値を超えないように努める。</p> <p>4 廃止措置安全課長は、表 31-3 に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>・記載の適正化に伴う変更</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉の廃止措置を実施するための変更</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化に伴う変更</li> </ul>																																																				
<p>表 31-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項 目</th> <th style="width: 50%;">放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td> <td style="text-align: center;"><math>7.5 \times 10^{10}</math> Bq/年<sup>※1</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>表 31-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項 目</th> <th style="width: 50%;">放出管理の基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td style="text-align: center;"><math>1.4 \times 10^{14}</math> Bq/年<sup>※1</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の合計</p>	項 目	放出管理目標値	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	$7.5 \times 10^{10}$ Bq/年 <sup>※1</sup>	項 目	放出管理の基準値	トリチウム	$1.4 \times 10^{14}$ Bq/年 <sup>※1</sup>	<p>表 31-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項 目</th> <th style="width: 50%;">放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td> <td style="text-align: center;"><math>7.5 \times 10^{10}</math> Bq/年<sup>※1</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>表 31-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項 目</th> <th style="width: 50%;">放出管理の基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td style="text-align: center;"><math>1.4 \times 10^{14}</math> Bq/年<sup>※1</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の合計</p>	項 目	放出管理目標値	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	$7.5 \times 10^{10}$ Bq/年 <sup>※1</sup>	項 目	放出管理の基準値	トリチウム	$1.4 \times 10^{14}$ Bq/年 <sup>※1</sup>																																					
項 目	放出管理目標値																																																					
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	$7.5 \times 10^{10}$ Bq/年 <sup>※1</sup>																																																					
項 目	放出管理の基準値																																																					
トリチウム	$1.4 \times 10^{14}$ Bq/年 <sup>※1</sup>																																																					
項 目	放出管理目標値																																																					
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	$7.5 \times 10^{10}$ Bq/年 <sup>※1</sup>																																																					
項 目	放出管理の基準値																																																					
トリチウム	$1.4 \times 10^{14}$ Bq/年 <sup>※1</sup>																																																					
<p>表 31-3</p> <p>1. 1号炉及び2号炉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">分 類</th> <th style="width: 20%;">測定項目</th> <th style="width: 15%;">計測器種類</th> <th style="width: 15%;">測定頻度</th> <th style="width: 40%;">試料採取箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性液体 廃棄物</td> <td>放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測 定装置</td> <td>放出の都度</td> <td rowspan="2">・廃液蒸留水タンク</td> </tr> <tr> <td>トリチウム濃度</td> <td>試料放射能測 定装置</td> <td>1か月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉及び4号炉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">分 類</th> <th style="width: 20%;">測定項目</th> <th style="width: 15%;">計測器種類</th> <th style="width: 15%;">測定頻度</th> <th style="width: 40%;">試料採取箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性液体 廃棄物</td> <td>放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測 定装置</td> <td>放出の都度</td> <td rowspan="2">・洗排排水モニタ ンク</td> </tr> <tr> <td>トリチウム濃度</td> <td>試料放射能測 定装置</td> <td>1か月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	分 類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所	放射性液体 廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測 定装置	放出の都度	・廃液蒸留水タンク	トリチウム濃度	試料放射能測 定装置	1か月に1回	分 類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所	放射性液体 廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測 定装置	放出の都度	・洗排排水モニタ ンク	トリチウム濃度	試料放射能測 定装置	1か月に1回	<p>表 31-3</p> <p>1. 1号炉及び2号炉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">分 類</th> <th style="width: 20%;">測定項目</th> <th style="width: 15%;">計測器種類</th> <th style="width: 15%;">測定頻度</th> <th style="width: 40%;">試料採取箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性液体 廃棄物</td> <td>放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測 定装置</td> <td>放出の都度</td> <td rowspan="2">・廃液蒸留水タンク</td> </tr> <tr> <td>トリチウム濃度</td> <td>試料放射能測 定装置</td> <td>1か月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉及び4号炉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">分 類</th> <th style="width: 20%;">測定項目</th> <th style="width: 15%;">計測器種類</th> <th style="width: 15%;">測定頻度</th> <th style="width: 40%;">試料採取箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性液体 廃棄物</td> <td>放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測 定装置</td> <td>放出の都度</td> <td rowspan="2">・洗排排水モニタ ンク</td> </tr> <tr> <td>トリチウム濃度</td> <td>試料放射能測 定装置</td> <td>1か月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	分 類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所	放射性液体 廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測 定装置	放出の都度	・廃液蒸留水タンク	トリチウム濃度	試料放射能測 定装置	1か月に1回	分 類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所	放射性液体 廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測 定装置	放出の都度	・洗排排水モニタ ンク	トリチウム濃度	試料放射能測 定装置	1か月に1回	
分 類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所																																																		
放射性液体 廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測 定装置	放出の都度	・廃液蒸留水タンク																																																		
	トリチウム濃度	試料放射能測 定装置	1か月に1回																																																			
分 類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所																																																		
放射性液体 廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測 定装置	放出の都度	・洗排排水モニタ ンク																																																		
	トリチウム濃度	試料放射能測 定装置	1か月に1回																																																			
分 類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所																																																		
放射性液体 廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測 定装置	放出の都度	・廃液蒸留水タンク																																																		
	トリチウム濃度	試料放射能測 定装置	1か月に1回																																																			
分 類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所																																																		
放射性液体 廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測 定装置	放出の都度	・洗排排水モニタ ンク																																																		
	トリチウム濃度	試料放射能測 定装置	1か月に1回																																																			

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考								
<p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第 32 条 発電課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、安全管理課長の管理の下、表 32-2 に示す排気筒より放出する。</p> <p>2 安全管理課長は、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の 3 か月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 排気筒からの放射性物質の放出量が表 32-1 に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3 安全管理課長は、表 32-2 に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>4 表 32-2 に示す排気筒以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。但し、第 36 条第 1 項(1)に定める区域における換気は、この限りでない。</p> <p>(1) 作業の所管課長は、フィルタ付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。</p> <p>(2) 安全管理課長は、表 32-3 に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。ただし、換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。</p>	<p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第 32 条 プラント管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、廃止措置安全管理課長の管理の下、表 32-2 に示す排気筒より放出する。</p> <p>2 廃止措置安全管理課長は、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の 3 か月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 排気筒からの放射性物質の放出量が表 32-1 に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3 廃止措置安全管理課長は、表 32-2 に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>4 表 32-2 に示す排気筒以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第 36 条第 1 項(1)に定める区域における換気は、この限りでない。</p> <p>(1) 作業の所管課長は、フィルタ付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。</p> <p>(2) 廃止措置安全管理課長は、表 32-3 に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。ただし、換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>・記載の適正化に伴う変更</li> </ul>								
<p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第 32 条 発電課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、安全管理課長の管理の下、表 32-2 に示す排気筒より放出する。</p> <p>2 安全管理課長は、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の 3 か月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 排気筒からの放射性物質の放出量が表 32-1 に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3 安全管理課長は、表 32-2 に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>4 表 32-2 に示す排気筒以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。但し、第 36 条第 1 項(1)に定める区域における換気は、この限りでない。</p> <p>(1) 作業の所管課長は、フィルタ付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。</p> <p>(2) 安全管理課長は、表 32-3 に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。ただし、換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。</p>	<p>表 32-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項 目</th> <th style="width: 50%;">放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性気体廃棄物</td> <td></td> </tr> <tr> <td>希ガス</td> <td><math>1.0 \times 10^{15}</math> Bq/年※1</td> </tr> <tr> <td>よう素 131</td> <td><math>3.0 \times 10^{10}</math> Bq/年※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の合計</p>	項 目	放出管理目標値	放射性気体廃棄物		希ガス	$1.0 \times 10^{15}$ Bq/年※1	よう素 131	$3.0 \times 10^{10}$ Bq/年※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉の廃止措置を実施するための変更</li> </ul>
項 目	放出管理目標値									
放射性気体廃棄物										
希ガス	$1.0 \times 10^{15}$ Bq/年※1									
よう素 131	$3.0 \times 10^{10}$ Bq/年※1									

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																																						
<p>第 32 条 (放射性気体廃棄物の管理) 続き</p> <p>表 32-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>排気筒等</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>放出操作 担当課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性気 体廃棄物</td> <td rowspan="2">排気筒</td> <td>希ガス濃度</td> <td>排気筒モニ タ</td> <td>常時</td> <td rowspan="2">発電課長</td> </tr> <tr> <td>よう素 131 濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1 週間に 1 回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>雑固体焼却炉建屋 排気筒(雑固体焼 却炉排気筒を含 む。)</td> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1 週間に 1 回※2</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>廃棄物処理建屋排 気口(燃焼式雑固 体廃棄物減容処理 設備排気口を含 む。)</td> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1 週間に 1 回※2</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>雑固体溶融処理建 屋排気口</td> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1 週間に 1 回</td> <td>発電課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：雑固体焼却炉排気筒及び燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備排気口は設備稼働中のみ</p>	分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作 担当課長	放射性気 体廃棄物	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニ タ	常時	発電課長	よう素 131 濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)	試料放射能 測定装置	1 週間に 1 回		雑固体焼却炉建屋 排気筒(雑固体焼 却炉排気筒を含 む。)	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)	試料放射能 測定装置	1 週間に 1 回※2	発電課長		廃棄物処理建屋排 気口(燃焼式雑固 体廃棄物減容処理 設備排気口を含 む。)	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)	試料放射能 測定装置	1 週間に 1 回※2	発電課長		雑固体溶融処理建 屋排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)	試料放射能 測定装置	1 週間に 1 回	発電課長	<p>第 32 条 (放射性気体廃棄物の管理) 続き</p> <p>表 32-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>排気筒</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>放出操作 担当課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性気 体廃棄物</td> <td rowspan="2">排気筒</td> <td>希ガス濃度</td> <td>排気筒モニ タ</td> <td>常時</td> <td rowspan="2">プラント管 理課長</td> </tr> <tr> <td>よう素 131 濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1 週間に 1 回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>雑固体焼却炉建屋 排気筒</td> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1 週間に 1 回</td> <td>プラント管 理課長</td> </tr> </tbody> </table>	分類	排気筒	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作 担当課長	放射性気 体廃棄物	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニ タ	常時	プラント管 理課長	よう素 131 濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)	試料放射能 測定装置	1 週間に 1 回		雑固体焼却炉建屋 排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)	試料放射能 測定装置	1 週間に 1 回	プラント管 理課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海原子力発電所 1 号炉 及び 2 号炉廃止措置に係 る組織体制の見直しに伴 う変更</li> <li>・記載の適正化に伴う変更</li> </ul>
分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作 担当課長																																																			
放射性気 体廃棄物	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニ タ	常時	発電課長																																																			
		よう素 131 濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)	試料放射能 測定装置	1 週間に 1 回																																																				
	雑固体焼却炉建屋 排気筒(雑固体焼 却炉排気筒を含 む。)	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)	試料放射能 測定装置	1 週間に 1 回※2	発電課長																																																			
	廃棄物処理建屋排 気口(燃焼式雑固 体廃棄物減容処理 設備排気口を含 む。)	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)	試料放射能 測定装置	1 週間に 1 回※2	発電課長																																																			
	雑固体溶融処理建 屋排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)	試料放射能 測定装置	1 週間に 1 回	発電課長																																																			
分類	排気筒	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作 担当課長																																																			
放射性気 体廃棄物	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニ タ	常時	プラント管 理課長																																																			
		よう素 131 濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)	試料放射能 測定装置	1 週間に 1 回																																																				
	雑固体焼却炉建屋 排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)	試料放射能 測定装置	1 週間に 1 回	プラント管 理課長																																																			
<p>第 32 条 (放射性気体廃棄物の管理) 続き</p> <p>表 32-3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>排気筒</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>放出操作 担当課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性気 体廃棄物</td> <td rowspan="2">排気筒</td> <td>希ガス濃度</td> <td>排気筒モニ タ</td> <td>常時</td> <td rowspan="2">作業の所管課 長</td> </tr> <tr> <td>よう素 131 濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1 週間に 1 回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>雑固体焼却炉建屋 排気筒</td> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1 週間に 1 回</td> <td>作業の所管課 長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：作業が 1 週間を超える場合は 1 週間に 1 回測定する。</p>	分類	排気筒	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作 担当課長	放射性気 体廃棄物	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニ タ	常時	作業の所管課 長	よう素 131 濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)	試料放射能 測定装置	1 週間に 1 回		雑固体焼却炉建屋 排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)	試料放射能 測定装置	1 週間に 1 回	作業の所管課 長	<p>第 32 条 (放射性気体廃棄物の管理) 続き</p> <p>表 32-3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>排気筒</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>放出操作 担当課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性気 体廃棄物</td> <td rowspan="2">排気筒</td> <td>希ガス濃度</td> <td>排気筒モニ タ</td> <td>常時</td> <td rowspan="2">作業の所管課 長</td> </tr> <tr> <td>よう素 131 濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1 週間に 1 回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>雑固体焼却炉建屋 排気筒</td> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1 週間に 1 回</td> <td>作業の所管課 長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：作業が 1 週間を超える場合は 1 週間に 1 回測定する。</p>	分類	排気筒	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作 担当課長	放射性気 体廃棄物	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニ タ	常時	作業の所管課 長	よう素 131 濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)	試料放射能 測定装置	1 週間に 1 回		雑固体焼却炉建屋 排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)	試料放射能 測定装置	1 週間に 1 回	作業の所管課 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化に伴う変更</li> </ul>												
分類	排気筒	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作 担当課長																																																			
放射性気 体廃棄物	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニ タ	常時	作業の所管課 長																																																			
		よう素 131 濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)	試料放射能 測定装置	1 週間に 1 回																																																				
	雑固体焼却炉建屋 排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)	試料放射能 測定装置	1 週間に 1 回	作業の所管課 長																																																			
分類	排気筒	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作 担当課長																																																			
放射性気 体廃棄物	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニ タ	常時	作業の所管課 長																																																			
		よう素 131 濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)	試料放射能 測定装置	1 週間に 1 回																																																				
	雑固体焼却炉建屋 排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放 出核種)	試料放射能 測定装置	1 週間に 1 回	作業の所管課 長																																																			

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																								
<p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第33条 安全管理課長及び保修課長は、表33-1に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>表33-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">分 類</th> <th style="width: 35%;">計測器種類</th> <th style="width: 20%;">担当課長</th> <th style="width: 30%;">数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物</td> <td>廃棄物処理設備排水モニタ</td> <td>保修課長</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>放出管理用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>安全管理課長</td> <td>2台<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>放射性気体廃棄物</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>保修課長</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>放出管理用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>安全管理課長</td> <td>1台<sup>※1,※2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉及び2号炉共用                  ※2：放射性液体廃棄物放出管理用計測器及び表45-1の試料放射能測定装置と共用</p>	分 類	計測器種類	担当課長	数 量	放射性液体廃棄物	廃棄物処理設備排水モニタ	保修課長	1台	放出管理用計測器	試料放射能測定装置	安全管理課長	2台 <sup>※1</sup>	放射性気体廃棄物	排気筒モニタ	保修課長	2台	放出管理用計測器	試料放射能測定装置	安全管理課長	1台 <sup>※1,※2</sup>	<p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第33条 廃止措置安全課長及び設備管理課長は、表33-1に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>表33-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">分 類</th> <th style="width: 35%;">計測器種類</th> <th style="width: 20%;">担当課長</th> <th style="width: 30%;">数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物</td> <td>廃棄物処理設備排水モニタ</td> <td>設備管理課長</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>放出管理用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>廃止措置安全課長</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>放射性気体廃棄物</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>設備管理課長</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>放出管理用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>廃止措置安全課長</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：放射性液体廃棄物放出管理用計測器及び表45-1の試料放射能測定装置と共用</p>	分 類	計測器種類	担当課長	数 量	放射性液体廃棄物	廃棄物処理設備排水モニタ	設備管理課長	2台	放出管理用計測器	試料放射能測定装置	廃止措置安全課長	2台	放射性気体廃棄物	排気筒モニタ	設備管理課長	4台	放出管理用計測器	試料放射能測定装置	廃止措置安全課長	1台 <sup>※1</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>・記載の適正化に伴う変更</li> <li>・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更</li> </ul>
分 類	計測器種類	担当課長	数 量																																							
放射性液体廃棄物	廃棄物処理設備排水モニタ	保修課長	1台																																							
放出管理用計測器	試料放射能測定装置	安全管理課長	2台 <sup>※1</sup>																																							
放射性気体廃棄物	排気筒モニタ	保修課長	2台																																							
放出管理用計測器	試料放射能測定装置	安全管理課長	1台 <sup>※1,※2</sup>																																							
分 類	計測器種類	担当課長	数 量																																							
放射性液体廃棄物	廃棄物処理設備排水モニタ	設備管理課長	2台																																							
放出管理用計測器	試料放射能測定装置	廃止措置安全課長	2台																																							
放射性気体廃棄物	排気筒モニタ	設備管理課長	4台																																							
放出管理用計測器	試料放射能測定装置	廃止措置安全課長	1台 <sup>※1</sup>																																							

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																										
<p>(管理区域の設定・解除)</p> <p>第 35 条 管理区域は、添付 1 に示す区域とする。</p> <p>2 安全管理課長は、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画する他、標識を設けることにより明らかにかに他の場所と区別する。</p> <p>3 安全管理課長は、管理区域を解除する場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p> <p>4 安全管理課長は、添付 1 における管理区域境界付近又は管理区域設定・解除予定エリアにおいて、表 35-1 に示す作業を行う場合は、3ヶ月以内に限り管理区域を設定又は解除することができる。設定又は解除に当たっては、安全管理課長は、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、安全管理課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>5 安全管理課長は、第 4 項以外で、一時的に管理区域を設定又は解除する場合は、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得て行うことができる。設定又は解除に当たって、安全管理課長は、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、安全管理課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、廃止措置主任者の確認を得る。</p> <p>6 安全管理課長は、第 5 項にかかわらず、緊急を要する場合は、管理区域を設定することができる。設定に当たって、安全管理課長は、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>7 安全管理課長は、第 6 項における管理区域を設定した場合は、設定後において、目的、期間及び場所を明らかにし、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、安全管理課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。</p>	<p>(管理区域の設定・解除)</p> <p>第 35 条 管理区域は、添付 1 に示す区域とする。</p> <p>2 廃止措置安全課長は、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画する他、標識を設けることにより明らかにかに他の場所と区別する。</p> <p>3 廃止措置安全課長は、管理区域を解除する場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p> <p>4 廃止措置安全課長は、添付 1 における管理区域境界付近又は管理区域設定・解除予定エリアにおいて、表 35-1 に示す作業を行う場合は、3ヶ月以内に限り管理区域を設定又は解除することができる。設定又は解除に当たっては、廃止措置安全課長は、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、廃止措置安全課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>5 廃止措置安全課長は、第 4 項以外で、一時的に管理区域を設定又は解除する場合は、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得て行うことができる。設定又は解除に当たって、廃止措置安全課長は、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、廃止措置安全課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>6 廃止措置安全課長は、第 5 項にかかわらず、緊急を要する場合は、管理区域を設定することができる。設定に当たって、廃止措置安全課長は、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>7 廃止措置安全課長は、第 6 項における管理区域を設定した場合は、設定後において、目的、期間及び場所を明らかにし、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、廃止措置安全課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>・記載の適正化に伴う変更</li> </ul>																																										
表 35-1	表 35-1																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 33%;">タンク点検等</td><td style="width: 33%;">監視カメラ点検等</td><td style="width: 33%;">監視カメラ点検等</td></tr> <tr><td>ポンプ点検等</td><td>扉・シヤッター修理他作業</td><td>扉・シヤッター修理他作業</td></tr> <tr><td>バルブ点検等</td><td>清掃作業</td><td>清掃作業</td></tr> <tr><td>配管点検等</td><td>建物補修</td><td>建物補修</td></tr> <tr><td>ケーブル点検等</td><td>搬出入作業</td><td>搬出入作業</td></tr> <tr><td>空調点検等</td><td>物品の仮置</td><td>物品の仮置</td></tr> <tr><td>計測器類点検等</td><td>燃料取替用水タンク水の回収作業</td><td>燃料取替用水タンク水の回収作業</td></tr> </table>	タンク点検等	監視カメラ点検等	監視カメラ点検等	ポンプ点検等	扉・シヤッター修理他作業	扉・シヤッター修理他作業	バルブ点検等	清掃作業	清掃作業	配管点検等	建物補修	建物補修	ケーブル点検等	搬出入作業	搬出入作業	空調点検等	物品の仮置	物品の仮置	計測器類点検等	燃料取替用水タンク水の回収作業	燃料取替用水タンク水の回収作業	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 33%;">タンク点検等</td><td style="width: 33%;">監視カメラ点検等</td><td style="width: 33%;">監視カメラ点検等</td></tr> <tr><td>ポンプ点検等</td><td>扉・シヤッター修理他作業</td><td>扉・シヤッター修理他作業</td></tr> <tr><td>バルブ点検等</td><td>清掃作業</td><td>清掃作業</td></tr> <tr><td>配管点検等</td><td>建物補修</td><td>建物補修</td></tr> <tr><td>ケーブル点検等</td><td>搬出入作業</td><td>搬出入作業</td></tr> <tr><td>空調点検等</td><td>物品の仮置</td><td>物品の仮置</td></tr> <tr><td>計測器類点検等</td><td>燃料取替用水タンク水の回収作業</td><td>燃料取替用水タンク水の回収作業</td></tr> </table>	タンク点検等	監視カメラ点検等	監視カメラ点検等	ポンプ点検等	扉・シヤッター修理他作業	扉・シヤッター修理他作業	バルブ点検等	清掃作業	清掃作業	配管点検等	建物補修	建物補修	ケーブル点検等	搬出入作業	搬出入作業	空調点検等	物品の仮置	物品の仮置	計測器類点検等	燃料取替用水タンク水の回収作業	燃料取替用水タンク水の回収作業	
タンク点検等	監視カメラ点検等	監視カメラ点検等																																										
ポンプ点検等	扉・シヤッター修理他作業	扉・シヤッター修理他作業																																										
バルブ点検等	清掃作業	清掃作業																																										
配管点検等	建物補修	建物補修																																										
ケーブル点検等	搬出入作業	搬出入作業																																										
空調点検等	物品の仮置	物品の仮置																																										
計測器類点検等	燃料取替用水タンク水の回収作業	燃料取替用水タンク水の回収作業																																										
タンク点検等	監視カメラ点検等	監視カメラ点検等																																										
ポンプ点検等	扉・シヤッター修理他作業	扉・シヤッター修理他作業																																										
バルブ点検等	清掃作業	清掃作業																																										
配管点検等	建物補修	建物補修																																										
ケーブル点検等	搬出入作業	搬出入作業																																										
空調点検等	物品の仮置	物品の仮置																																										
計測器類点検等	燃料取替用水タンク水の回収作業	燃料取替用水タンク水の回収作業																																										



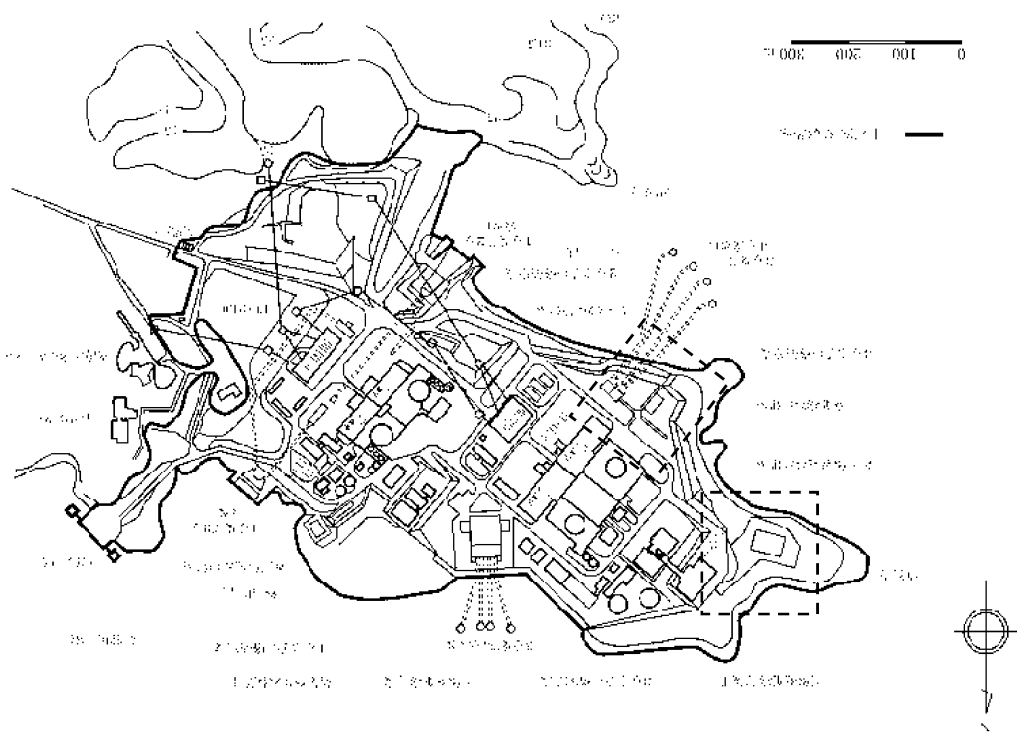
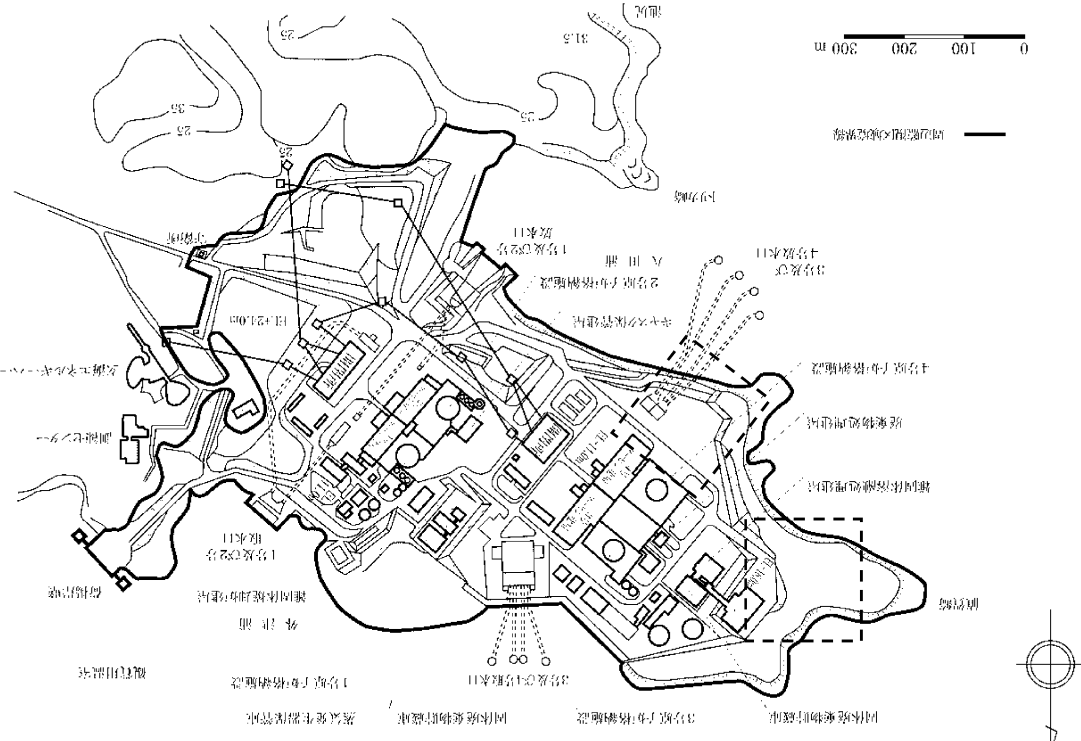
# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(管理区域内における区域区分)</p> <p>第 36 条 安全管理課長は、管理区域を次のとおり区分することができる。</p> <p>(1) 表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域 (以下「汚染のおそれのない管理区域」という。)</p> <p>(2) 表面汚染密度又は空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域又は超えるおそれのある区域</p> <p>2 汚染のおそれのない管理区域は、添付 1 に示す区域とする。</p> <p>3 安全管理課長は、一時的に第 1 項に係る区域区分を変更する場合は、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元の区域区分に戻す場合についても、安全管理課長は、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>4 安全管理課長は、汚染のおそれのない管理区域と第 1 項(2)に定める区域が隣接する場合は、第 1 項(2)に定める区域への人口付近に標識を設ける。</p>	<p>(管理区域内における区域区分)</p> <p>第 36 条 廃止措置安全課長は、管理区域を次のとおり区分することができる。</p> <p>(1) 表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域 (以下「汚染のおそれのない管理区域」という。)</p> <p>(2) 表面汚染密度又は空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域又は超えるおそれのある区域</p> <p>2 汚染のおそれのない管理区域は、添付 1 に示す区域とする。</p> <p>3 廃止措置安全課長は、一時的に第 1 項に係る区域区分を変更する場合は、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元の区域区分に戻す場合についても、廃止措置安全課長は、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>4 廃止措置安全課長は、汚染のおそれのない管理区域と第 1 項(2)に定める区域が隣接する場合は、第 1 項(2)に定める区域への人口付近に標識を設ける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>・記載の適正化に伴う変更</li> </ul>
<p>(管理区域内における特別措置)</p> <p>第 37 条 安全管理課長は、管理区域のうち次の基準を超えることを確認した場合又は超えるおそれがある場合は、標識を設けて他の場所と区別する他、区画、施錠等の措置を講じる。なお、作業による場合は所管課長に指示する。ただし、放射線等の危険性が低い場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 外部放射線に係る線量当量率が 1 時間につき 1 ミリシーベルト</p> <p>(2) 空気中の放射性物質濃度又は床、壁、その他の他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度が法令に定める管理区域に係る値の 10 倍</p> <p>2 各課長は、第 1 項の区域内で作業を行う場合は、作業による線量及び作業環境に応じた放射線防護上の措置を立案し、安全管理課長の承認を得る。</p> <p>3 各課長は、汚染の広がりを防止するため、第 1 項(2)の区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣や持ち出す物の養生等の措置を講じる。</p>	<p>(管理区域内における特別措置)</p> <p>第 37 条 廃止措置安全課長は、管理区域のうち次の基準を超えることを確認した場合又は超えるおそれがある場合は、標識を設けて他の場所と区別する他、区画、施錠等の措置を講じる。なお、作業による場合は所管課長に指示する。ただし、放射線等の危険性が低い場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 外部放射線に係る線量当量率が 1 時間につき 1 ミリシーベルト</p> <p>(2) 空気中の放射性物質濃度又は床、壁、その他の他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度が法令に定める管理区域に係る値の 10 倍</p> <p>2 各課 (室、センター) 長は、第 1 項の区域内で作業を行う場合は、作業による線量及び作業環境に応じた放射線防護上の措置を立案し、廃止措置安全課長の承認を得る。</p> <p>3 各課 (室、センター) 長は、汚染の広がりを防止するため、第 1 項(2)の区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣や持ち出す物の養生等の措置を講じる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>・記載の適正化に伴う変更</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(管理区域への出入管理)</p> <p>第 38 条 安全管理課長は、次に示す立入者の区分により、管理区域への立入許可に係る事項を定め、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 放射線業務従事者：業務上管理区域に立ち入る者</p> <p>(2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により管理区域に一時的に立ち入る者</p> <p>2 安全管理課長は、第 1 項に基づき管理区域に立ち入る者に対して許可を与える。</p> <p>3 安全管理課長は、第 2 項にて許可していない者を管理区域に立ち入らせない措置を講じる。</p> <p>4 安全管理課長は、管理区域の出入管理室において、人の出入り等を監視する。</p> <p>5 安全管理課長は、第 4 項以外の出入口には、施錠等の人がみだりに立ち入りできない措置を講じる。</p> <p>6 安全管理課長は、管理区域から退出する者又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する者の身体及び身体に着用している物の表面汚染密度が、法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えないような措置を講じる。ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合は、この限りでない。</p> <p>(管理区域出入者の遵守事項)</p> <p>第 39 条 安全管理課長は、管理区域に出入りする所員に、次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>(1) 出入管理室を経由すること。ただし、安全管理課長の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 管理区域に立ち入る場合は、個人線量計を着用すること。ただし、一時立入者であって安全管理課長の指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 管理区域に立ち入る場合は、所定の被服を着用すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域に立ち入る場合又は安全管理課長の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 第 37 条第 1 項(2)に係る区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣や持ち出す物の養生等を行うこと。</p> <p>(5) 管理区域から退出する場合又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する場合は、身体及び身体に着用している物の表面汚染密度を確認すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合は第 38 条第 6 項に基づく安全管理課長の指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(6) 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙をしないこと。</p>	<p>(管理区域への出入管理)</p> <p>第 38 条 廃止措置安全管理課長は、次に示す立入者の区分により、管理区域への立入許可に係る事項を定め、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 放射線業務従事者：業務上管理区域に立ち入る者</p> <p>(2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により管理区域に一時的に立ち入る者</p> <p>2 廃止措置安全管理課長は、第 1 項に基づき管理区域に立ち入る者に対して許可を与える。</p> <p>3 廃止措置安全管理課長は、第 2 項にて許可していない者を管理区域に立ち入らせない措置を講じる。</p> <p>4 廃止措置安全管理課長は、管理区域の出入管理室において、人の出入り等を監視する。</p> <p>5 廃止措置安全管理課長は、第 4 項以外の出入口には、施錠等の人がみだりに立ち入りできない措置を講じる。</p> <p>6 廃止措置安全管理課長は、管理区域から退出する者又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する者の身体及び身体に着用している物の表面汚染密度が、法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えないような措置を講じる。ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合は、この限りでない。</p> <p>(管理区域出入者の遵守事項)</p> <p>第 39 条 廃止措置安全管理課長は、管理区域に出入りする所員に、次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>(1) 出入管理室を経由すること。ただし、廃止措置安全管理課長の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 管理区域に立ち入る場合は、個人線量計を着用すること。ただし、一時立入者であって廃止措置安全管理課長の指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 管理区域に立ち入る場合は、所定の被服を着用すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域に立ち入る場合又は廃止措置安全管理課長の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 第 37 条第 1 項(2)に係る区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣や持ち出す物の養生等を行うこと。</p> <p>(5) 管理区域から退出する場合又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する場合は、身体及び身体に着用している物の表面汚染密度を確認すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合は第 38 条第 6 項に基づく廃止措置安全管理課長の指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(6) 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙をしないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>・記載の適正化に伴う変更</li> </ul>
<p>(管理区域への出入管理)</p> <p>第 38 条 安全管理課長は、次に示す立入者の区分により、管理区域への立入許可に係る事項を定め、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 放射線業務従事者：業務上管理区域に立ち入る者</p> <p>(2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により管理区域に一時的に立ち入る者</p> <p>2 安全管理課長は、第 1 項に基づき管理区域に立ち入る者に対して許可を与える。</p> <p>3 安全管理課長は、第 2 項にて許可していない者を管理区域に立ち入らせない措置を講じる。</p> <p>4 安全管理課長は、管理区域の出入管理室において、人の出入り等を監視する。</p> <p>5 安全管理課長は、第 4 項以外の出入口には、施錠等の人がみだりに立ち入りできない措置を講じる。</p> <p>6 安全管理課長は、管理区域から退出する者又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する者の身体及び身体に着用している物の表面汚染密度が、法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えないような措置を講じる。ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合は、この限りでない。</p> <p>(管理区域出入者の遵守事項)</p> <p>第 39 条 安全管理課長は、管理区域に出入りする所員に、次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>(1) 出入管理室を経由すること。ただし、安全管理課長の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 管理区域に立ち入る場合は、個人線量計を着用すること。ただし、一時立入者であって安全管理課長の指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 管理区域に立ち入る場合は、所定の被服を着用すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域に立ち入る場合又は安全管理課長の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 第 37 条第 1 項(2)に係る区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣や持ち出す物の養生等を行うこと。</p> <p>(5) 管理区域から退出する場合又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する場合は、身体及び身体に着用している物の表面汚染密度を確認すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合は第 38 条第 6 項に基づく安全管理課長の指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(6) 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙をしないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>・記載の適正化に伴う変更</li> </ul>	

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

備考	後	前
<p>・記載の適正化に伴う変更</p>	<p>第41条 (周辺監視区域)</p>  <p>図41-1 周辺監視区域</p>	<p>第41条 (周辺監視区域)</p>  <p>図41-1 周辺監視区域</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考												
<p>(線量の評価) 第 42 条 安全管理課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を表 42-1 に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p style="text-align: center;">表 42-1</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">外部被ばくによる線量</td> <td style="text-align: center;">3 か月に 1 回<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">内部被ばくによる線量</td> <td style="text-align: center;">3 か月に 1 回<sup>※1</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。）にあっては、1 か月に 1 回とする。</p> <p>(床・壁等の除染) 第 43 条 各課長は、法令に定める表面密度限度を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合又は発見した場合、安全管理課長に連絡するとともに、汚染拡大防止のため区画等の応急措置を講じる。</p> <p>2 第 1 項の汚染に係る作業の所管課長は、汚染状況等について安全管理課長の確認を受けた上で、その協力を得ながら汚染の除去等、放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>3 第 2 項の所管課長は、その措置結果について、安全管理課長の確認を得る。</p>	項 目	頻 度	外部被ばくによる線量	3 か月に 1 回 <sup>※1</sup>	内部被ばくによる線量	3 か月に 1 回 <sup>※1</sup>	<p>(線量の評価) 第 42 条 廃止措置安全課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を表 42-1 に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p style="text-align: center;">表 42-1</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">外部被ばくによる線量</td> <td style="text-align: center;">3 か月に 1 回<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">内部被ばくによる線量</td> <td style="text-align: center;">3 か月に 1 回<sup>※1</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。）にあっては、1 か月に 1 回とする。</p> <p>(床・壁等の除染) 第 43 条 各課（室、センター）長は、法令に定める表面密度限度を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合又は発見した場合は、廃止措置安全課長に連絡するとともに、汚染拡大防止のため区画等の応急措置を講じる。</p> <p>2 第 1 項の汚染に係る作業の所管課長は、汚染状況等について廃止措置安全課長の確認を受けた上で、その協力を得ながら汚染の除去等、放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>3 第 2 項の所管課長は、その措置結果について、廃止措置安全課長の確認を得る。</p>	項 目	頻 度	外部被ばくによる線量	3 か月に 1 回 <sup>※1</sup>	内部被ばくによる線量	3 か月に 1 回 <sup>※1</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>・記載の適正化に伴う変更</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>・記載の適正化に伴う変更</li> </ul>
項 目	頻 度													
外部被ばくによる線量	3 か月に 1 回 <sup>※1</sup>													
内部被ばくによる線量	3 か月に 1 回 <sup>※1</sup>													
項 目	頻 度													
外部被ばくによる線量	3 か月に 1 回 <sup>※1</sup>													
内部被ばくによる線量	3 か月に 1 回 <sup>※1</sup>													

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																																		
<p>(外部放射線に係る線量当量率等の測定)                      第44条 安全管理課長は、管理区域内、周辺監視区域境界付近（測定場所は図44-1に定める。）において、表44-1及び表44-2（第36条第1項(2)の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域に限る。）に定める外部放射線に係る線量当量率等の項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。</p> <p>2 安全管理課長は、第1項の測定により異常が認められた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。</p> <p style="text-align: center;">表44-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">場 所</th> <th style="width: 50%;">測 定 項 目</th> <th style="width: 25%;">測 定 頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">管理区域内*1</td> <td>外部放射線に係る線量当量率**2</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量率**3</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>空気中の放射性物質濃度**4</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">周辺監視区域境界付近</td> <td>空気吸収線量</td> <td>3か月に1回</td> </tr> <tr> <td>空気吸収線量率**5</td> <td>常時</td> </tr> <tr> <td>空気中の粒子状放射性物質濃度</td> <td>3か月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：人の立入頻度等を考慮して、被ばく管理上重要な項目について測定                      ※2：エリアモニタにおいて測定する項目（1号炉の使用済燃料の貯蔵施設）                      ※3：エリアモニタにおいて測定する項目（1号炉及び2号炉の使用済燃料の貯蔵施設以外の施設）                      ※4：汚染のおそれのない管理区域は、測定を省略することができる。                      ※5：モニタリングポストにおいて測定する項目</p> <p style="text-align: center;">表44-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">場 所</th> <th style="width: 50%;">測 定 項 目</th> <th style="width: 25%;">測 定 頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">汚染のおそれのない管理区域内</td> <td style="text-align: center;">表面汚染密度</td> <td style="text-align: center;">1週間に1回 (汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間)</td> </tr> </tbody> </table>	場 所	測 定 項 目	測 定 頻 度	管理区域内*1	外部放射線に係る線量当量率**2	毎日1回	外部放射線に係る線量当量率**3	1週間に1回	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回	空気中の放射性物質濃度**4	1週間に1回	周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	3か月に1回	空気吸収線量率**5	常時	空気中の粒子状放射性物質濃度	3か月に1回	場 所	測 定 項 目	測 定 頻 度	汚染のおそれのない管理区域内	表面汚染密度	1週間に1回 (汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間)	<p>(外部放射線に係る線量当量率等の測定)                      第44条 廃止措置安全管理課長及び安全管理第二課長は、管理区域内、周辺監視区域境界付近（測定場所は図44-1に定める。）において、表44-1及び表44-2（第36条第1項(2)の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域に限る。）に定める外部放射線に係る線量当量率等の項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。</p> <p>2 廃止措置安全管理課長及び安全管理第二課長は、第1項の測定により異常が認められた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。</p> <p style="text-align: center;">表44-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">場 所</th> <th style="width: 50%;">測 定 項 目</th> <th style="width: 25%;">測 定 頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">管理区域内*1</td> <td>外部放射線に係る線量当量率**2</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量率**3</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>空気中の放射性物質濃度**4</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">周辺監視区域境界付近</td> <td>空気吸収線量</td> <td>3か月に1回</td> </tr> <tr> <td>空気吸収線量率**5</td> <td>常時</td> </tr> <tr> <td>空気中の粒子状放射性物質濃度</td> <td>3か月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：人の立入頻度等を考慮して、被ばく管理上重要な項目について測定                      ※2：エリアモニタにおいて測定する項目（1号炉及び2号炉の使用済燃料の貯蔵施設）                      ※3：エリアモニタにおいて測定する項目（1号炉及び2号炉の使用済燃料の貯蔵施設以外の施設）                      ※4：汚染のおそれのない管理区域は、測定を省略することができる。                      ※5：モニタリングポストにおいて測定する項目</p> <p style="text-align: center;">表44-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">場 所</th> <th style="width: 50%;">測 定 項 目</th> <th style="width: 25%;">測 定 頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">汚染のおそれのない管理区域内</td> <td style="text-align: center;">表面汚染密度</td> <td style="text-align: center;">1週間に1回 (汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間)</td> </tr> </tbody> </table>	場 所	測 定 項 目	測 定 頻 度	管理区域内*1	外部放射線に係る線量当量率**2	毎日1回	外部放射線に係る線量当量率**3	1週間に1回	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回	空気中の放射性物質濃度**4	1週間に1回	周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	3か月に1回	空気吸収線量率**5	常時	空気中の粒子状放射性物質濃度	3か月に1回	場 所	測 定 項 目	測 定 頻 度	汚染のおそれのない管理区域内	表面汚染密度	1週間に1回 (汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更</li> </ul>
場 所	測 定 項 目	測 定 頻 度																																																		
管理区域内*1	外部放射線に係る線量当量率**2	毎日1回																																																		
	外部放射線に係る線量当量率**3	1週間に1回																																																		
	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回																																																		
	空気中の放射性物質濃度**4	1週間に1回																																																		
周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	3か月に1回																																																		
	空気吸収線量率**5	常時																																																		
	空気中の粒子状放射性物質濃度	3か月に1回																																																		
場 所	測 定 項 目	測 定 頻 度																																																		
汚染のおそれのない管理区域内	表面汚染密度	1週間に1回 (汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間)																																																		
場 所	測 定 項 目	測 定 頻 度																																																		
管理区域内*1	外部放射線に係る線量当量率**2	毎日1回																																																		
	外部放射線に係る線量当量率**3	1週間に1回																																																		
	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回																																																		
	空気中の放射性物質濃度**4	1週間に1回																																																		
周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	3か月に1回																																																		
	空気吸収線量率**5	常時																																																		
	空気中の粒子状放射性物質濃度	3か月に1回																																																		
場 所	測 定 項 目	測 定 頻 度																																																		
汚染のおそれのない管理区域内	表面汚染密度	1週間に1回 (汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間)																																																		

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																																																												
<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第45条 安全管理課長及び保修課長は、表45-1に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p style="text-align: center;">表 45-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">分 類</th> <th style="width: 35%;">計測器種類</th> <th style="width: 20%;">担当課長</th> <th style="width: 30%;">数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボムダイカウンタ</td> <td rowspan="2">安全管理課長</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>放射線管理用計測器</td> <td>3台<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">放射線監視用計測器</td> <td>線量当量率測定用<sup>※1</sup>β-γ-η-θ</td> <td rowspan="5">安全管理課長</td> <td>3台<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用<sup>※1</sup>β-γ-η-θ</td> <td>3台<sup>※3</sup>※4</td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td>3台<sup>※2</sup>※5</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境放射能計測器</td> <td>モニタリングポスト</td> <td rowspan="2">保修課長</td> <td>2台<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>モニタリングステーション</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境放射能計測器</td> <td>エリアモニタ</td> <td rowspan="2">保修課長</td> <td>9台<sup>※6</sup>※7</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>積算線量計測定装置</td> <td>安全管理課長</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉共用          ※2：1号炉及び2号炉共用          ※3：2号炉、3号炉及び4号炉共用          ※4：1号炉及び2号炉共用          ※5：1台は表33-1の試料放射能測定装置と共用          ※6：管理区域外測定用の1台を含む。          ※7：7台は1号炉及び2号炉共用</p>	分 類	計測器種類	担当課長	数 量	被ばく管理用計測器	ホールボムダイカウンタ	安全管理課長	1台 <sup>※1</sup>	放射線管理用計測器	3台 <sup>※2</sup>	放射線監視用計測器	線量当量率測定用 <sup>※1</sup> β-γ-η-θ	安全管理課長	3台 <sup>※2</sup>	汚染密度測定用 <sup>※1</sup> β-γ-η-θ	3台 <sup>※3</sup> ※4	退出モニタ	3台 <sup>※2</sup> ※5	試料放射能測定装置	1台 <sup>※1</sup>	積算線量計測定装置	1台 <sup>※1</sup>	環境放射能計測器	モニタリングポスト	保修課長	2台 <sup>※1</sup>	モニタリングステーション	1台 <sup>※1</sup>	環境放射能計測器	エリアモニタ	保修課長	9台 <sup>※6</sup> ※7	試料放射能測定装置	1台 <sup>※1</sup>		積算線量計測定装置	安全管理課長	1台 <sup>※1</sup>	<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第45条 廃止措置安全管理課長、安全管理第二課長、設備管理課長及び保修第二課長は、表45-1に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p style="text-align: center;">表 45-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">分 類</th> <th style="width: 35%;">計測器種類</th> <th style="width: 20%;">担当課長</th> <th style="width: 30%;">数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボムダイカウンタ</td> <td rowspan="2">安全管理第二課長</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>放射線管理用計測器</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">放射線監視用計測器</td> <td>線量当量率測定用<sup>※1</sup>β-γ-η-θ</td> <td rowspan="5">廃止措置安全管理課長</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用<sup>※1</sup>β-γ-η-θ</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td>3台<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境放射能計測器</td> <td>モニタリングポスト</td> <td rowspan="2">保修第二課長</td> <td>2台<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>モニタリングステーション</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境放射能計測器</td> <td>エリアモニタ</td> <td rowspan="2">設備管理課長</td> <td>7台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>積算線量計測定装置</td> <td>安全管理第二課長</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：第1編表113-1の計測器と共用          ※2：1台は表33-1の試料放射能測定装置と共用</p>	分 類	計測器種類	担当課長	数 量	被ばく管理用計測器	ホールボムダイカウンタ	安全管理第二課長	1台 <sup>※1</sup>	放射線管理用計測器	3台	放射線監視用計測器	線量当量率測定用 <sup>※1</sup> β-γ-η-θ	廃止措置安全管理課長	3台	汚染密度測定用 <sup>※1</sup> β-γ-η-θ	2台	退出モニタ	3台 <sup>※2</sup>	試料放射能測定装置	1台 <sup>※1</sup>	積算線量計測定装置	1台 <sup>※1</sup>	環境放射能計測器	モニタリングポスト	保修第二課長	2台 <sup>※1</sup>	モニタリングステーション	1台 <sup>※1</sup>	環境放射能計測器	エリアモニタ	設備管理課長	7台	試料放射能測定装置	1台 <sup>※1</sup>		積算線量計測定装置	安全管理第二課長	1台 <sup>※1</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>・記載の適正化に伴う変更</li> <li>・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更</li> <li>・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> </ul>
分 類	計測器種類	担当課長	数 量																																																																											
被ばく管理用計測器	ホールボムダイカウンタ	安全管理課長	1台 <sup>※1</sup>																																																																											
	放射線管理用計測器		3台 <sup>※2</sup>																																																																											
放射線監視用計測器	線量当量率測定用 <sup>※1</sup> β-γ-η-θ	安全管理課長	3台 <sup>※2</sup>																																																																											
	汚染密度測定用 <sup>※1</sup> β-γ-η-θ		3台 <sup>※3</sup> ※4																																																																											
	退出モニタ		3台 <sup>※2</sup> ※5																																																																											
	試料放射能測定装置		1台 <sup>※1</sup>																																																																											
	積算線量計測定装置		1台 <sup>※1</sup>																																																																											
環境放射能計測器	モニタリングポスト	保修課長	2台 <sup>※1</sup>																																																																											
	モニタリングステーション		1台 <sup>※1</sup>																																																																											
環境放射能計測器	エリアモニタ	保修課長	9台 <sup>※6</sup> ※7																																																																											
	試料放射能測定装置		1台 <sup>※1</sup>																																																																											
	積算線量計測定装置	安全管理課長	1台 <sup>※1</sup>																																																																											
分 類	計測器種類	担当課長	数 量																																																																											
被ばく管理用計測器	ホールボムダイカウンタ	安全管理第二課長	1台 <sup>※1</sup>																																																																											
	放射線管理用計測器		3台																																																																											
放射線監視用計測器	線量当量率測定用 <sup>※1</sup> β-γ-η-θ	廃止措置安全管理課長	3台																																																																											
	汚染密度測定用 <sup>※1</sup> β-γ-η-θ		2台																																																																											
	退出モニタ		3台 <sup>※2</sup>																																																																											
	試料放射能測定装置		1台 <sup>※1</sup>																																																																											
	積算線量計測定装置		1台 <sup>※1</sup>																																																																											
環境放射能計測器	モニタリングポスト	保修第二課長	2台 <sup>※1</sup>																																																																											
	モニタリングステーション		1台 <sup>※1</sup>																																																																											
環境放射能計測器	エリアモニタ	設備管理課長	7台																																																																											
	試料放射能測定装置		1台 <sup>※1</sup>																																																																											
	積算線量計測定装置	安全管理第二課長	1台 <sup>※1</sup>																																																																											

## 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(管理区域外等への搬出及び運搬)</p> <p>第 46 条 安全管理課長は、各課長が管理区域外に搬出する物品又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。</p> <p>2 各課長は、管理区域外に核燃料物質等（第 25 条、第 28 条及び第 29 条に定めるものを除く。以下、本条において同じ。）を運搬する場合又は船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、第 29 条第 5 項を適用する。</p> <p>3 安全管理課長は、第 2 項の運搬において、容器等の総量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>4 安全管理課長は、各課長が管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に核燃料物質等を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。</p>	<p>(管理区域外等への搬出及び運搬)</p> <p>第 46 条 廃止措置安全課長は、各課（室、センター）長が管理区域外に搬出する物品又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。</p> <p>2 各課長は、管理区域外に核燃料物質等（第 25 条、第 28 条及び第 29 条に定めるものを除く。以下、本条において同じ。）を運搬する場合又は船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、第 29 条第 5 項を適用する。</p> <p>3 廃止措置安全課長は、第 2 項の運搬において、容器等の総量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>4 廃止措置安全課長は、各課長が管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に核燃料物質等を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>・記載の適正化に伴う変更</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(請負会社の放射線防護)</p> <p>第 48 条 安全管理課長は、管理区域内で作業を行う請負会社に対して、以下に示す放射線防護上の必要な事項を定め、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 管理区域出入者の遵守事項</p> <p>ア 出入方法に関すること</p> <p>イ 個人線量計の着用に関すること</p> <p>ウ 所定の被服の着用に関すること</p> <p>エ 汚染拡大防止措置に関すること</p> <p>オ 管理区域内での飲食及び喫煙に関すること</p> <p>(2) 線量評価の項目及び頻度に関すること</p> <p>(3) 床、壁等の汚染発見時の措置に関すること</p> <p>2 各課長は、管理区域内で作業を行う請負会社に対して、第 1 項で定められた必要事項を遵守させる措置を講じる。</p>	<p>(請負会社の放射線防護)</p> <p>第 48 条 廃止措置安全管理課長は、管理区域内で作業を行う請負会社に対して、以下に示す放射線防護上の必要な事項を定め、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 管理区域出入者の遵守事項</p> <p>ア 出入方法に関すること</p> <p>イ 個人線量計の着用に関すること</p> <p>ウ 所定の被服の着用に関すること</p> <p>エ 汚染拡大防止措置に関すること</p> <p>オ 管理区域内での飲食及び喫煙に関すること</p> <p>(2) 線量評価の項目及び頻度に関すること</p> <p>(3) 床、壁等の汚染発見時の措置に関すること</p> <p>2 各課長（プラント管理課長及び発電第二課当直課長を除く）、防護管理課長及び原子力訓練センター所長は、管理区域内で作業を行う請負会社に対して、第 1 項で定められた必要事項を遵守させる措置を講じる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 玄海原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>・ 記載の適正化に伴う変更</li> </ul>



# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(保守管理計画) 第50条 保守管理を実施するに当たり、以下の保守管理計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">【保守管理計画】</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p><b>4 保安対象範囲の策定</b> 発電所組織は、原子力発電施設の中から、保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1) 維持すべき原子炉施設 (2) その他自ら定める設備</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(保守管理計画) 第50条 保守管理を実施するに当たり、以下の保守管理計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">【保守管理計画】</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p><b>4 保安対象範囲の策定</b> 発電所組織は、原子力発電施設の中から、各号炉ごとに保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1) 維持すべき原子炉施設 (2) その他自ら定める設備</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(溶接事業者検査の実施) 第50条の2 所長は、溶接事業者検査（以下、本条において「検査」という。）に係る責任を有し、検査に必要な実施手順及び実施体制を定める。</p> <p>2 保修課長は、前項に基づき次の各号の実施体制を確立し、適切に検査を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 検査の実施に係る組織を構築する。</li> <li>(2) 検査の手順を適用法規に従い定める。</li> <li>(3) 検査の実施に係る工程が管理された状態にあることを確認する。</li> <li>(4) 検査に協力する事業者に対して管理を行う。</li> <li>(5) 検査に係る記録を管理する。</li> <li>(6) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</li> </ol>	<p>(溶接事業者検査の実施) 第50条の2 所長は、溶接事業者検査（以下、本条において「検査」という。）に係る責任を有し、検査に必要な実施手順及び実施体制を定める。</p> <p>2 設備管理課長は、前項に基づき次の各号の実施体制を確立し、適切に検査を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 検査の実施に係る組織を構築する。</li> <li>(2) 検査の手順を適用法規に従い定める。</li> <li>(3) 検査の実施に係る工程が管理された状態にあることを確認する。</li> <li>(4) 検査に協力する事業者に対して管理を行う。</li> <li>(5) 検査に係る記録を管理する。</li> <li>(6) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 玄海原子力発電所1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>・ 記載の適正化に伴う変更</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																										
<p>(緊急作業従事者の選定)</p> <p>第 53 条 防災課長は、次の各号全ての要件に該当する所属及び請負会社従業員等の放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。)から、緊急作業に従事させるための要員(以下「緊急作業従事者」という。)を選定し、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 表 53-1 の緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者</p> <p>(2) 表 53-1 の緊急作業についての訓練を受けた者</p> <p>(3) 実効線量について 250 ミリシーベルトを線量限度とする緊急作業に従事する者にあつては、第 52 条に定める原子力防災要員、原子力災害対策特別措置法第 9 条第 1 項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第 3 項に規定する副原子力防災管理者であること。</p>	<p>(緊急作業従事者の選定)</p> <p>第 53 条 防災課長は、次の各号全ての要件に該当する所属及び請負会社従業員等の放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。)から、緊急作業に従事させるための要員(以下「緊急作業従事者」という。)を選定し、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 表 53-1 の緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者</p> <p>(2) 表 53-1 の緊急作業についての訓練を受けた者</p> <p>(3) 実効線量について 250 ミリシーベルトを線量限度とする緊急作業に従事する者にあつては、第 52 条に定める原子力防災要員、原子力災害対策特別措置法第 9 条第 1 項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第 3 項に規定する副原子力防災管理者であること。</p>																											
<p>表 53-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">分 類</th> <th style="width: 55%;">項 目</th> <th style="width: 30%;">時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">教育</td> <td>緊急作業の方法に関する知識(放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等)</td> <td>3 時間以上</td> </tr> <tr> <td>電離放射線の生体にも与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識</td> <td>1 時間以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">訓練</td> <td>緊急作業の方法</td> <td>3 時間以上</td> </tr> <tr> <td>緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い<sup>※1</sup></td> <td>3 時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：兼用できる訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 17 条第 1 項、第 56 条及び第 63 条のうち、緊急作業の方法に関する訓練</li> </ul>	分 類	項 目	時 間	教育	緊急作業の方法に関する知識(放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等)	3 時間以上	電離放射線の生体にも与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	1 時間以上	訓練	緊急作業の方法	3 時間以上	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い <sup>※1</sup>	3 時間以上	<p>表 53-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">分 類</th> <th style="width: 55%;">項 目</th> <th style="width: 30%;">時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">教育</td> <td>緊急作業の方法に関する知識(放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等)</td> <td>3 時間以上</td> </tr> <tr> <td>電離放射線の生体にも与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識</td> <td>1 時間以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">訓練</td> <td>緊急作業の方法</td> <td>3 時間以上</td> </tr> <tr> <td>緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い<sup>※1</sup></td> <td>3 時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：兼用できる訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 17 条第 1 項、第 56 条及び第 63 条のうち、緊急作業で使用する施設及び設備の取扱いに関する訓練</li> </ul>	分 類	項 目	時 間	教育	緊急作業の方法に関する知識(放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等)	3 時間以上	電離放射線の生体にも与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	1 時間以上	訓練	緊急作業の方法	3 時間以上	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い <sup>※1</sup>	3 時間以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化に伴う変更</li> </ul>
分 類	項 目	時 間																										
教育	緊急作業の方法に関する知識(放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等)	3 時間以上																										
	電離放射線の生体にも与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	1 時間以上																										
訓練	緊急作業の方法	3 時間以上																										
	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い <sup>※1</sup>	3 時間以上																										
分 類	項 目	時 間																										
教育	緊急作業の方法に関する知識(放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等)	3 時間以上																										
	電離放射線の生体にも与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	1 時間以上																										
訓練	緊急作業の方法	3 時間以上																										
	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い <sup>※1</sup>	3 時間以上																										
<p>(原子力防災資機材等の整備)</p> <p>第 54 条 各課長は、原子力防災組織の活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器等を定めるに当たり、所長の承認を得る。</p>	<p>(原子力防災資機材等の整備)</p> <p>第 54 条 各課長は、原子力防災組織の活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器等を定めるに当たり、所長の承認を得る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海原子力発電所 1 号炉及びび 2 号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>・記載の適正化に伴う変更</li> </ul>																										
<p>(通報経路)</p> <p>第 55 条 防災課長は、特定事象発生通報を行う場合の社内及び国、県、町等の社外関係機関との通報経路を定めるに当たり、所長の承認を得る。</p>	<p>(通報経路)</p> <p>第 55 条 防災課長は、警戒事象が発生した場合、又は特定事象が発生した場合の社内及び国、県、町等の社外関係機関との通報経路を定めるに当たり、所長の承認を得る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化に伴う変更</li> </ul>																										
<p>(通 報)</p> <p>第 57 条 各課長は、原子炉施設に異常が発生し、その状況が特定事象である場合は、第 55 条に定める通報経路に従って所長に通報する。</p> <p>2 所長は、特定事象の発生について通報を受け、又は自ら発見した場合、第 55 条に定める通報経路に従って社内及び社外関係機関に通報する。</p>	<p>(通 報)</p> <p>第 57 条 各課長(室、センター)長は、警戒事象が発生した場合、又は特定事象等が発生した場合、第 55 条に定める経路に従って所長に報告する。</p> <p>2 所長は、警戒事象の発生、又は特定事象等の発生について報告を受け、若しくは自ら発見した場合は、第 55 条に定める経路に従って社内及び社外関係機関に連絡又は通報する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海原子力発電所 1 号炉及びび 2 号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>・記載の適正化に伴う変更</li> </ul>																										

## 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(緊急時体制の発令) 第 58 条 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合、緊急時体制を発令して、原子力防災要員を召集し、発電所に緊急時対策本部を設置する。</p> <p>(応急措置) 第 59 条 本部長は、原子力防災組織を統括し、緊急時体制を発令した場合において、次の応急措置を実施する。 (1) 警備及び避難誘導 (2) 放射能影響範囲の推定 (3) 緊急時医療 (4) 消火活動 (5) 汚染拡大の防止 (6) 線量評価 (7) 応急復旧 (8) 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置</p>	<p>(緊急時体制の発令) 第 58 条 所長は、警戒事象の発生、又は特定事象等の発生について報告を受け、若しくは自ら発見した場合、緊急時体制を発令して、原子力防災要員を召集し、発電所に緊急時対策本部を設置する。所長は、緊急時体制を発令した場合は、直ちに原子力管理部長に報告する。</p> <p>(応急措置) 第 59 条 本部長は、原子力防災組織を統括し、緊急時体制を発令した場合において、次の応急措置を実施する。 (1) 警備及び避難誘導 (2) 放射能影響範囲の推定 (3) 原子力災害医療 (4) 消火活動 (5) 汚染拡大の防止 (6) 線量評価 (7) 応急復旧 (8) 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置</p>	<p>・記載の適正化に伴う変更</p> <p>・記載の適正化に伴う変更</p>

## 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(所員への保安教育)</p> <p>第63条 各課長は、「教育訓練基準」に基づき、次に定める事項を実施する。</p> <p>(1) 原子力訓練センター所長は、毎年度、原子炉施設の運転、管理及び廃止措置を行う所員への保安教育の実施計画を表63-1、表63-2及び表63-3の実施方針に基づいて作成し、廃止措置主任者の承認を得る。</p> <p>(2) 原子力訓練センター所長は、(1)の保安教育の実施計画の策定に当たり、第7条第2項に基づき運営委員会の承認を得る。</p> <p>(3) 各課長は、具体的な保安教育の内容を定め、これに基づき、(1)の保安教育の実施計画に従い、保安教育を実施する。</p> <p>ただし、各課長が、「教育訓練基準」に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有している者と認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>(4) 原子力訓練センター所長は、年度毎に(3)の実施結果を取りまとめ所長に報告する。</p> <p>(5) 原子力訓練センター所長は、具体的な保安教育の内容の見直し頻度を定め、これに基づき、各課長は、(3)の具体的な保安教育の内容の見直しを行う。</p>	<p>(所員への保安教育)</p> <p>第63条 各廃止措置課(室、センター)長は、「教育訓練基準」に基づき、次に定める事項を実施する。</p> <p>(1) 原子力訓練センター所長は、毎年度、原子炉施設の運転、管理及び廃止措置を行う所員への保安教育の実施計画を表63-1、表63-2及び表63-3の実施方針に基づいて作成し、廃止措置主任者の承認を得る。</p> <p>(2) 原子力訓練センター所長は、(1)の保安教育の実施計画の策定に当たり、第7条第2項に基づき運営委員会の承認を得る。</p> <p>(3) 各廃止措置課(室、センター)長は、具体的な保安教育の内容を定め、これに基づき、(1)の保安教育の実施計画に従い、保安教育を実施する。</p> <p>ただし、各廃止措置課(室、センター)長が、「教育訓練基準」に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有している者と認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>(4) 原子力訓練センター所長は、年度ごとに(3)の実施結果を取りまとめ所長に報告する。</p> <p>(5) 原子力訓練センター所長は、具体的な保安教育の内容の見直し頻度を定め、これに基づき、各廃止措置課(室、センター)長は、(3)の具体的な保安教育の内容の見直しを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 玄海原子力発電所1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>・ 記載の適正化に伴う変更</li> </ul>

## 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(請負会社従業員への保安教育)</p> <p>第 64 条 各課長は、原子炉施設に関する作業を請負会社が行う場合は、当該請負会社従業員が発電所入所時に安全上必要な教育が表 64-1 の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>2 各課長は、原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内における業務を請負会社が行う場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、安全上必要な教育が表 64-1 の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>3 各課長は、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助又は燃料の運搬又は貯蔵※1)に関する業務の補助を請負会社に行わせる場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、「燃料の運搬又は貯蔵の業務に関わる者」、「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」、「燃料の運搬又は貯蔵の業務に関わる者」に準じる保安教育の実施計画を定めて、所長の承認を得る。</p> <p>4 各課長は、第 3 項の保安教育の実施計画に基づいた保安教育が実施されていることを確認し、年度毎にその実施結果を所長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>※1：燃料の運搬又は貯蔵とは、使用済燃料ピットにおける使用済燃料ピットクレーンを用いた燃料の運搬又は貯蔵をいう（以下、本条において同じ）。</p>	<p>(請負会社従業員への保安教育)</p> <p>第 64 条 各廃止措置課長（プラント管理課当直課長を除く。）、原子力訓練センター所長、防護管理課長及び燃務課長は、原子炉施設に関する作業を請負会社が行う場合は、当該請負会社従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が表 64-1 の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>2 各廃止措置課長（プラント管理課当直課長を除く。）、防護管理課長及び安全管理第二課長は、原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内における業務を請負会社が行う場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、安全上必要な教育が表 64-1 の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>3 各廃止措置課長（廃止措置安全課長及びプラント管理課当直課長を除く。）は、原子炉施設の運転に関する業務の補助、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助又は燃料の運搬又は貯蔵※1)に関する業務の補助を請負会社に行わせる場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、表 63-1、表 63-2 及び表 63-3 の実施方針のうち「原子炉施設の運転の業務に関わる者」、「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」、「燃料の運搬又は貯蔵の業務に関わる者」に準じる保安教育の実施計画を定めて、所長の承認し、廃止措置主任者の確認を得る。</p> <p>4 各廃止措置課長（廃止措置安全課長及びプラント管理課当直課長を除く。）は、第 3 項の保安教育の実施計画に基づいた保安教育が実施されていることを確認し、年度ごとにその実施結果を所長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>※1：燃料の運搬又は貯蔵とは、使用済燃料ピットにおける使用済燃料ピットクレーン、補助建屋クレーンを用いた燃料の運搬又は貯蔵をいう（以下、本条において同じ）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉廃止措置に伴う組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>・記載の適正化に伴う変更</li> <li>・玄海原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉廃止措置に伴う組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>・玄海原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉廃止措置に伴う組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>・玄海原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉の廃止措置を実施するための変更</li> <li>・玄海原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉廃止措置に伴う組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>・記載の適正化に伴う変更</li> </ul>



# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

## 後 更 変

## 備 考

表63-1

保安教育の実施方針（総括表）

保安教育の内容				対象者と教育時間 表3				
大分類	中分類 (実施項目/実施内容)	小分類 (項目)	内 容	実施時期	場 所 （1時間以上） （0.5時間以上） （0.25時間以上）	場 所 （1時間以上） （0.5時間以上） （0.25時間以上）	場 所 （1時間以上） （0.5時間以上） （0.25時間以上）	
入場時に実施する教育 第1	防護法及び放射線防護の講習に関する事項	防護法及び放射線防護の講習に関する事項	原子炉等発電施設及び総合発電所の構造・機能	入場前（原子力発電所敷地内）	① (1時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (0.25時間以上)	① (1時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (0.25時間以上)	① (1時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (0.25時間以上)	
		防護法及び放射線防護の講習に関する事項	原子炉等発電施設及び総合発電所の構造・機能	入場前（原子力発電所敷地内）	① (1時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (0.25時間以上)	① (1時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (0.25時間以上)	① (1時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (0.25時間以上)	
	防護法及び放射線防護の講習に関する事項	防護法及び放射線防護の講習に関する事項	原子炉等発電施設及び総合発電所の構造・機能	入場前（原子力発電所敷地内）	① (1時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (0.25時間以上)	① (1時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (0.25時間以上)	① (1時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (0.25時間以上)	① (1時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (0.25時間以上)
		防護法及び放射線防護の講習に関する事項	原子炉等発電施設及び総合発電所の構造・機能	入場前（原子力発電所敷地内）	① (1時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (0.25時間以上)	① (1時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (0.25時間以上)	① (1時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (0.25時間以上)	① (1時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (0.25時間以上)
	防護法及び放射線防護の講習に関する事項	防護法及び放射線防護の講習に関する事項	原子炉等発電施設及び総合発電所の構造・機能	入場前（原子力発電所敷地内）	① (1時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (0.25時間以上)	① (1時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (0.25時間以上)	① (1時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (0.25時間以上)	① (1時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (0.25時間以上)
		防護法及び放射線防護の講習に関する事項	原子炉等発電施設及び総合発電所の構造・機能	入場前（原子力発電所敷地内）	① (1時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (0.25時間以上)	① (1時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (0.25時間以上)	① (1時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (0.25時間以上)	① (1時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (0.25時間以上)
	防護法及び放射線防護の講習に関する事項	防護法及び放射線防護の講習に関する事項	原子炉等発電施設及び総合発電所の構造・機能	入場前（原子力発電所敷地内）	① (1時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (0.25時間以上)	① (1時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (0.25時間以上)	① (1時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (0.25時間以上)	① (1時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (0.25時間以上)
		防護法及び放射線防護の講習に関する事項	原子炉等発電施設及び総合発電所の構造・機能	入場前（原子力発電所敷地内）	① (1時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (0.25時間以上)	① (1時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (0.25時間以上)	① (1時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (0.25時間以上)	① (1時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (0.25時間以上)
	防護法及び放射線防護の講習に関する事項	防護法及び放射線防護の講習に関する事項	原子炉等発電施設及び総合発電所の構造・機能	入場前（原子力発電所敷地内）	① (1時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (0.25時間以上)	① (1時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (0.25時間以上)	① (1時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (0.25時間以上)	① (1時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (0.25時間以上)
		防護法及び放射線防護の講習に関する事項	原子炉等発電施設及び総合発電所の構造・機能	入場前（原子力発電所敷地内）	① (1時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (0.25時間以上)	① (1時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (0.25時間以上)	① (1時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (0.25時間以上)	① (1時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (0.25時間以上)
その他保安教育	放射線防護の講習に関する事項	放射線防護の講習に関する事項	放射線防護の講習に関する事項	① (1時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (0.25時間以上)	① (1時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (0.25時間以上)	① (1時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (0.25時間以上)	① (1時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (0.25時間以上)	
		放射線防護の講習に関する事項	放射線防護の講習に関する事項	① (1時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (0.25時間以上)	① (1時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (0.25時間以上)	① (1時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (0.25時間以上)	① (1時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (0.25時間以上)	

①：全員の教育の対象者（即ち全員の教育を受ける必要がある者）  
 ②：全員の教育の対象者（即ち全員の教育を受ける必要がある者）  
 ③：全員の教育の対象者（即ち全員の教育を受ける必要がある者）

○：全員の教育の対象者（即ち全員の教育を受ける必要がある者）  
 △：全員の教育の対象者（即ち全員の教育を受ける必要がある者）  
 ×：全員の教育の対象者（即ち全員の教育を受ける必要がある者）

（ ）：各々の教育時間

・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更

・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更  
 ・記載の適正化に伴う変更





# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

## 変 更 後

表63-2		保安教育の実施方針（放射線業務従事者教育）					備 考
総括表中分類との対応	内 容	対象者と教育時間 ※2					電離放射線障害防止規則の分類
		当直課長 副 長	運 転 員 原子炉施設の 運転の 業務に関わる者	放射性廃棄物 処理設備の 業務に関わる者	燃料の運搬又は貯 蔵の業務に関わ る者	左記以外の 技術系役員	
総括表中分類との対応	核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識
	核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状						
	核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の性状						
	放射線管理に関すること ※1						
	核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1						
	核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1						
	放射線管理に関すること ※1						
	放射線管理に関すること ※1						
	非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1						
	原子炉施設の構造、性能に関すること ※1						
	放射線管理に関すること ※1						
	関係法令及び保安規定の遵守に関すること ※1						
	放射線管理に関すること ※1						
	核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1						
	核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1						
	放射線管理に関すること ※1						
	放射線管理に関すること ※1						
	非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1						

◎:全員が教育の対象者  
○:業務に関連する者が教育の対象  
( ):合計の教育時間

※1: 全廃止措置課（室、センター）長が、教育訓練基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。  
※2: 各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

• 玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更

• 玄海原子力発電所1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更

• 記載の適正化に伴う変更

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

## 変 更 前

## 備 考

保安教育の実施方針（運転員等）

保安教育の内容		具体的な教育内容		対象者 ※1					燃料の運搬又は貯蔵の業務に関わる者	実施時期及び教育時間
				当直課長 副 長	当直主任 原了程課長	運転員		放射線業務処理設備 の業務に関わる者		
中分類 (項目)	細目	③	③	③	③	③	③	③	③	
関係法令及び保安規定及び法令等の遵守に関すること	原子炉施設保安規定及び法令等の遵守※3	③	③	③	③	③	③	③	③	
	廃止措置管理	③	③	③	③	③	③	③	③	
原子炉施設の廃止措置に関すること	廃止措置管理	③	③	③	③	③	③	③	③	
	監視・定期試験	③	③	③	③	③	③	③	③	
燃料物質量及び放射線物質量に よって発生された物の取扱いに 関すること	燃料管理	③	③	③	③	③	③	③	③	
	燃料の運搬及び貯蔵に関すること	③	③	③	③	③	③	③	③	

※1：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。  
 ※2：記載するに当たったの考えは、以下のとおり。  
 ・本教育は、同一細目であっても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある（ある教育で、複数の細目をカバーする場合もある）。  
 ・この年間で〇〇時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間であり、  
 上表はこの教育時間の中に含まれている（上述の表の細目の時間を累積した時間ではない）。  
 ・各細目の内容が密接に関わっていることから細目毎の時間の区別は行わない。  
 ※3：法令等の遵守とは、関係法令及び保安規定の遵守に関することをいう。

◎：全員が教育の対象者  
 （関連する業務内容に連続あり）  
 ×：教育の対象外

・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

## 後 更 変 考 考

表63-3

### 保安教育の実施方針（運転員等）

中分類	保安教育の内容		具体的教育内容	対象者 ※1				実施時期及び教育時間
	小分類 (項目)	細目		当直隊長 副	運転員 原子力施設長の運転 の業務に関わる者	放射性廃棄物処理設備 の業務に関わる者	燃料の運搬又は貯蔵 の業務に関わる者	
関係法令及び保安規定の遵守に 関すること	原子炉施設保安規定及び法令等の遵守※3	総則、品質保証、保安管理体制、保安教育、記録及び報告に関する 規則の概要及び法令等の遵守※3 保安に関する各組織及び各職務の具体的な役割と確認すべき記録	◎	◎	◎	◎	◎	実施時期及び教育時間
			◎	◎	◎	◎	◎	
原子炉施設の廃止措置に関する こと	廃止措置管理	廃止措置管理の通則の概要、適用と根拠	◎	◎	◎	◎	◎	<運転員> 3年間で20時間以上※2
		施設運用上の基準の概要、具体的な値と基準を越えた場合の措置と運用	◎	◎	◎	◎	◎	
		監視の範囲と確認項目及びその根拠	◎	◎	◎	◎	◎	
		定期的に実施する試験の内容と頻度及び基準値	◎	◎	◎	◎	◎	
燃料管理	放射性廃棄物管理 放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に關すること	各設備の運転操作の概要（現場操作） 警報発生時の対応操作（現場操作）	◎	◎	◎	◎	◎	<放射性廃棄物処理設備の業務に 関わる者> 3年間で24時間以上※2
		各設備の運転操作と監視項目（中央制御室） 警報発生時の対応操作（中央制御室）	◎	◎	◎	◎	◎	
		警報発生時の監視項目（指針、状況判断）	◎	◎	◎	◎	◎	
燃料管理	燃料の臨界管理に關すること	施設定期検査時の検査項目概要	◎	◎	◎	◎	◎	<燃料の運搬又は貯蔵の業務に関 わる者> 3年間で2時間以上※2
		施設定期検査時の検査項目の根拠	◎	◎	◎	◎	◎	
燃料管理	燃料の運搬及び貯蔵に關すること	燃料の臨界管理に關すること	◎	◎	◎	◎	◎	<放射性廃棄物処理設備 に關することのみ>
		燃料の運搬及び貯蔵に關すること	◎	◎	◎	◎	◎	

◎：全員が教育の対象者  
(関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり)

×：教育の対象外

※1：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

※2：記載するに当たっての考えは、以下のとおり。

・本教育は、同一細目であっても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある  
(ある教育で、複数の細目をカバーする場合もある)。

・この○年間で○時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間であり、  
上表はこの教育時間の中に含まれている(上述の表の細目の時間を累積した時間ではない)。

・各細目の内容が密接に関わっていることから細目毎の時間の区別は行わない。

※3：法令等の遵守とは、関係法令及び保安規定の遵守に關することをいう。

・玄海原子力発電所1号炉  
及び2号炉の廃止措置を  
実施するための変更

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

## 変更前

保安教育の実施方針（請負会社）				備考																																																																						
表61-1	<p>(1) 発電所入所時に安全に必要な教育</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大分類</th> <th>中分類 (主目的/周知対象の内容)</th> <th>小分類 (項目)</th> <th>保安教育の内容</th> <th>実施時期</th> <th>放射線業務従事者</th> <th>対象者 ※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">入所時に実施する教育 ※1</td> <td rowspan="4">原子炉施設の構造・性能に関する事項 非常の場合に講ずべき処置に関する事項 関係法令及び保安規定の遵守 ※3 原子炉施設の廃止措置の概要</td> <td>原子炉施設の構造・性能に関する事項</td> <td>作業上の留意事項</td> <td rowspan="4">入所時</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>非常の場合に講ずべき処置に関する事項</td> <td>非常時の場合に講ずべき処置の概要</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>関係法令及び保安規定の遵守 ※3</td> <td>法令等の遵守</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>原子炉施設の廃止措置に関する事項</td> <td>原子炉施設の廃止措置の概要</td> <td>◎</td> <td>◎</td> </tr> </tbody> </table>				大分類	中分類 (主目的/周知対象の内容)	小分類 (項目)	保安教育の内容	実施時期	放射線業務従事者	対象者 ※2	入所時に実施する教育 ※1	原子炉施設の構造・性能に関する事項 非常の場合に講ずべき処置に関する事項 関係法令及び保安規定の遵守 ※3 原子炉施設の廃止措置の概要	原子炉施設の構造・性能に関する事項	作業上の留意事項	入所時	◎	◎	非常の場合に講ずべき処置に関する事項	非常時の場合に講ずべき処置の概要	◎	◎	関係法令及び保安規定の遵守 ※3	法令等の遵守	◎	◎	原子炉施設の廃止措置に関する事項	原子炉施設の廃止措置の概要	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化に伴う変更</li> </ul>																																											
大分類	中分類 (主目的/周知対象の内容)	小分類 (項目)	保安教育の内容	実施時期	放射線業務従事者	対象者 ※2																																																																				
入所時に実施する教育 ※1	原子炉施設の構造・性能に関する事項 非常の場合に講ずべき処置に関する事項 関係法令及び保安規定の遵守 ※3 原子炉施設の廃止措置の概要	原子炉施設の構造・性能に関する事項	作業上の留意事項	入所時	◎	◎																																																																				
		非常の場合に講ずべき処置に関する事項	非常時の場合に講ずべき処置の概要		◎	◎																																																																				
		関係法令及び保安規定の遵守 ※3	法令等の遵守		◎	◎																																																																				
		原子炉施設の廃止措置に関する事項	原子炉施設の廃止措置の概要		◎	◎																																																																				
<p>(2) 放射線業務従事者に対する教育</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">保安教育の内容</th> <th>実施時期</th> <th>放射線業務従事者</th> <th>対象者 ※2</th> <th>電離放射線障害防止規則の分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括表中分類との対応</td> <td>内容</td> <td>内容</td> <td>放射線業務従事者</td> <td>放射線業務従事者以外</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項 ※1</td> <td>①核燃料物質又は使用済核燃料の種類及び性状 ②核燃料物質又は使用済核燃料によって汚染された物の種類及び性状</td> <td>①核燃料物質又は使用済核燃料の種類及び性状 ②核燃料物質若しくは使用済核燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>×</td> <td>核燃料物質若しくは使用済核燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識</td> </tr> <tr> <td>放射線管理に関する事項 ※1</td> <td>①管理区域に関する事項</td> <td>①管理区域に関する事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項 ※1</td> <td>③核燃料物質又は使用済核燃料による放射線量の保守及び点検の作業の方法及び順序</td> <td>③核燃料物質又は使用済核燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業の方法及び順序</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>×</td> <td>原子炉施設における作業の方法に関する知識</td> </tr> <tr> <td>放射線管理に関する事項 ※1</td> <td>④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法</td> <td>④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射線管理に関する事項 ※1</td> <td>⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の確認及び汚染の除去の方法</td> <td>⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の確認及び汚染の除去の方法</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常の場合に講ずべき処置に関する事項 ※1</td> <td>⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法</td> <td>⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉施設の構造、性能に関する事項 ※1 放射線管理に関する事項 ※1</td> <td>⑦原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法 ⑧電離放射線の種類及び性質 ⑨電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響</td> <td>⑦原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法 ⑧電離放射線の種類及び性質 ⑨電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>×</td> <td>原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識 電離放射線の生体に与える影響 関係法令</td> </tr> <tr> <td>関係法令及び保安規定の遵守に関する事項 ※1</td> <td>⑩管理区域への立入り及び退去の手順 ⑪核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項 ※1 ⑫核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された設備の取扱いに関する事項 ※1 ⑬外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視 ⑭天井、床、壁、設備等の表面の汚染の確認及び汚染の除去 ⑮原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱い ⑯異常な事態が発生した場合における応急の措置</td> <td>⑩管理区域への立入り及び退去の手順 ⑪核燃料物質若しくは使用済核燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業 ⑫核燃料物質又は使用済核燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業 ⑬外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視 ⑭天井、床、壁、設備等の表面の汚染の確認及び汚染の除去 ⑮原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱い ⑯異常な事態が発生した場合における応急の措置</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>×</td> <td>原子炉施設における作業の方法及び前施設に係る設備の取扱い</td> </tr> </tbody> </table>				保安教育の内容			実施時期	放射線業務従事者	対象者 ※2	電離放射線障害防止規則の分類	総括表中分類との対応	内容	内容	放射線業務従事者	放射線業務従事者以外			核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項 ※1	①核燃料物質又は使用済核燃料の種類及び性状 ②核燃料物質又は使用済核燃料によって汚染された物の種類及び性状	①核燃料物質又は使用済核燃料の種類及び性状 ②核燃料物質若しくは使用済核燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序	◎	◎	×	核燃料物質若しくは使用済核燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識	放射線管理に関する事項 ※1	①管理区域に関する事項	①管理区域に関する事項					核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項 ※1	③核燃料物質又は使用済核燃料による放射線量の保守及び点検の作業の方法及び順序	③核燃料物質又は使用済核燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業の方法及び順序	◎	◎	×	原子炉施設における作業の方法に関する知識	放射線管理に関する事項 ※1	④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法	④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法					放射線管理に関する事項 ※1	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の確認及び汚染の除去の方法	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の確認及び汚染の除去の方法					非常の場合に講ずべき処置に関する事項 ※1	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法					原子炉施設の構造、性能に関する事項 ※1 放射線管理に関する事項 ※1	⑦原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法 ⑧電離放射線の種類及び性質 ⑨電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響	⑦原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法 ⑧電離放射線の種類及び性質 ⑨電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響	◎	◎	×	原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識 電離放射線の生体に与える影響 関係法令	関係法令及び保安規定の遵守に関する事項 ※1	⑩管理区域への立入り及び退去の手順 ⑪核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項 ※1 ⑫核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された設備の取扱いに関する事項 ※1 ⑬外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視 ⑭天井、床、壁、設備等の表面の汚染の確認及び汚染の除去 ⑮原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱い ⑯異常な事態が発生した場合における応急の措置	⑩管理区域への立入り及び退去の手順 ⑪核燃料物質若しくは使用済核燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業 ⑫核燃料物質又は使用済核燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業 ⑬外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視 ⑭天井、床、壁、設備等の表面の汚染の確認及び汚染の除去 ⑮原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱い ⑯異常な事態が発生した場合における応急の措置	◎	◎	×	原子炉施設における作業の方法及び前施設に係る設備の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>玄海原子力発電所 1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>記載の適正化に伴う変更</li> </ul>
保安教育の内容			実施時期	放射線業務従事者	対象者 ※2	電離放射線障害防止規則の分類																																																																				
総括表中分類との対応	内容	内容	放射線業務従事者	放射線業務従事者以外																																																																						
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項 ※1	①核燃料物質又は使用済核燃料の種類及び性状 ②核燃料物質又は使用済核燃料によって汚染された物の種類及び性状	①核燃料物質又は使用済核燃料の種類及び性状 ②核燃料物質若しくは使用済核燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序	◎	◎	×	核燃料物質若しくは使用済核燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識																																																																				
放射線管理に関する事項 ※1	①管理区域に関する事項	①管理区域に関する事項																																																																								
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項 ※1	③核燃料物質又は使用済核燃料による放射線量の保守及び点検の作業の方法及び順序	③核燃料物質又は使用済核燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業の方法及び順序	◎	◎	×	原子炉施設における作業の方法に関する知識																																																																				
放射線管理に関する事項 ※1	④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法	④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法																																																																								
放射線管理に関する事項 ※1	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の確認及び汚染の除去の方法	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の確認及び汚染の除去の方法																																																																								
非常の場合に講ずべき処置に関する事項 ※1	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法																																																																								
原子炉施設の構造、性能に関する事項 ※1 放射線管理に関する事項 ※1	⑦原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法 ⑧電離放射線の種類及び性質 ⑨電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響	⑦原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法 ⑧電離放射線の種類及び性質 ⑨電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響	◎	◎	×	原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識 電離放射線の生体に与える影響 関係法令																																																																				
関係法令及び保安規定の遵守に関する事項 ※1	⑩管理区域への立入り及び退去の手順 ⑪核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項 ※1 ⑫核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された設備の取扱いに関する事項 ※1 ⑬外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視 ⑭天井、床、壁、設備等の表面の汚染の確認及び汚染の除去 ⑮原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱い ⑯異常な事態が発生した場合における応急の措置	⑩管理区域への立入り及び退去の手順 ⑪核燃料物質若しくは使用済核燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業 ⑫核燃料物質又は使用済核燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業 ⑬外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視 ⑭天井、床、壁、設備等の表面の汚染の確認及び汚染の除去 ⑮原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱い ⑯異常な事態が発生した場合における応急の措置	◎	◎	×	原子炉施設における作業の方法及び前施設に係る設備の取扱い																																																																				

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

## 変更後

## 備考

表04-1

### 保安教育の実施方針（請負会社）

保安教育の内容		対象者 ※3	
大分類	中分類 (実用/規程等の条の内容)	小分類 (項目)	放射線業務従事者以外
入所時に実施する教育 ※1	原子炉施設の構造・性能に関する事項 非常の場合に講ずべき処置の概要 関係法令及び保安規定の遵守に関する事項 原子炉施設の廃止措置に関する事項	原子炉施設の構造・性能に関する事項	放射線業務従事者以外
		非常の場合に講ずべき処置の概要	○
		関係法令及び保安規定の遵守に関する事項	○
		原子炉施設の廃止措置に関する事項	○

・記載の適正化に伴う変更

### (2) 放射線業務従事者に対する教育

保安教育の内容		対象者と教育時間 ※3		電離放射線障害防止規則の分類
総括表中分類との対応	内 容	放射線業務従事者	放射線業務従事者以外	
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項 ※2	①核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の種類及び性状 ③汚染区域に関する事項	○ (0.5時間以上)	×	核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識
放射線管理に関する事項 ※2	①管理区域に関する事項	○ (1.5時間以上)	×	原子炉施設における作業の方法に関する知識
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項 ※2	①核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業の方法及び順序 ③外部放射線による線量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 ④天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去の方法 ⑤緊急事態が発生した場合における応急の措置の方法	○ (1.5時間以上)	×	原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識
非常の場合に講ずべき処置に関する事項 ※2	①火災、地震、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去の方法 ②緊急事態が発生した場合における応急の措置の方法	○ (1.5時間以上)	×	原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識
原子炉施設の構造、性能に関する事項 ※2	原子炉、放射線障害物の遮蔽設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法 ①電離放射線の種類及び性質 ②電離放射線が人体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響	○ (0.5時間以上)	×	電離放射線の生体に与える影響
放射線管理に関する事項 ※2	法、令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の関係条項	○ (1時間以上)	×	関係法令
関係法令及び保安規定の遵守に関する事項 ※2	①管理区域への立入り及び退去の手順 ②核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業 ③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業 ④外部放射線による線量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視 ⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去 ⑥原子炉、放射線障害物の遮蔽設備及びその他の設備の取扱い ⑦緊急事態が発生した場合における応急の措置	○ (2時間以上)	×	原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い

※1：急停止措置員（アラート管理担当直轄長を除く）、原子炉副操縦士（アラート管理担当直轄長及び放射線管理担当直轄長を除く）、原子炉副操縦士及び放射線管理担当直轄長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していることと認められることである。  
※2：急停止措置員（アラート管理担当直轄長を除く）、放射線管理担当直轄長及び放射線管理担当直轄長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していることと認められることである。  
※3：各社業務と関連する教育項目は、対象者となった時点から課せられる。  
※4：法令等の遵守とは、関係法令及び保安規定の遵守に関する事項をいう。

◎：全員が教育の対象者  
○：業務に制限がある者が教育の対象  
×：業務に制限がない者が教育の対象  
( )：合計の教育時間

・玄海原子力発電所 1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更  
・記載の適正化に伴う変更

## 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(記 録)</p> <p>第 65 条 各課長は、表 65-1 及び表 65-2 に定める保安に関する記録を適正に*1作成（表 65-1 (1) 及び(2)を除く。）し、保存する。ただし、表 65-1 (5)イの記録については、原子力発電本部長、原子力総括部門、原子力建設部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、原子力土木建築部門及び発電所組織）が作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2 保安に関する組織は、表 65-3 に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>3 各課長は、表 65-4 に定める保安に関する記録を保存する。</p> <p>※1：適正とは、不正行為がなされていないことという（以下、本条において同じ）。</p> <p style="text-align: center;">＜ 中 略 ＞</p>	<p>(記 録)</p> <p>第 65 条 各課（室、センター）長は、表 65-1 及び表 65-2 に定める保安に関する記録を適正に*1作成（表 65-1 (1)及び(2)を除く。）し、保存する。ただし、表 65-1 (5)イの記録については、原子力部門（原子力発電本部長、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び発電所組織）が作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2 保安に関する組織は、表 65-3 に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>3 各課（室、センター）長は、表 65-4 に定める保安に関する記録を保存する。</p> <p>※1：適正とは、不正行為がなされていないことという（以下、本条において同じ）。</p> <p style="text-align: center;">＜ 中 略 ＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>・記載の適正化に伴う変更</li> </ul>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
表 65-1 (続き)	表 65-1 (続き)	
記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録)	記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録)	
使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	
記録すべき場合※2	記録すべき場合※2	
配置又は配置替えの都度	配置又は配置替えの都度	
5 年間	5 年間	
(7) 使用済燃料の払出しにおける放射能の量	使用済燃料の払出しにおける放射能の量	
払出しの都度	払出しの都度	
10 年間	10 年間	
(8) 使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	使用済燃料の貯蔵施設の記録にあっては毎日 1 回、使用済燃料の貯蔵施設以外の施設の記録にあっては毎週 1 回	
10 年間	10 年間	
(9) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の 1 日間及び 3 月間についての平均濃度	1 日間の平均濃度にあつては毎日 1 回、3 月間の平均濃度にあつては 3 月ごとに 1 回	
10 年間	10 年間	
(10) 管理区域における外部放射線に係る 1 週間の線量当量、空気中の放射性物質の 1 週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週 1 回	
10 年間	10 年間	
(11) 放射線業務従事者の 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量、女子 <sup>※3</sup> の放射線業務従事者の 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月 1 日を始期とする 1 月間の線量	1 年間の線量にあつては毎年度 1 回、3 月間の線量にあつては 3 月ごとに 1 回、1 月間の線量にあつては 1 月ごとに 1 回	
※ 4	※ 4	
(12) 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量が 20 ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該 1 年間を含む原子力規制委員会が定める 5 年間の線量	原子力規制委員会が定める 5 年間に於いて毎年度 1 回 (左欄に掲げる当該 1 年間に以降に限る)	
※ 4	※ 4	
(13) 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	
※ 4	※ 4	
(14) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める 5 年間に於ける当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	
※ 4	※ 4	

・記載の適正化に伴う変更



# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

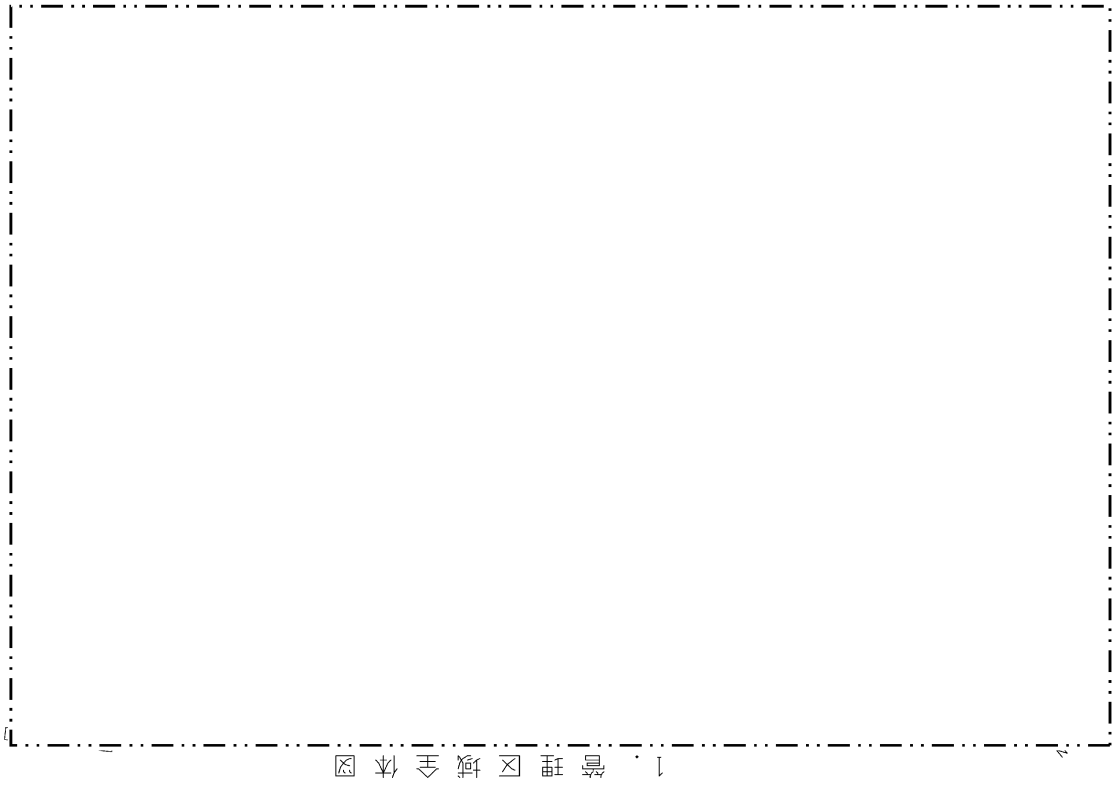

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>(報 告)</b> 第 66 条 各課長は、次に定める事項について、直ちに所長及び廃止措置主任者に報告する。</p> <p>(1) 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合 (第 23 条関連)</p> <p>(2) 放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合 (第 31 条又は第 32 条関連)</p> <p>(3) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合 (第 44 条関連)</p> <p>(4) 実用炉規則第 134 条第 3 号<sup>※1</sup>、第 4 号<sup>※1</sup>、第 6 号から第 12 号及び第 14 号に定める報告事象が生じた場合</p> <p>2 前項に定める事項が発生した場合は、「異常時通報連絡処置基準」に定めた報告体制に従い、社長に報告する。</p> <p>3 第 1 項(4)に定める事項が発生した場合は、直ちに原子力規制委員会に報告する。</p> <p>※ 1：新燃料貯蔵設備、使用済燃料貯蔵設備及び燃料取扱設備に限る。</p>	<p><b>(報 告)</b> 第 66 条 各廃止措置課長は、次に定める事項について、直ちに所長及び廃止措置主任者に報告する。</p> <p>(1) 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合 (第 23 条関連)</p> <p>(2) 放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合 (第 31 条又は第 32 条関連)</p> <p>(3) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合 (第 44 条関連)</p> <p>(4) 実用炉規則第 134 条第 3 号<sup>※1</sup>、第 4 号<sup>※1</sup>、第 6 号から第 12 号及び第 14 号に定める報告事象が生じた場合</p> <p>2 前項に定める事項が発生した場合は、「異常時通報連絡処置基準」に定めた報告体制に従い、社長に報告する。</p> <p>3 第 1 項(4)に定める事項が発生した場合は、直ちに原子力規制委員会に報告する。</p> <p>※ 1：新燃料貯蔵設備、使用済燃料貯蔵設備及び燃料取扱設備に限る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>・記載の適正化に伴う変更</li> </ul>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案


変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(施行期日) 1 この規定第3編は、平成30年12月28日から施行する。</p> <p>附 則</p>	<p>(施行期日) 1 この規定第2編は、2020年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更</li> <li>・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉廃止措置に係る組織体制の見直しに伴う変更</li> <li>・運用の明確化に伴う変更</li> <li>・記載の適正化に伴う変更</li> </ul>




玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更</li> <li>・記載の適正化に伴う変更</li> </ul>


玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>10. 3, 4号炉 管理区域図 その1</p> 	<p>削除</p>	<p>・記載の適正化に伴う変更</p>

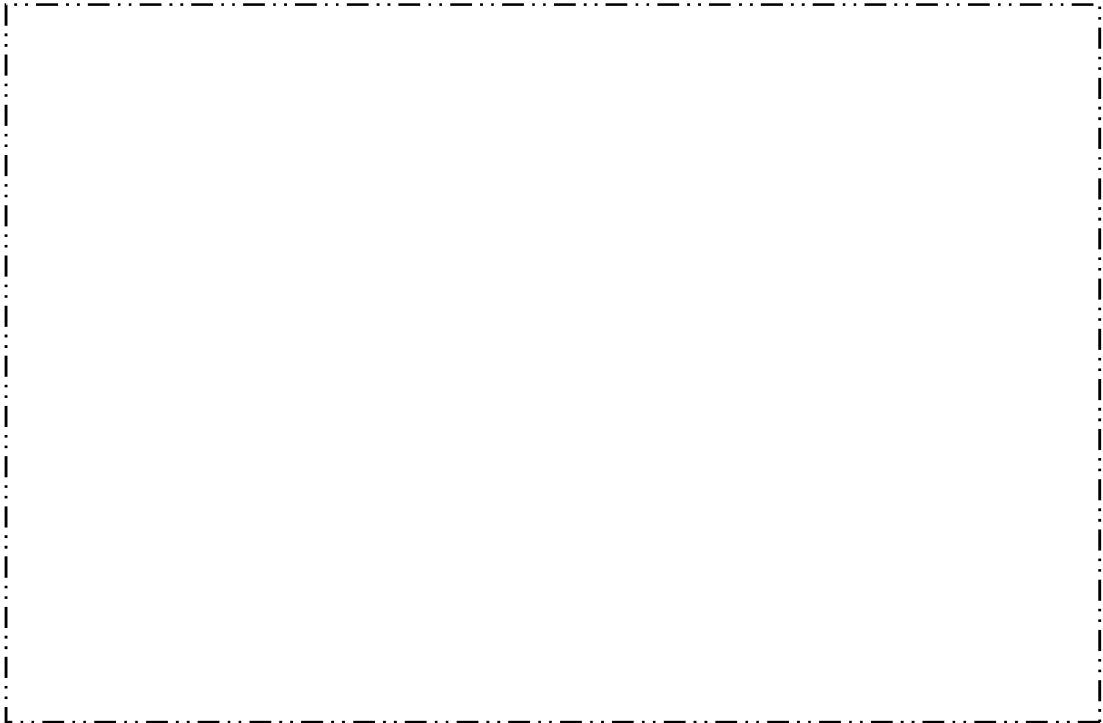
玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>11. 3, 4号炉 確率区域図 その2</p> 	<p>削除</p>	<p>・記載の適正化に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案


変更前	変更後	備考
<p>12. 3, 4号炉管理区域図 その3</p> 	<p>削除</p>	<p>・記載の適正化に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案


変更前	変更後	備考
<p>13. 3,4号炉管理区域図 その4</p> 	<p>削除</p>	<p>・記載の適正化に伴う変更</p>




玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>14. 3,4号炉 管理区域図 その5</p> 	<p>削除</p>	<p>・記載の適正化に伴う変更</p>


玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>15. 3,4号炉 管理区域図 その6</p> 	<p>削除</p>	<p>・記載の適正化に伴う変更</p>


玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>16. 雑回体焼却炉建屋 喫煙区域図 その1</p> 	<p><u>削除 (第1編へ移動)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更</li> </ul>


玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>17. 雑固体焼却炉建屋 管理区域図 その2</p> 	<p><u>削除 (第1編へ移動)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更</li> </ul>


玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>18. 維固体焼却炉建屋 管理区域図 その3</p> 	<p><u>削除 (第1編へ移動)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更</li> </ul>


玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>19. 凝固体焼却炉種別 管理区域図 その4</p> 	<p><u>削除 (第1編へ移動)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更</li> </ul>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

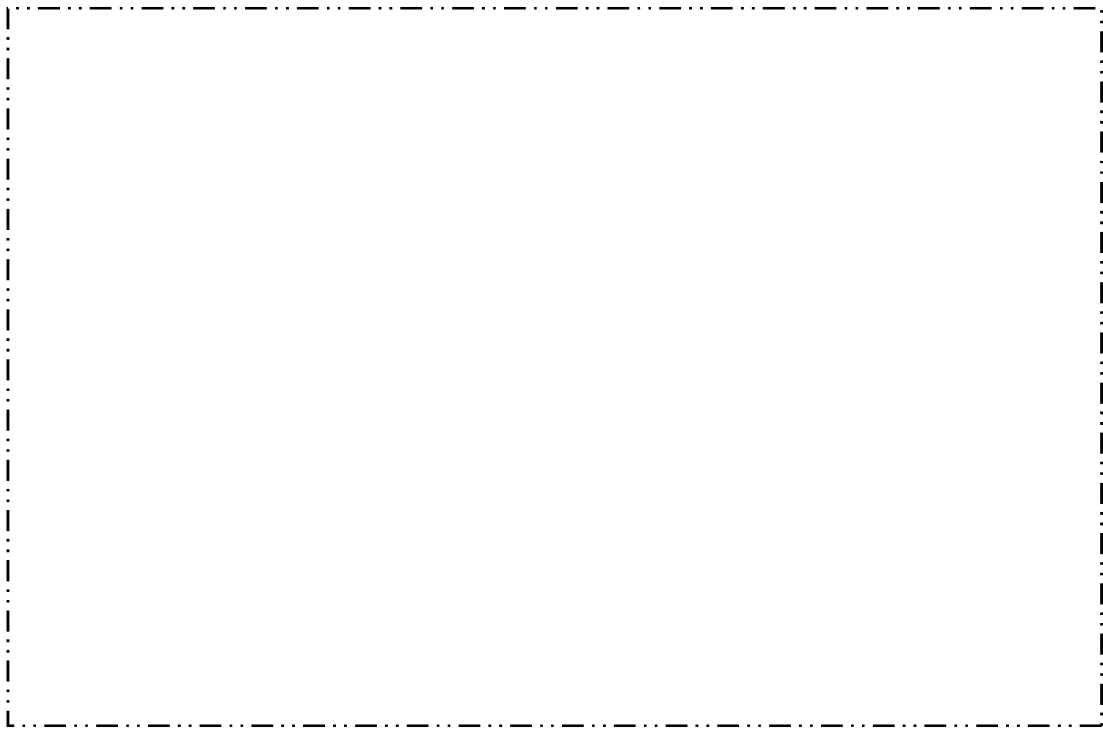
変更前	変更後	備考
<p>20. 雑固体燃料貯建屋 管理区域図 その5</p> 	<p><u>削除 (第1編へ移動)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更</li> </ul>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案


変更前	変更後	備考
<p>21. 凝固体焼却炉種別 焼却区域図 その6</p> 	<p><u>削除 (第1編へ移動)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更</li> </ul>




玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>22. 廃棄物処理建屋 管理区域図 その1</p> 	<p>削除</p>	<p>・記載の適正化に伴う変更</p>


玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>23. 廃棄物処理建屋 管理区域図 その2</p> 	<p>削除</p>	<p>・記載の適正化に伴う変更</p>


玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>24. 廃棄物処理建屋 管理区域図 その3</p> 	<p>削除</p>	<p>・記載の適正化に伴う変更</p>


玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>25. 廃棄物処理建屋 管理区域図 その4</p> 	<p>削除</p>	<p>・記載の適正化に伴う変更</p>


玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>26. 廃棄物処理建物 管理区域図 その5</p> 	<p>削除</p>	<p>・記載の適正化に伴う変更</p>


玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>27. 廃棄物処理建屋 管理区域図 その6</p> 	<p>削除</p>	<p>・記載の適正化に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案


変更前	変更後	備考
<p>28. 廃棄物処理建屋 管理区域図 その7</p> 	<p>削除</p>	<p>・記載の適正化に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

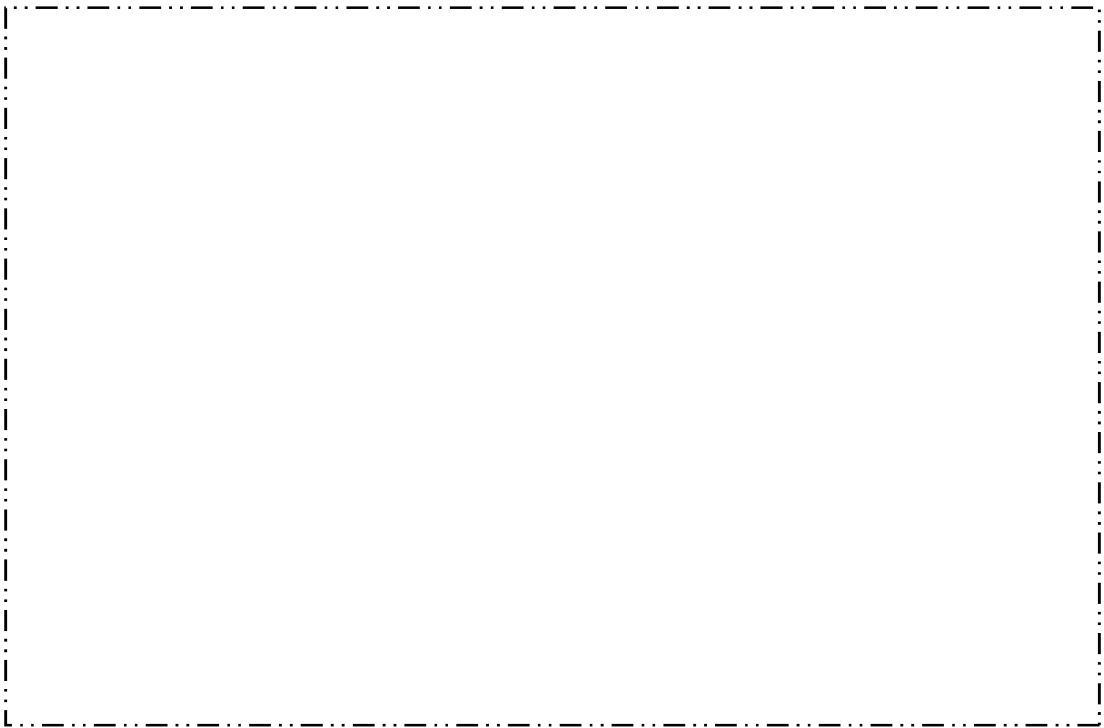
変更前	変更後	備考
<p>29. 廃棄物処理建屋 管理区域図 その8</p> 	<p>削除</p>	<p>・記載の適正化に伴う変更</p>



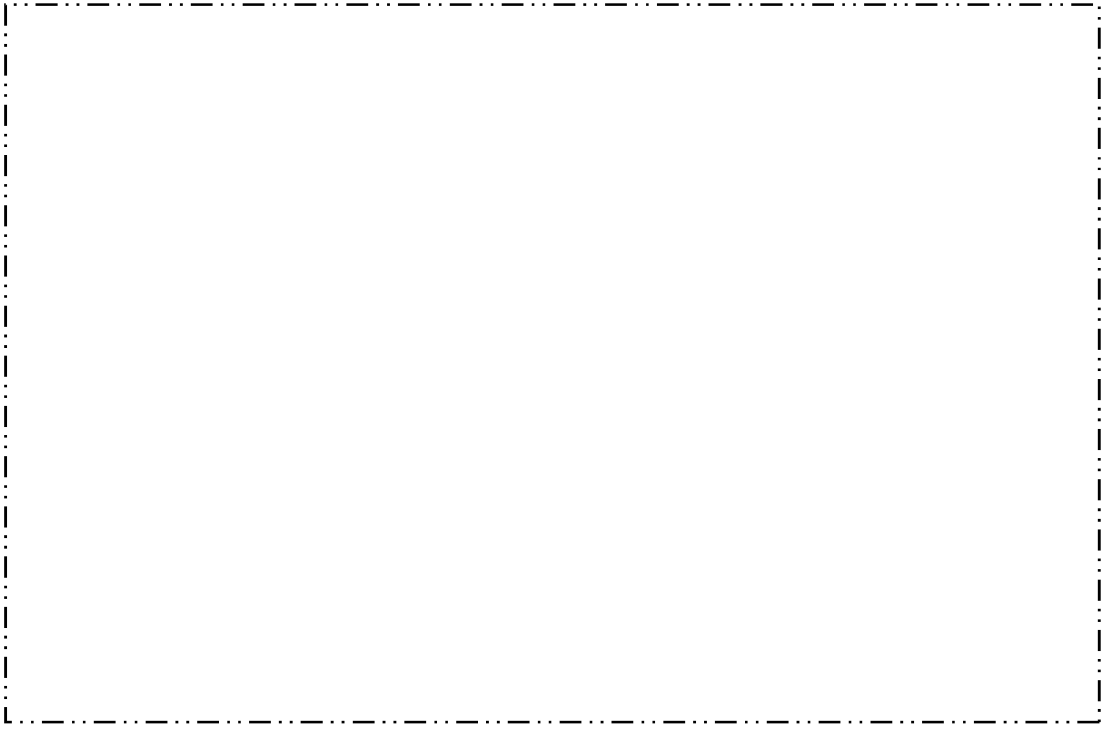
玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>30. 固体廃棄物貯蔵庫 管理区域図 その1</p> 	<p><u>削除 (第1編へ移動)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更</li> </ul>


玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>31. 固体廃棄物貯蔵庫 管理区域図 その2</p> 	<p>削除</p>	<p>・記載の適正化に伴う変更</p>


玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>32. 固体廃棄物貯蔵庫 管理区域図 その3</p> 	<p>削除</p>	<p>・記載の適正化に伴う変更</p>

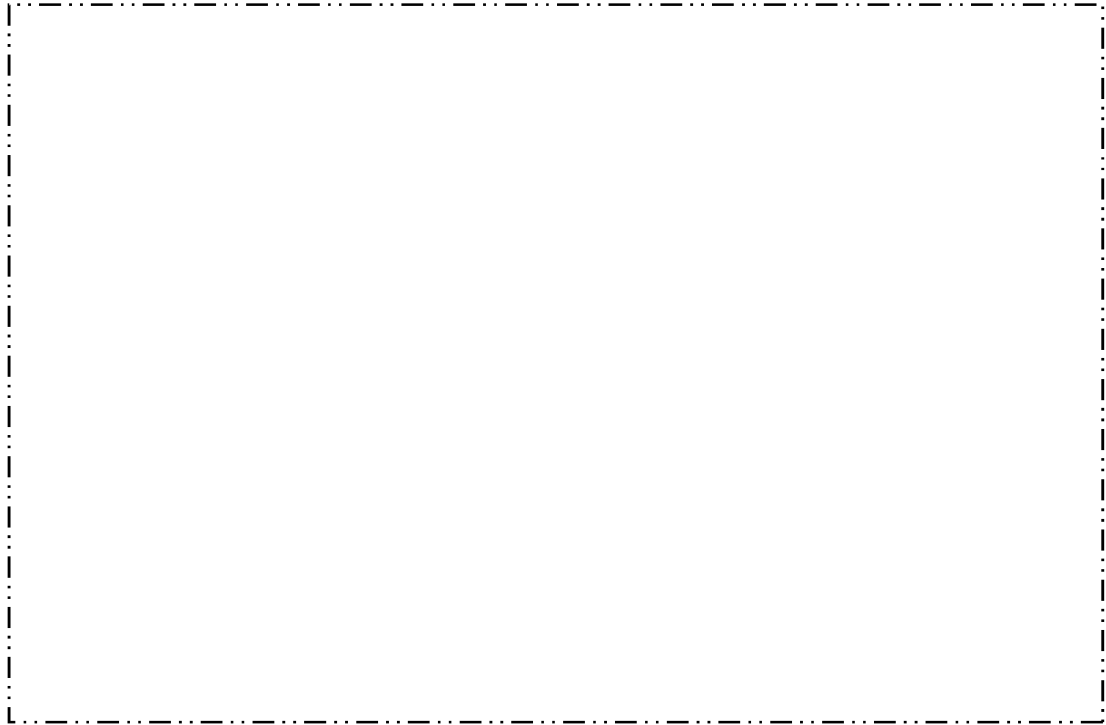
玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>33. 固体廃棄物貯蔵庫 管理区域図 その4</p> 	<p>削除</p>	<p>・記載の適正化に伴う変更</p>


玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>34. 固体廃棄物貯蔵庫 管理区域図 その5</p> 	<p>削除</p>	<p>・記載の適正化に伴う変更</p>



玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>35. 固体廃棄物貯蔵庫 管理区域図 その6</p> 	<p>削除</p>	<p>・記載の適正化に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案


変更前	変更後	備考
<p>36. 固体廃棄物貯蔵庫 管理区域図 その7</p> 	<p>削除</p>	<p>・記載の適正化に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案


変更前	変更後	備考
<p>37. 蒸気発生器架設層管理区域図</p> 	<p>10. 蒸気発生器架設層管理区域図</p> 	<p>・記載の適正化に伴う変更</p>




玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">38. 雑固体溶解処理健康 管理区域図 その1</p> 	<p style="text-align: center;"><u>削除</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化に伴う変更</li> </ul>


玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">39. 雑固体溶解処理建屋 管理区域図 その2</p> 	<p style="text-align: center;"><u>削除</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化に伴う変更</li> </ul>

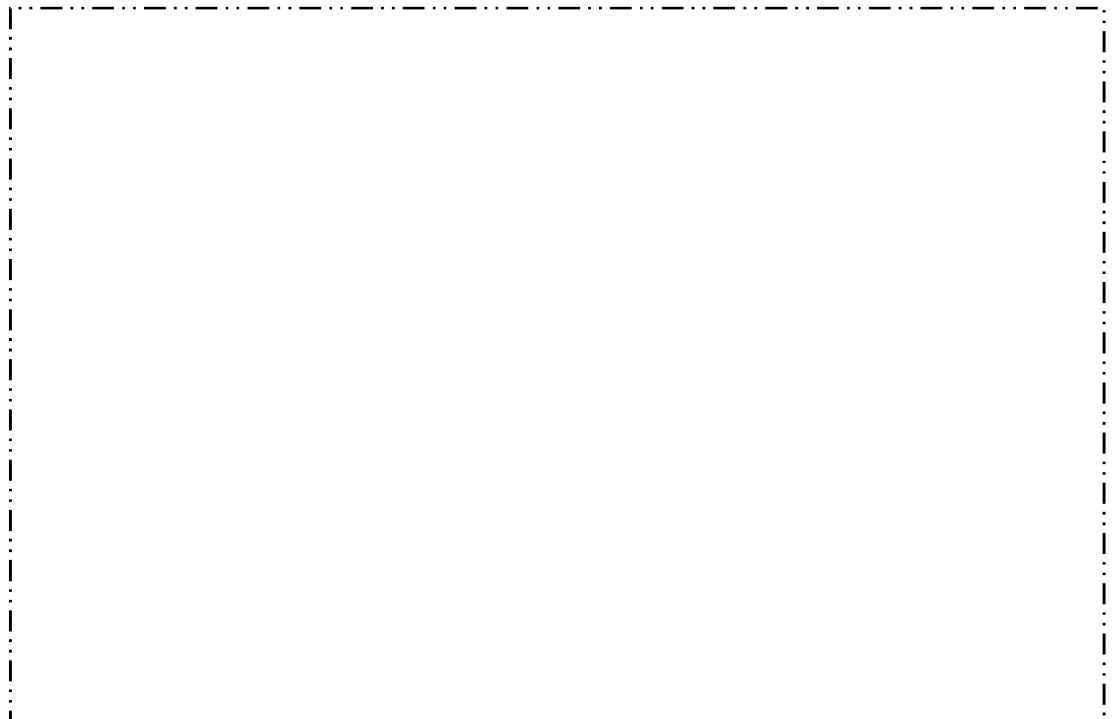
玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">40. 雑固体溶解処理建屋 管理区域図 その3</p> 	<p style="text-align: center;"><u>削除</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化に伴う変更</li> </ul>


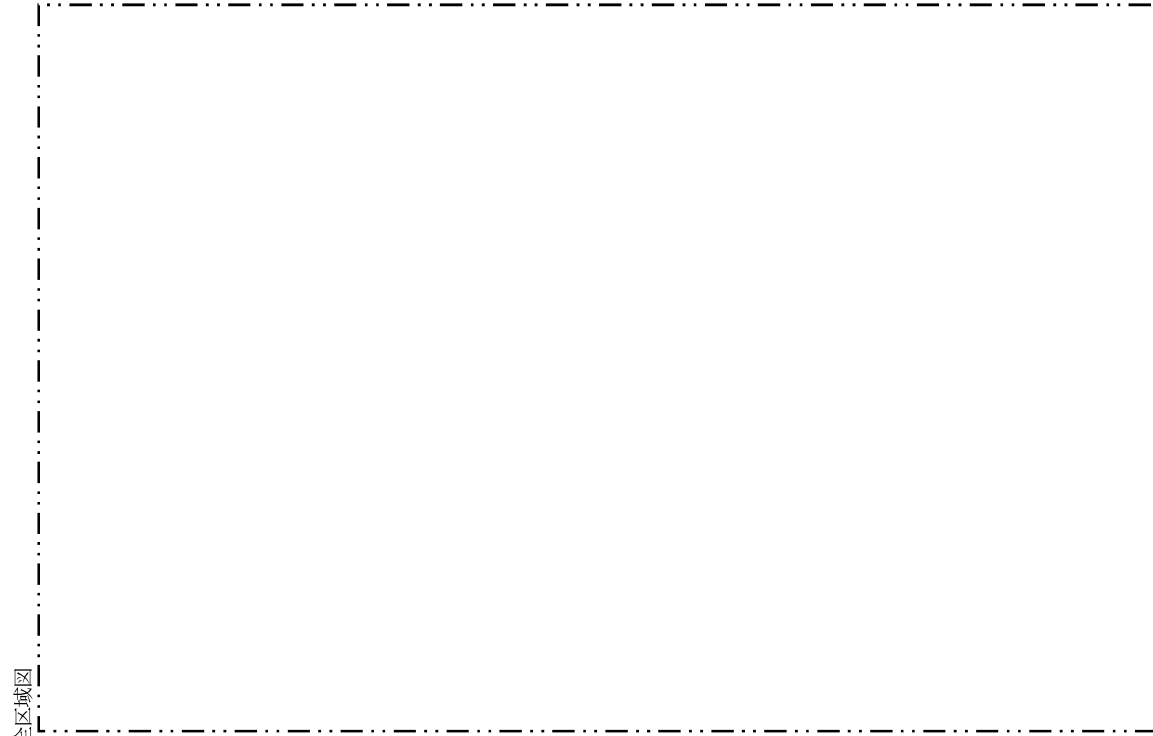
玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">41. 雑固体溶解処理建屋 管理区域図 その4</p> 	<p style="text-align: center;"><u>削除</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化に伴う変更</li> </ul>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">42 雑固体溶解処理建屋 管理区域図 その5</p> 	<p style="text-align: center;"><u>削除</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化に伴う変更</li> </ul>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>添付2 保安区域図</p>  <p>保安区域</p>	<p>添付2 保安区域図</p>  <p>保安区域</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化に伴う変更</li> </ul>